

障害福祉分野における地域差・指定の 在り方について

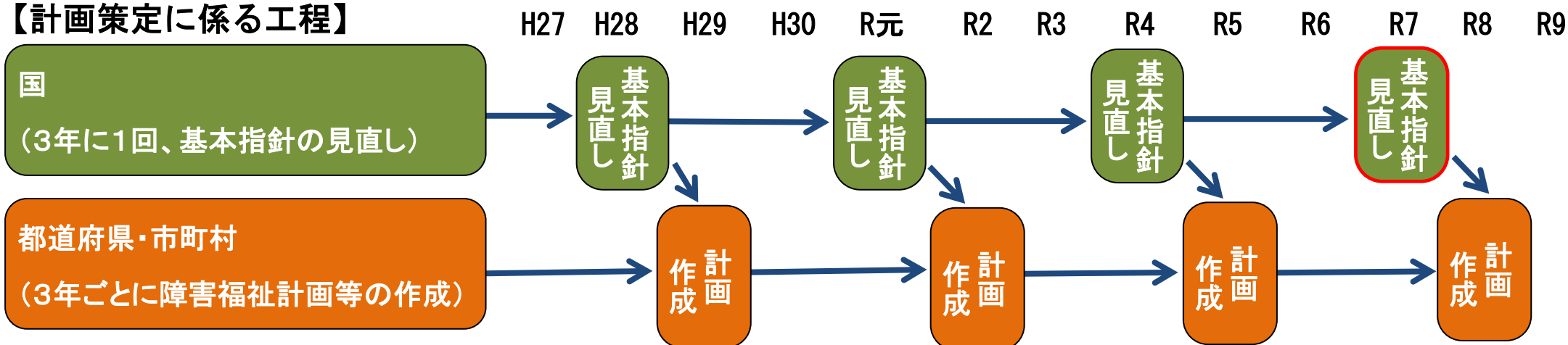
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- ・障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- ・第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和7年度内の告示を想定。

【計画策定に係る工程】



※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る 基本指針の策定について(論点)

- 次期計画の策定に向けて、現行計画の進捗状況やサービス利用の動向等も踏まえつつ、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、新規参入が増加する中で、多様化する利用者のニーズに応じてサービスの質の確保・向上やインクルージョンの推進を図る観点から、
 - ・ 計画で定める目標設定の在り方
 - ・ 地域の実情に即した実効性のある計画の策定(障害福祉サービスデータベースの活用等)等について検討を進めてはどうか。

- また、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)や経済・財政新生計画改革実行プログラム2024(令和6年12月26日経済財政諮問会議)において、次期障害福祉計画・障害児支援計画に向けて、以下の点について検討を行うこととされており、こうした点も併せて、検討を進めてはどうか。
 - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、供給が計画的かつ効率的に行われる方策
 - ・ 都道府県知事が行う事業所指定の際に市町村が意見を申し出る仕組みの推進
 - ・ 共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況も踏まえた事業所指定の在り方
 - ・ 利用者の状況に応じた適切な給付決定のための取組

＜今後のスケジュール(想定)＞

令和7年度 障害者部会・障害児支援部会において基本指針のご議論(数回程度。年末を目途にとりまとめて年度内の告示を想定。)

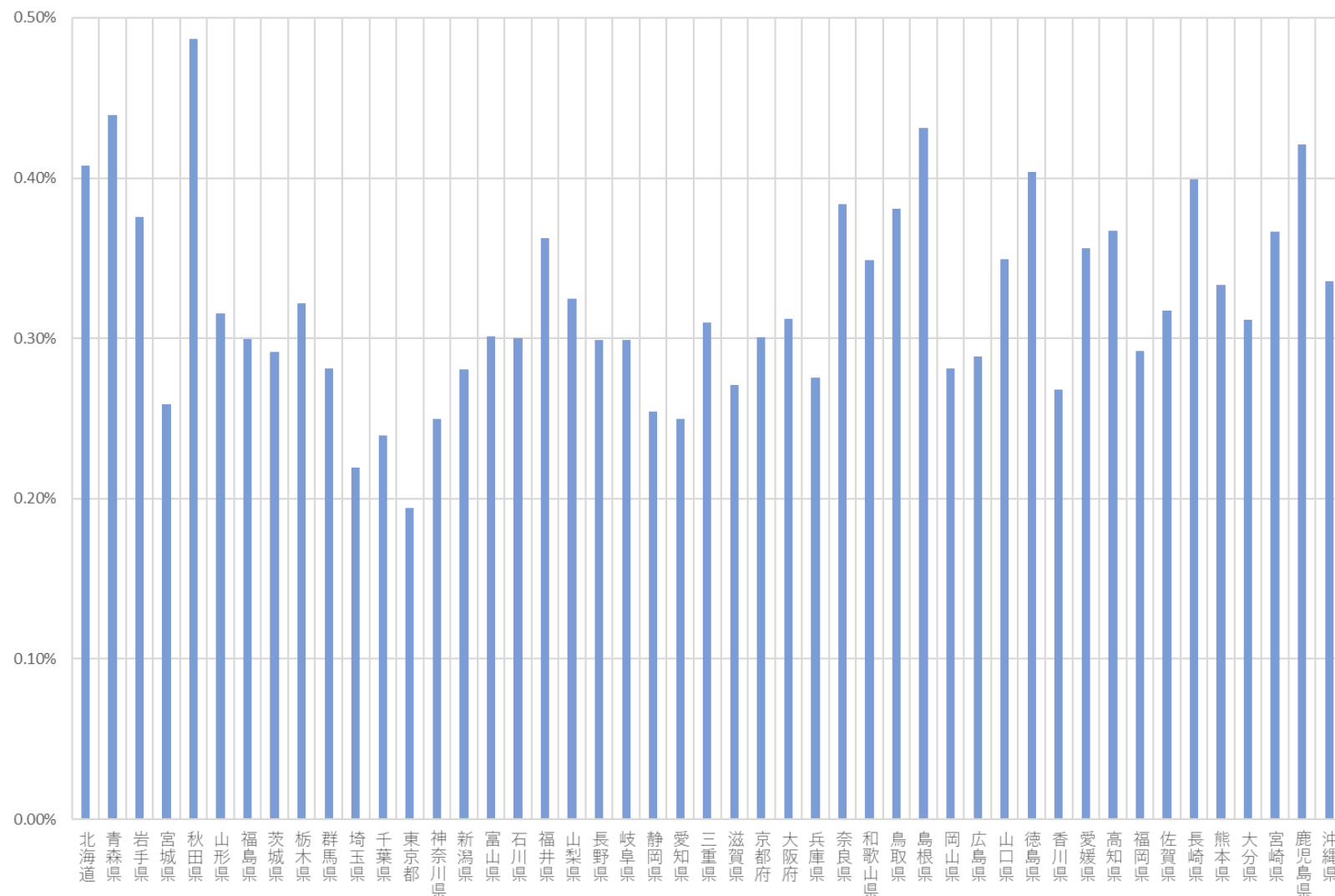
令和8年度 自治体においてニーズ調査及び計画策定等の実施

令和9年度 計画実施(～令和11年度)

1 地域差に係る現状について

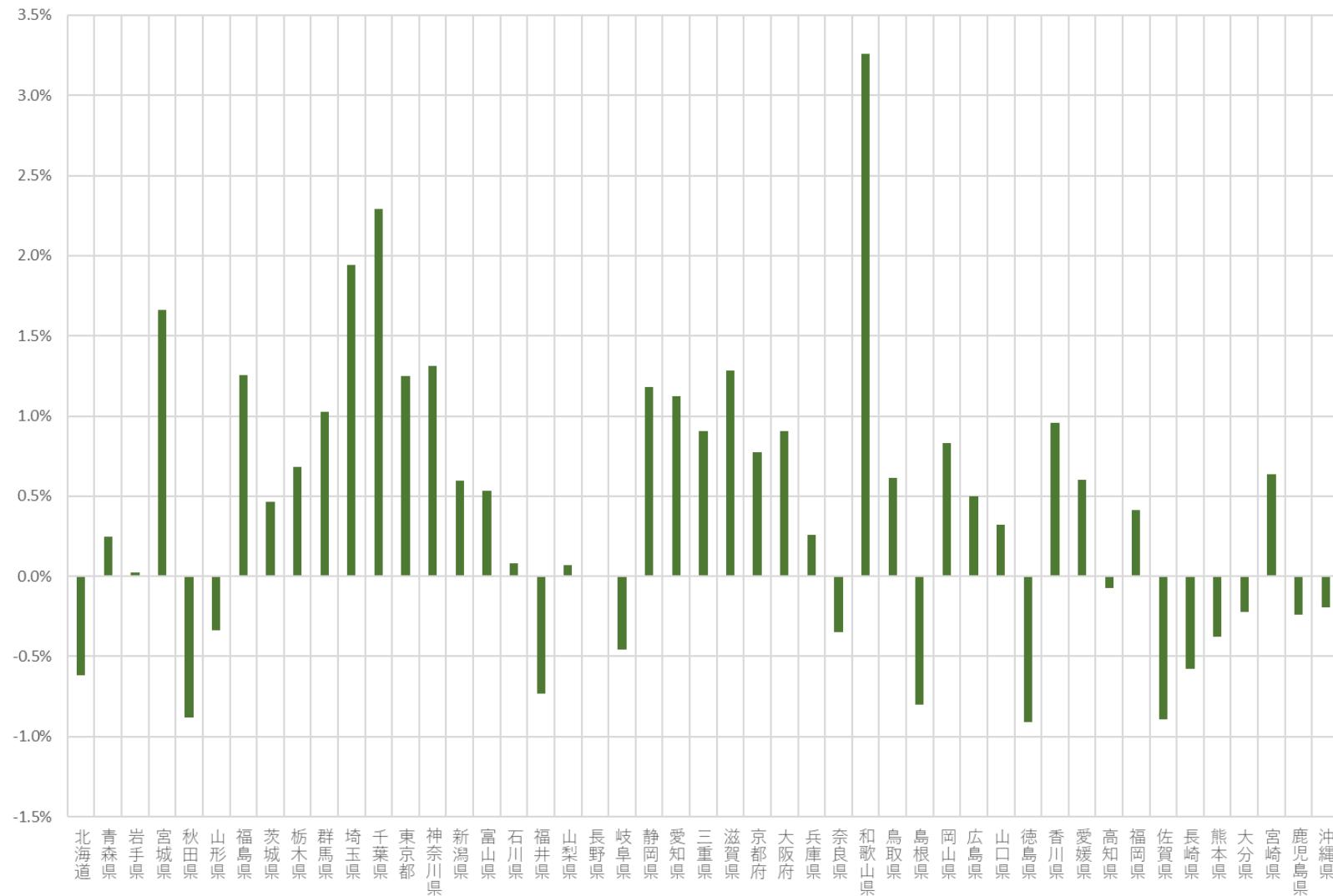
障害福祉分野における地域差（生活介護・都道府県別18歳以上人口に占める利用者数割合） ＜2024年度＞

都道府県別18歳以上人口に占める生活介護の利用者数割合でみると、秋田県、青森県、島根県が大きく、東京都、埼玉県、千葉県が小さい。



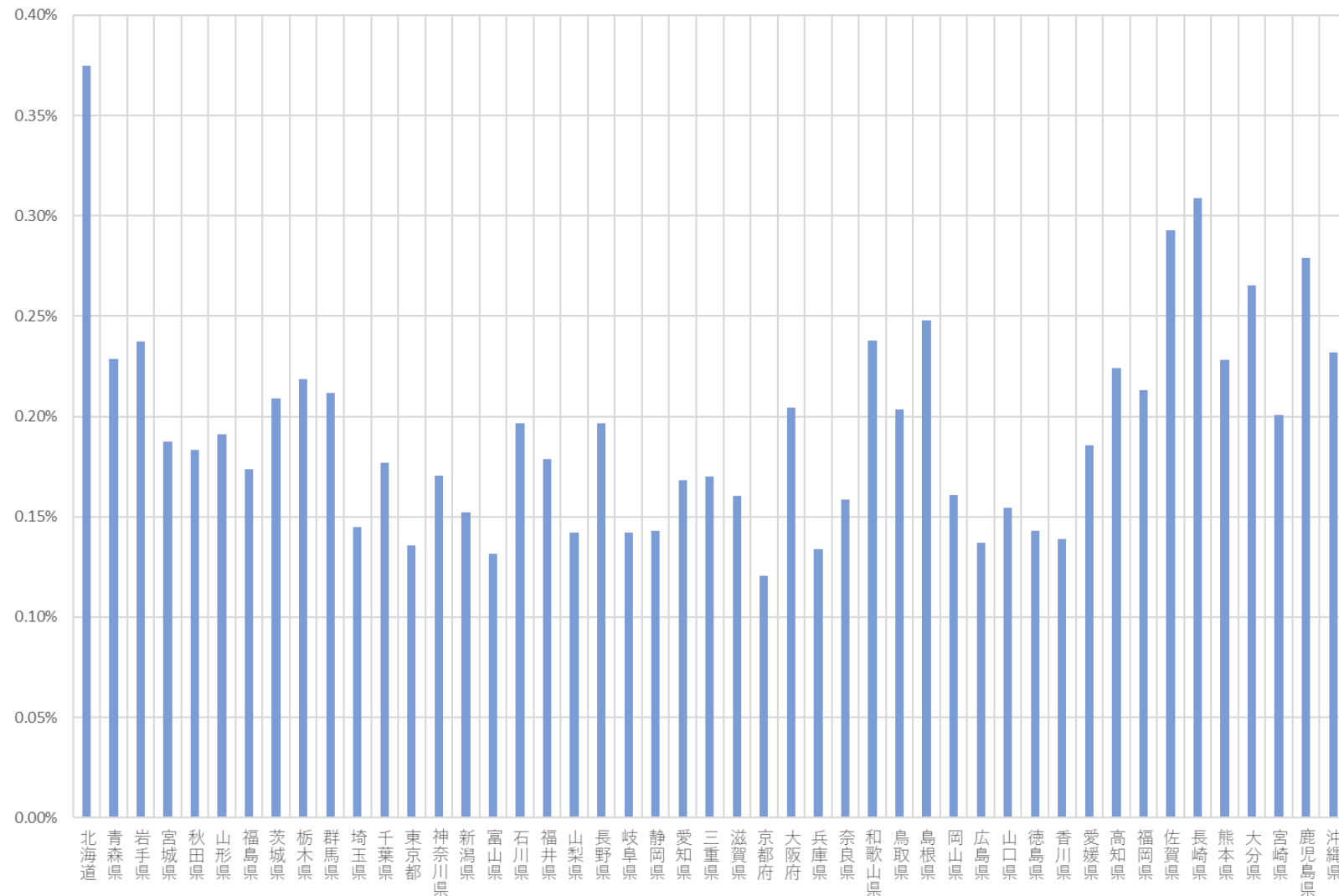
障害福祉分野における地域差（生活介護・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

生活介護の利用者数の伸び率でみると、和歌山県、千葉県、埼玉県が大きく、徳島県、佐賀県、秋田県が小さい。



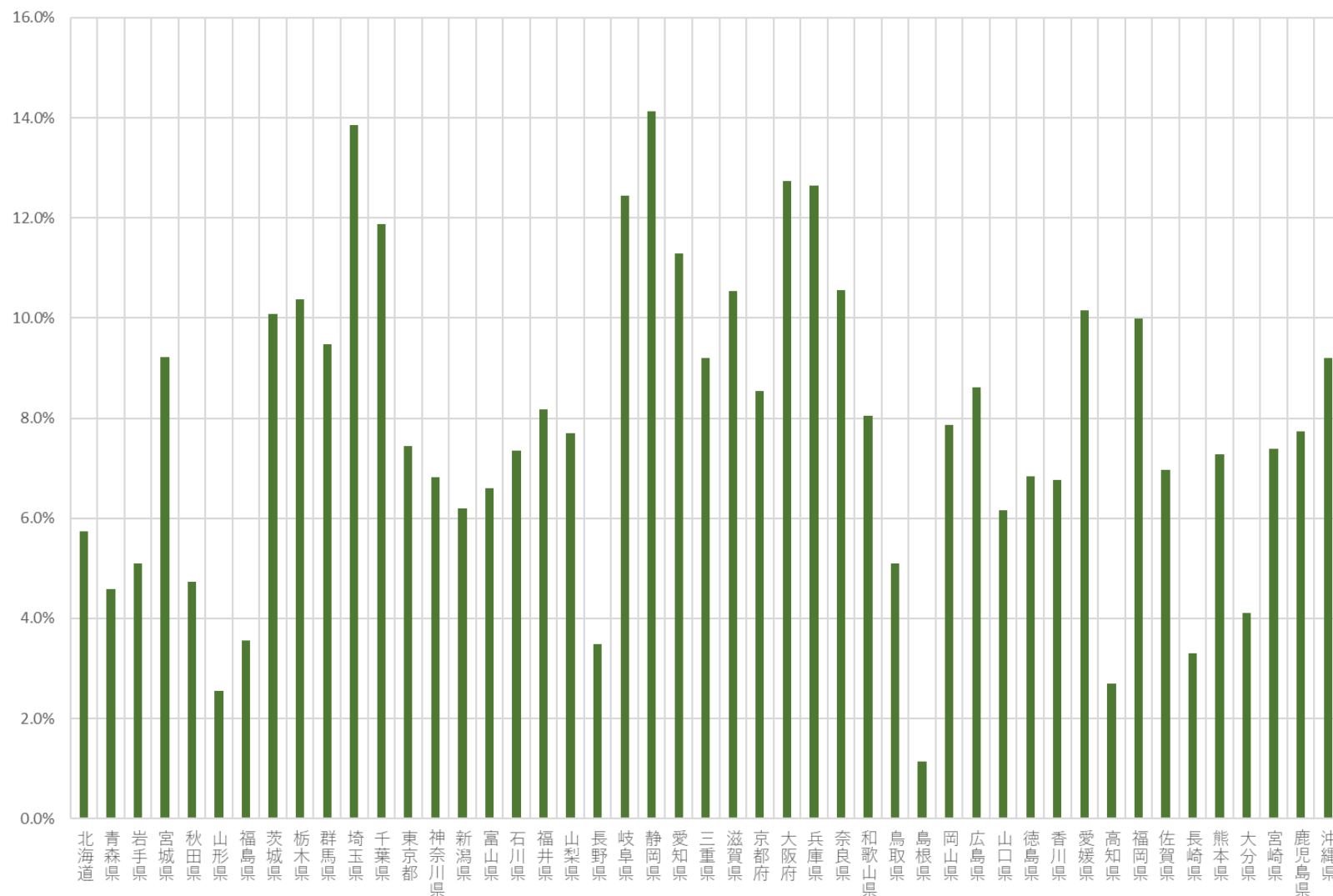
障害福祉分野における地域差（共同生活援助・都道府県別18歳以上人口に占める利用者数割合） ＜2024年度＞

都道府県別18歳以上人口に占める共同生活援助の利用者数割合でみると、北海道、長崎県、佐賀県が大きく、京都府、富山県、兵庫県が小さい。



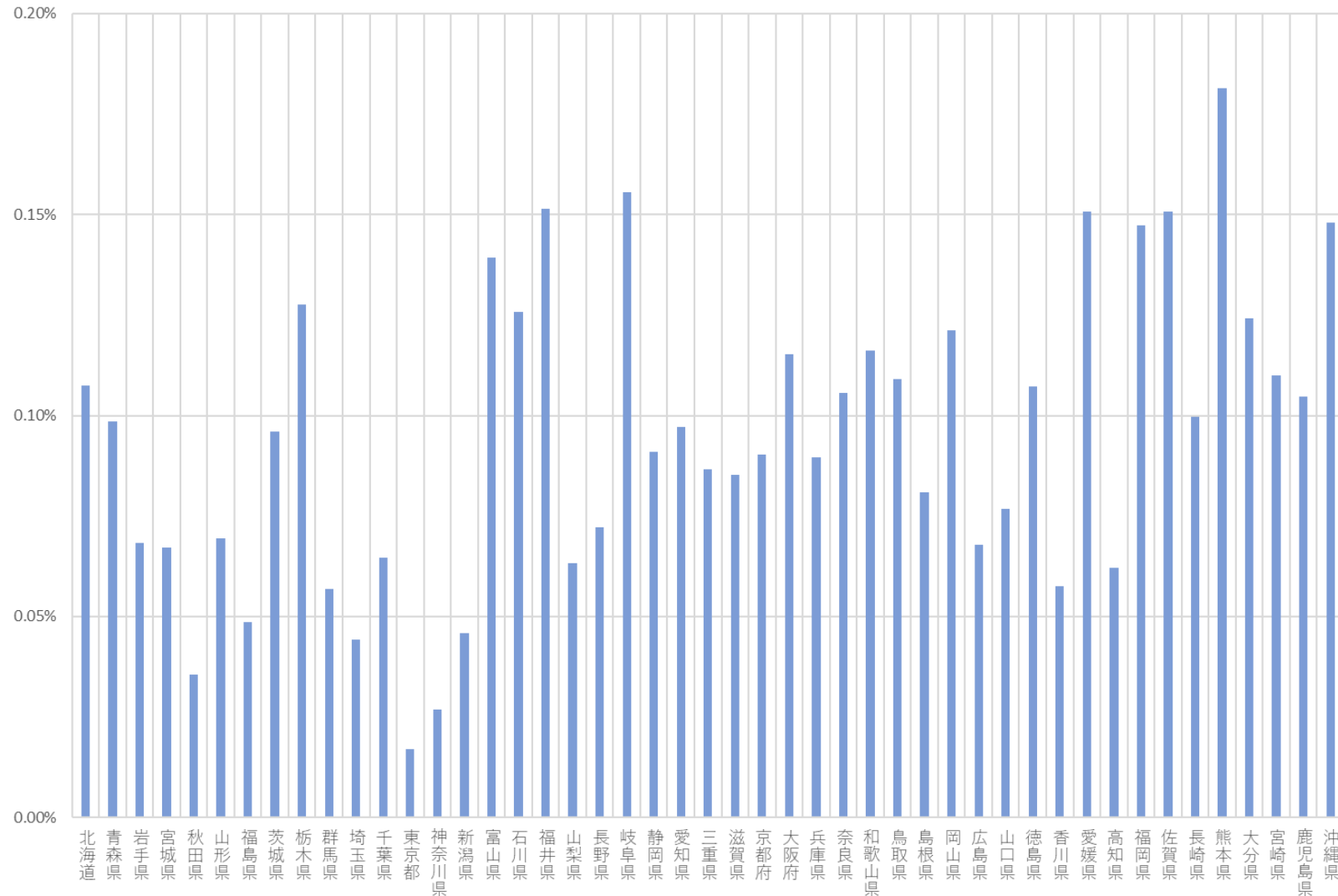
障害福祉分野における地域差（共同生活援助・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

共同生活援助の利用者数の伸び率でみると、静岡県、埼玉県、大阪府が大きく、島根県、山形県、高知県が小さい。



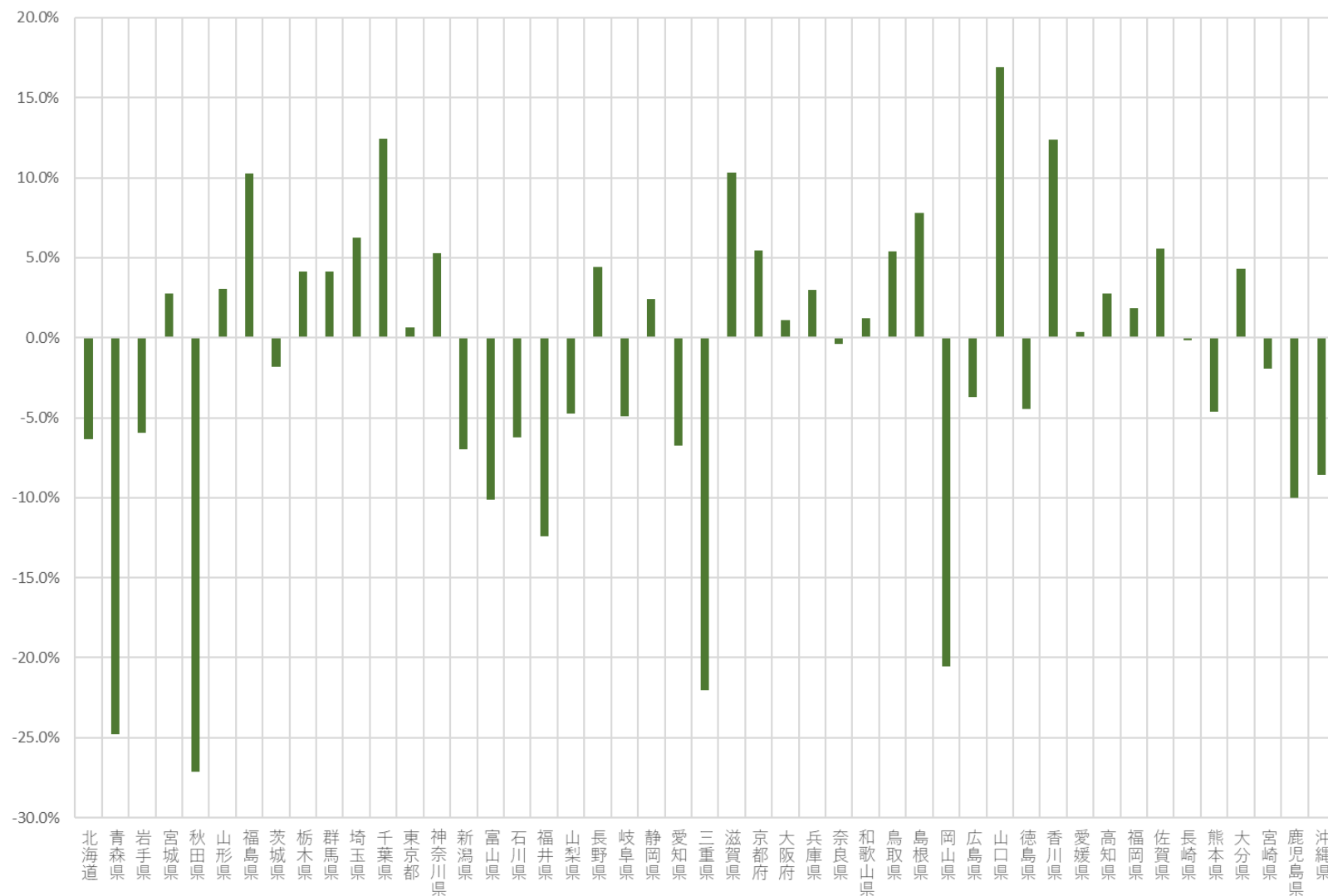
障害福祉分野における地域差（就労継続支援（A型）・都道府県別18歳以上人口に占める利用者数割合）＜2024年度＞

都道府県別18歳以上人口に占める就労継続支援（A型）の利用者数割合でみると、熊本県、岐阜県、福井県が大きく、東京都、神奈川県、秋田県が小さい。



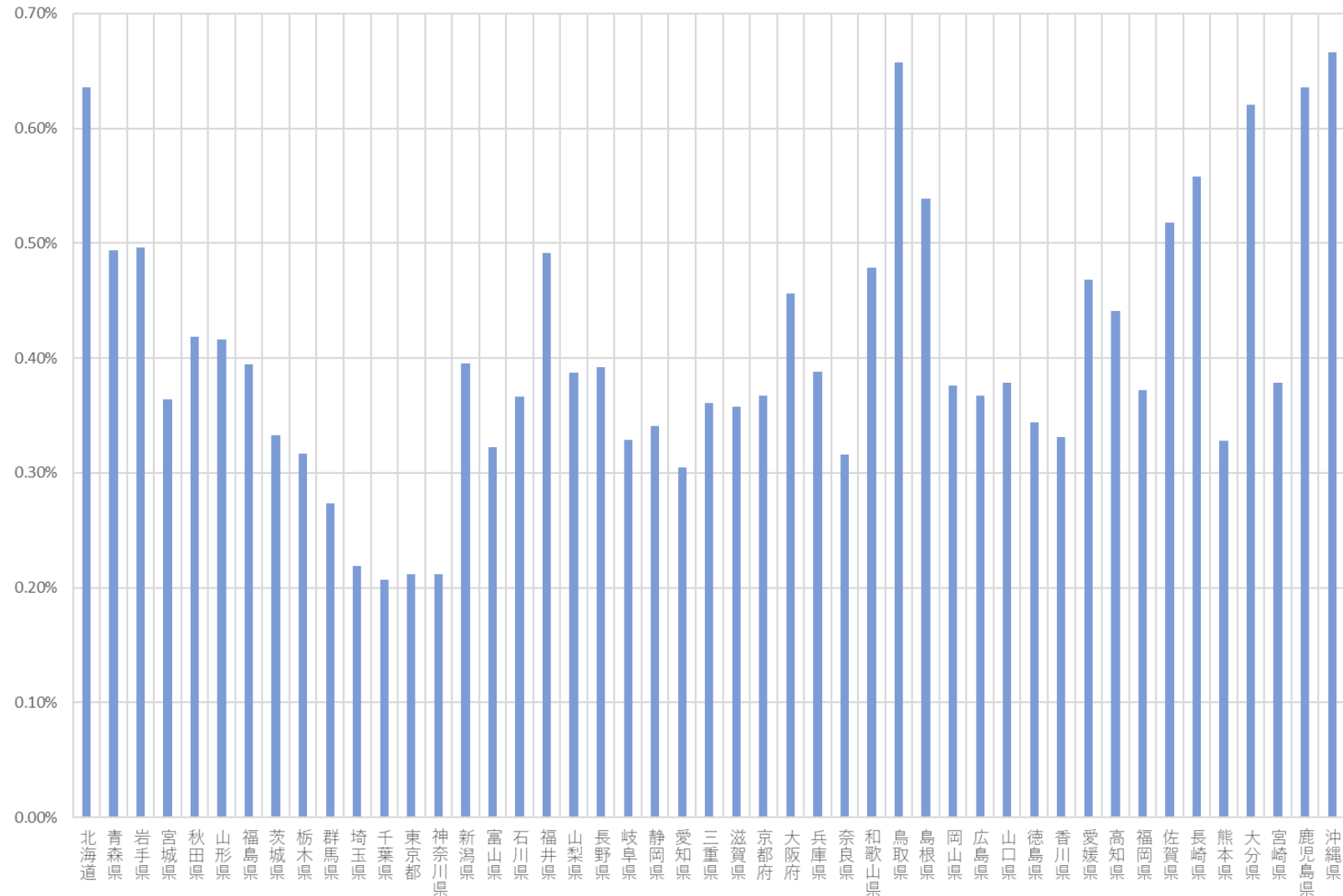
障害福祉分野における地域差（就労継続支援（A型）・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

就労継続支援（A型）の利用者数の伸び率でみると、山口県、千葉県、香川県が大きく、秋田県、青森県、三重県が小さい。



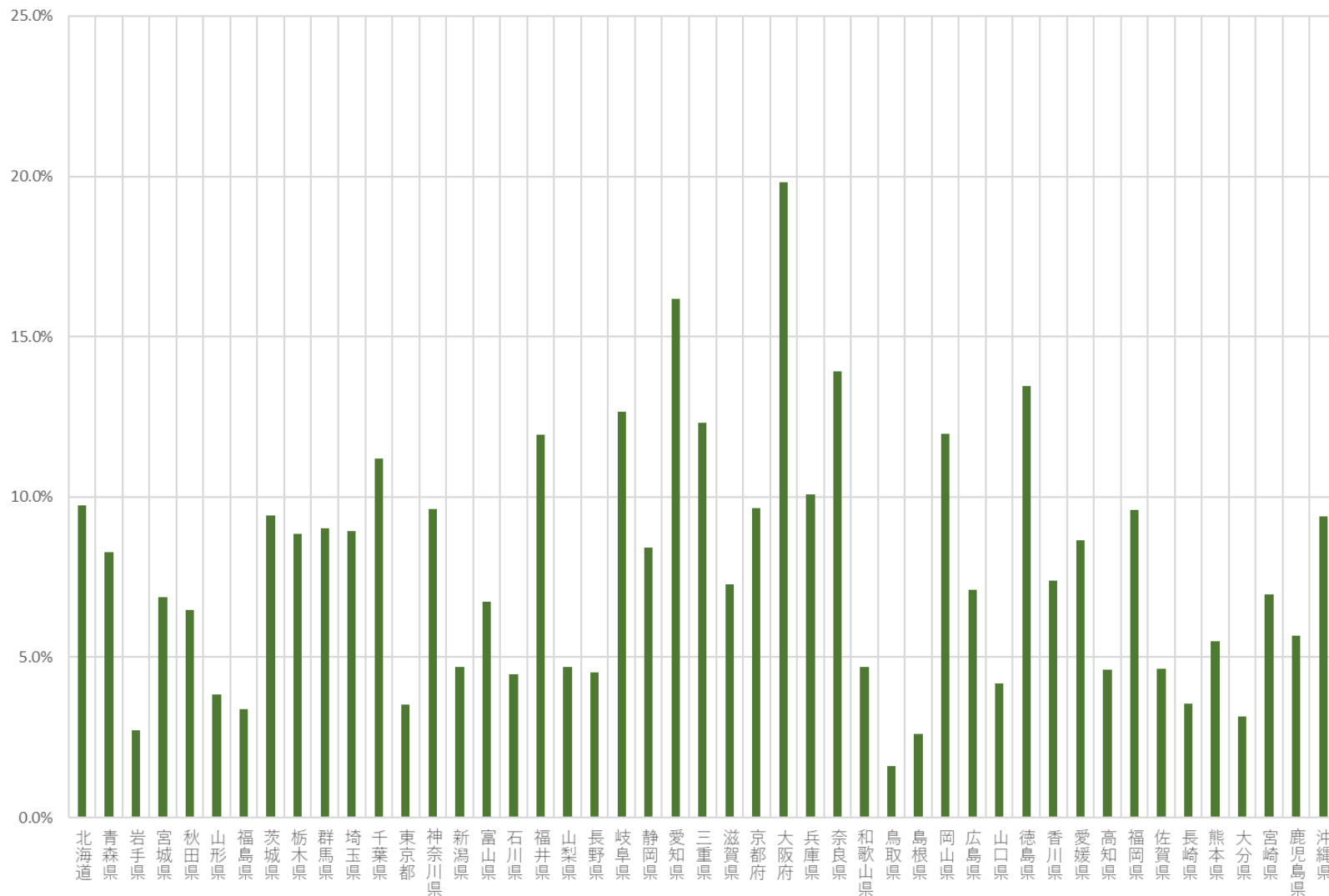
障害福祉分野における地域差（就労継続支援（B型）・都道府県別18歳以上人口に占める利用者数割合）＜2024年度＞

都道府県別18歳以上人口に占める就労継続支援（B型）の利用者数割合でみると、沖縄県、鳥取県、鹿児島県が大きく、千葉県、神奈川県、東京都が小さい。



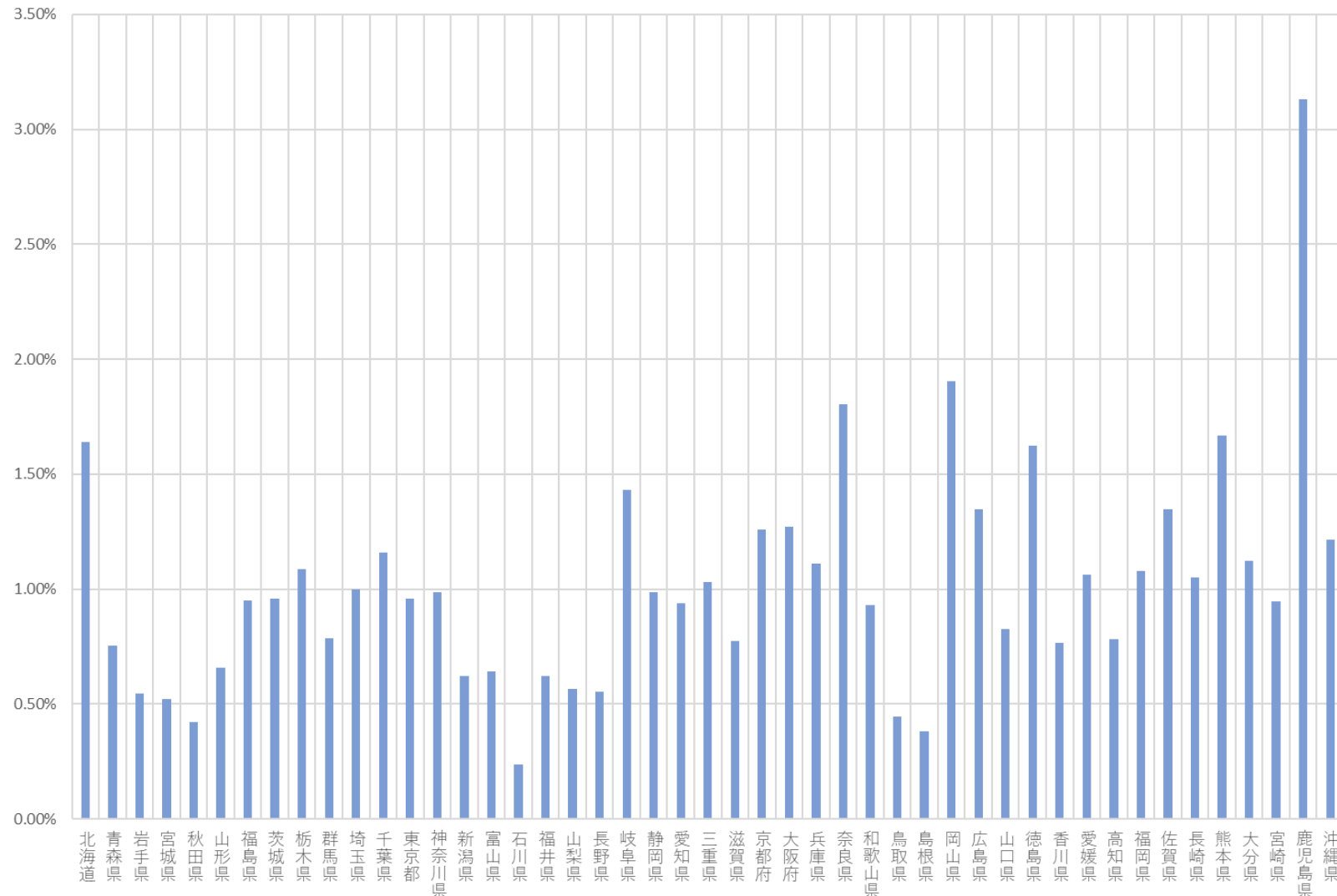
障害福祉分野における地域差（就労継続支援（B型）・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

就労継続支援（B型）の利用者数の伸び率でみると、大阪府、愛知県、奈良県が大きく、鳥取県、島根県、岩手県が小さい。



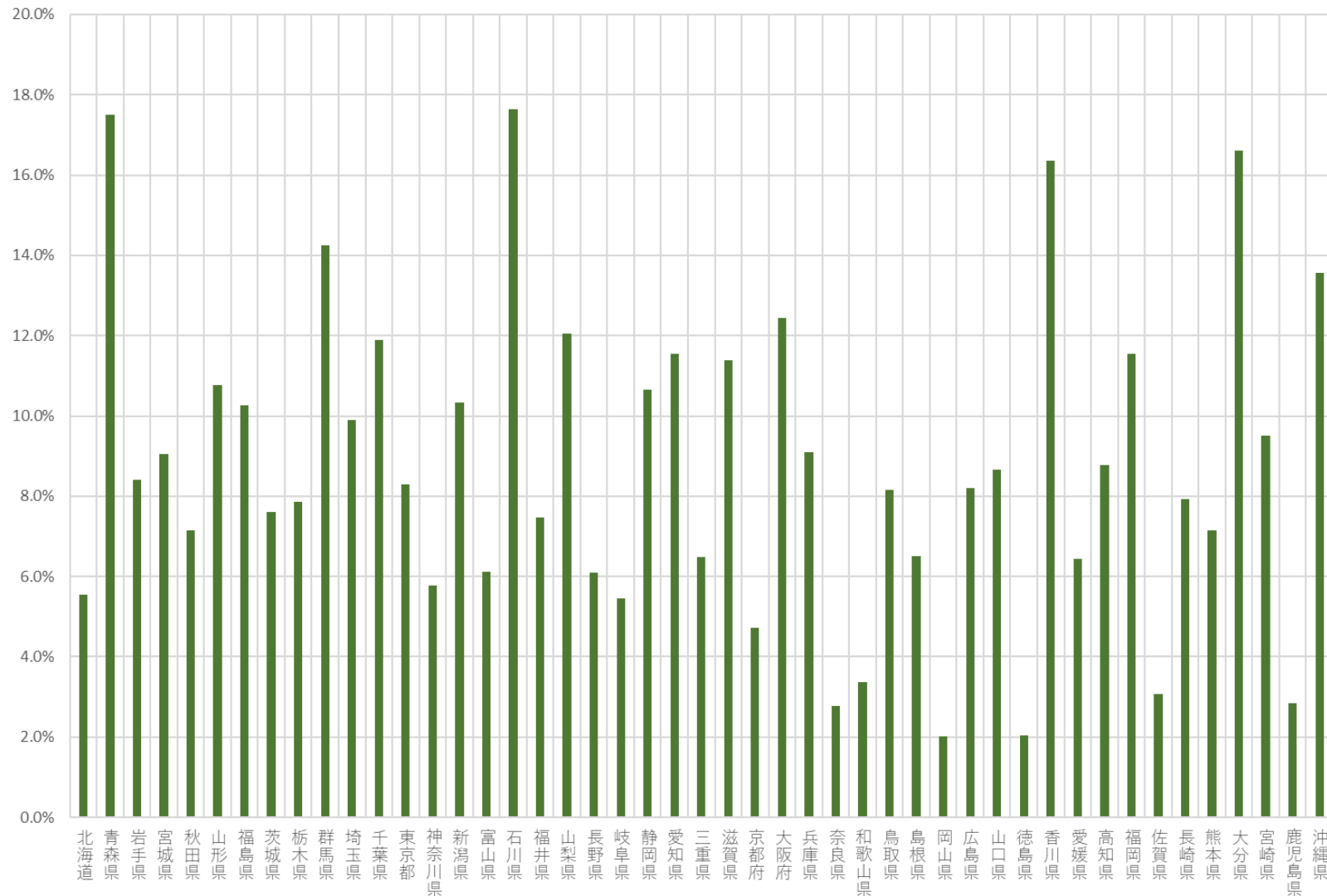
障害福祉分野における地域差（児童発達支援・都道府県別18歳未満人口に占める利用者数割合） ＜2024年度＞

都道府県別18歳未満人口に占める児童発達支援の利用者数割合でみると、鹿児島県、岡山県、奈良県が大きく、石川県、島根県、秋田県が小さい。



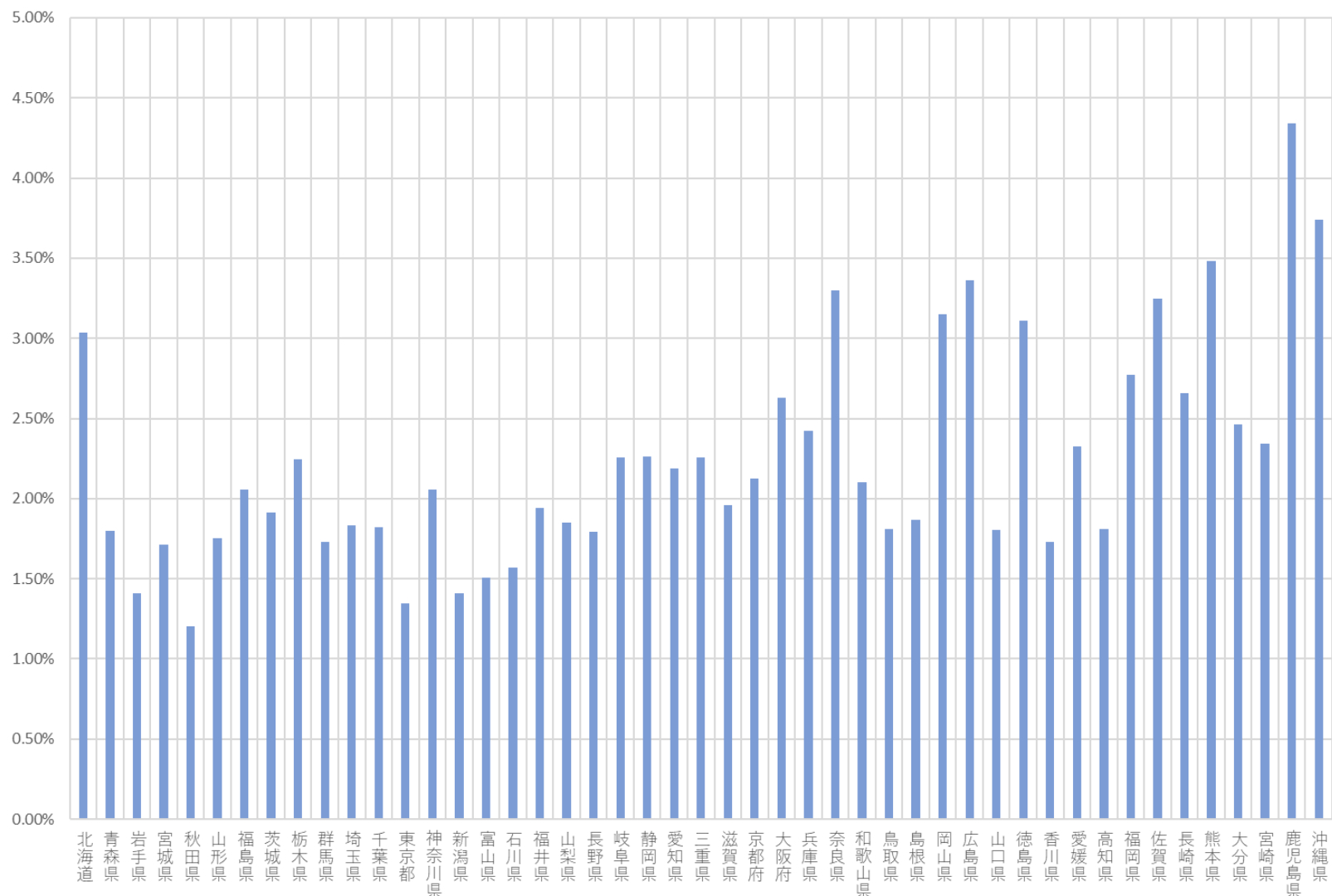
障害福祉分野における地域差（児童発達支援・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

児童発達支援の利用者数の伸び率でみると、石川県、青森県、大分県が大きく、岡山県、徳島県、奈良県が小さい。



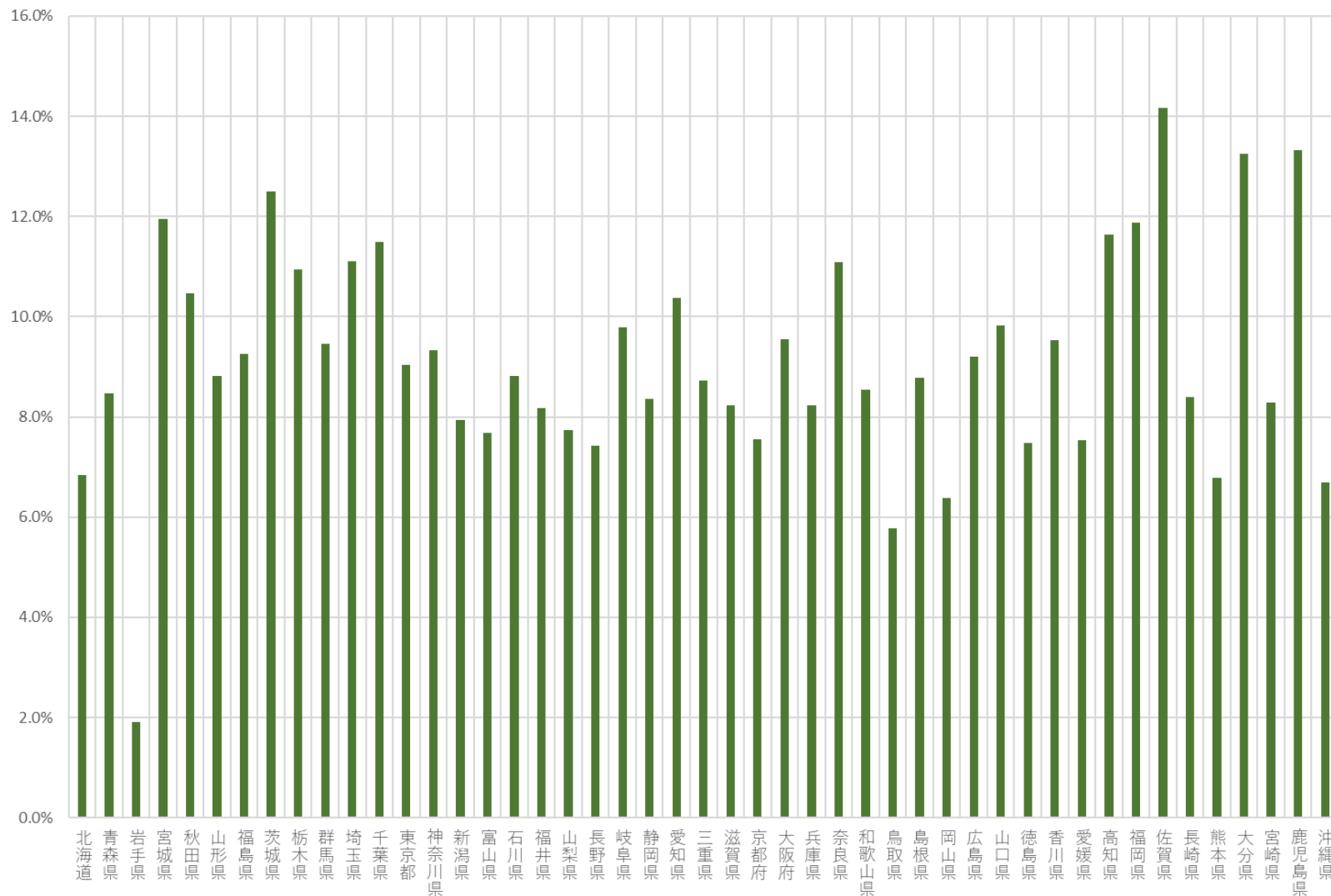
障害福祉分野における地域差（放課後等デイサービス・都道府県別18歳未満人口に占める利用者数割合）＜2024年度＞

都道府県別18歳未満人口に占める放課後等デイサービスの利用者数割合でみると、鹿児島県、沖縄県、熊本県が大きく、秋田県、東京都、岩手県が小さい。



障害福祉分野における地域差（放課後等デイサービス・利用者数の伸び率） ＜2024年度平均の対前年度比＞

放課後等デイサービスの利用者数の伸び率でみると、佐賀県、鹿児島県、大分県が大きく、岩手県、鳥取県、岡山県が小さい。



参 考

各サービスの仕組み及び状況について

生活介護

○対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
 - ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
 - ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
 - サービス管理責任者
 - 生活支援員等 6:1～3:1

○報酬単価（令和6年4月～）

■基本報酬

基本単位数は、利用定員、障害支援区分及びサービス提供時間別に所定単位数を算定
※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位



福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)とを併給可とする。

■主な加算

人員配置体制加算(33～321単位/日)
→ 直接処遇職員を加配(1.5:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

常勤看護職員等配置加算(6～32単位/日)

→ 事業所の利用定員に応じ、常勤換算方法で配置した看護職員数に応じて、利用者全員に加算

延長支援加算

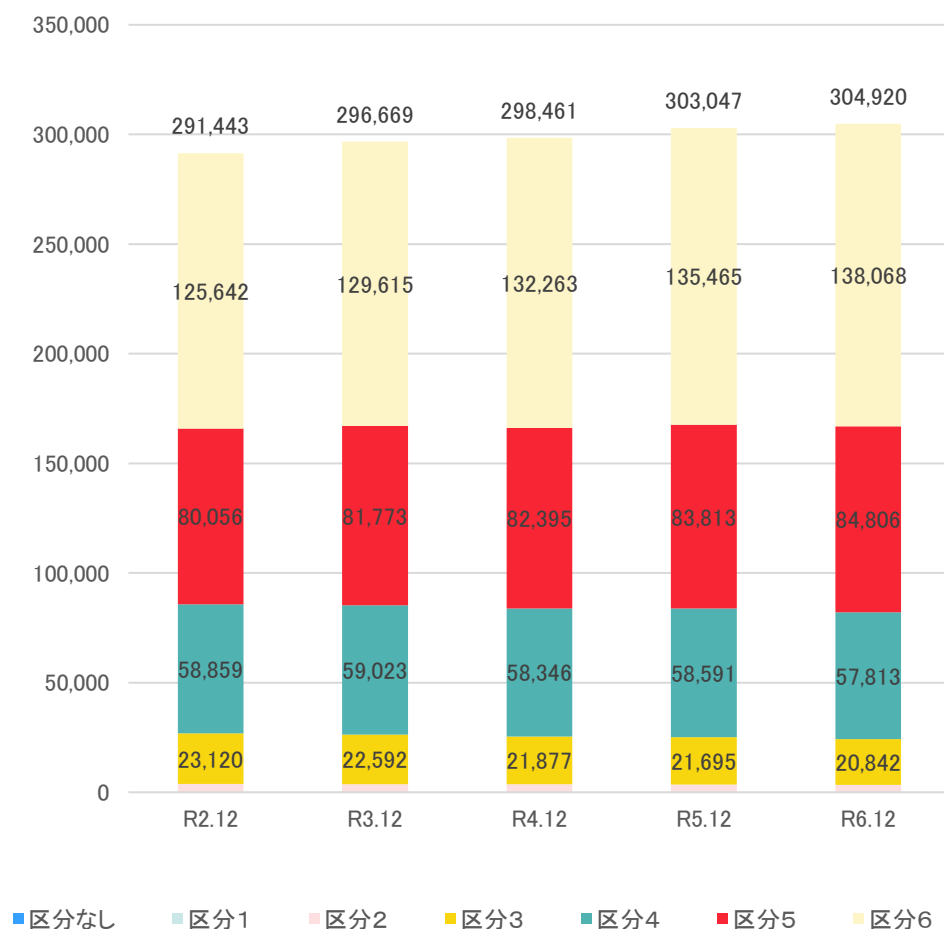
→ 9時間以上のサービス提供を評価

- ・ 所要時間 9時間以上10時間未満 100単位/日
- ・ 所要時間10時間以上11時間未満 200単位/日
- ・ 所要時間11時間以上12時間未満 300単位/日
- ・ 所要時間12時間以上 400単位/日

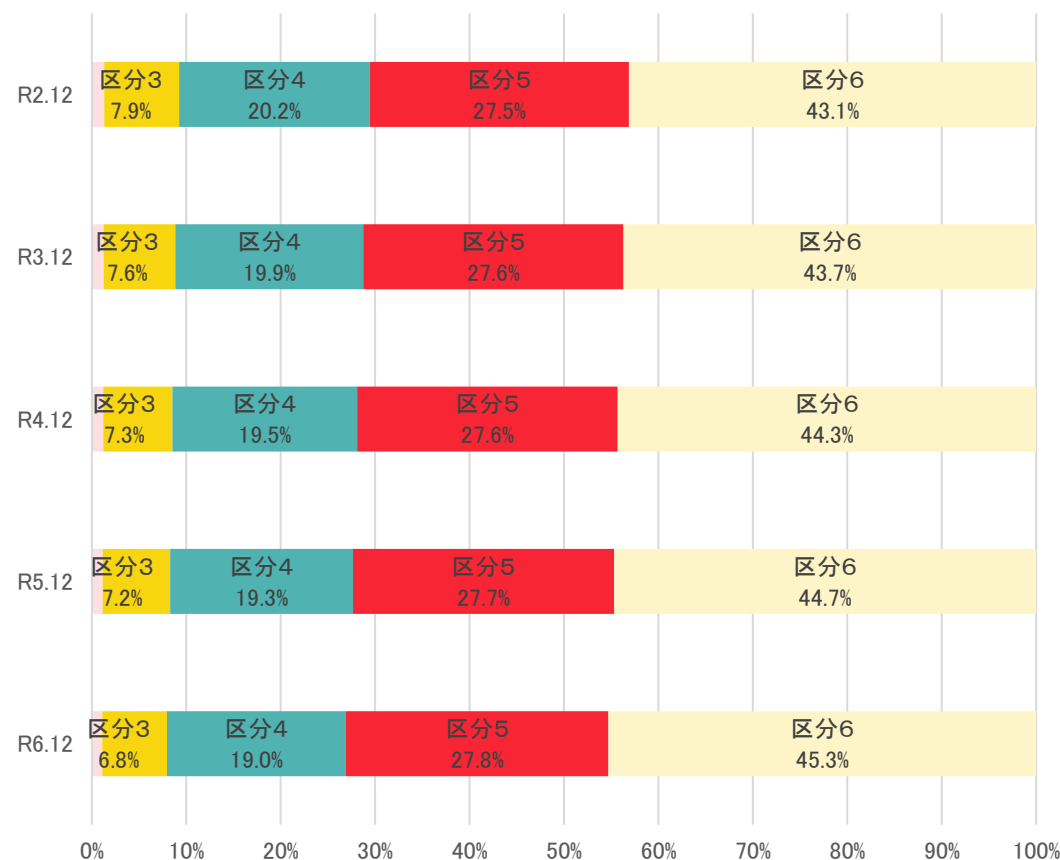
生活介護の利用者数の推移①

- 区分5、区分6で利用者数が増えており、区分6の利用者の割合が増えている。
- 区分5及び区分6の利用者が全体の70%以上を占めている。

区分別利用者数の推移



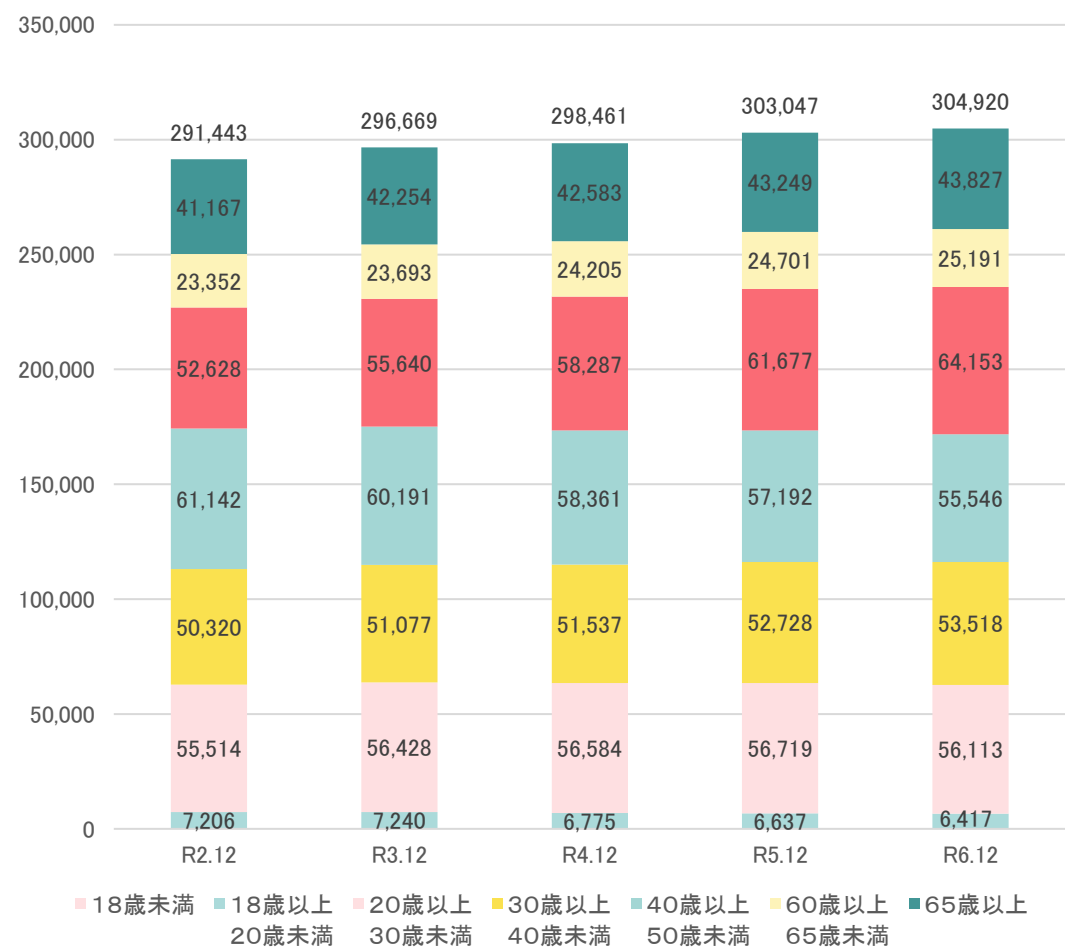
区分別割合の推移



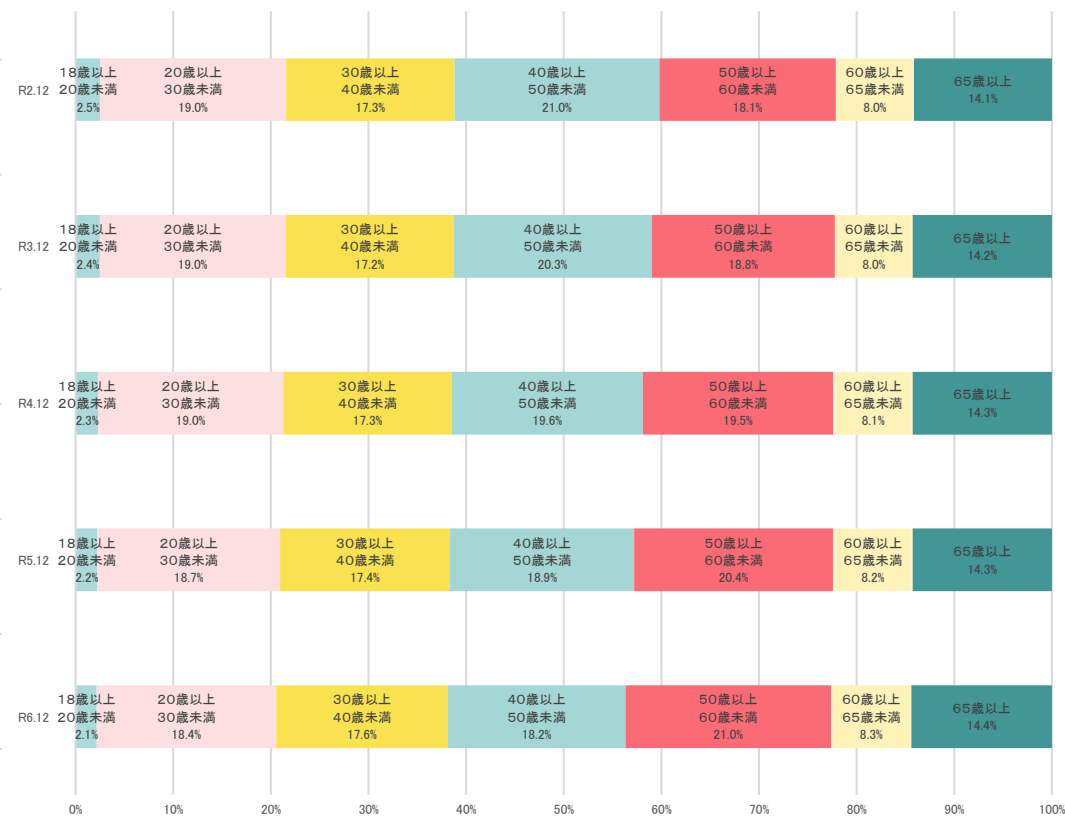
生活介護の利用者数の推移②

- 多くの年齢階級で利用者が増加している。
- 特に50歳以上の利用者の割合が増加傾向にあり、全体の40%以上を占めている。

年齢別利用者数の推移



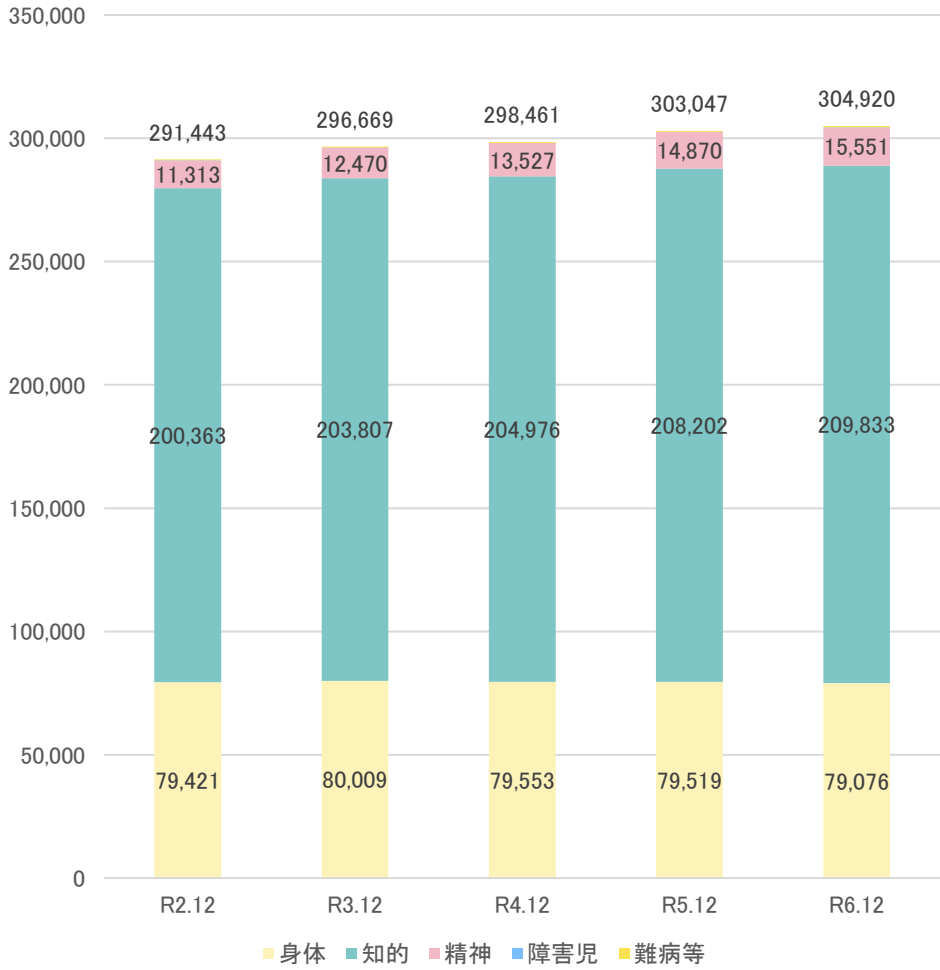
年齢別割合の推移



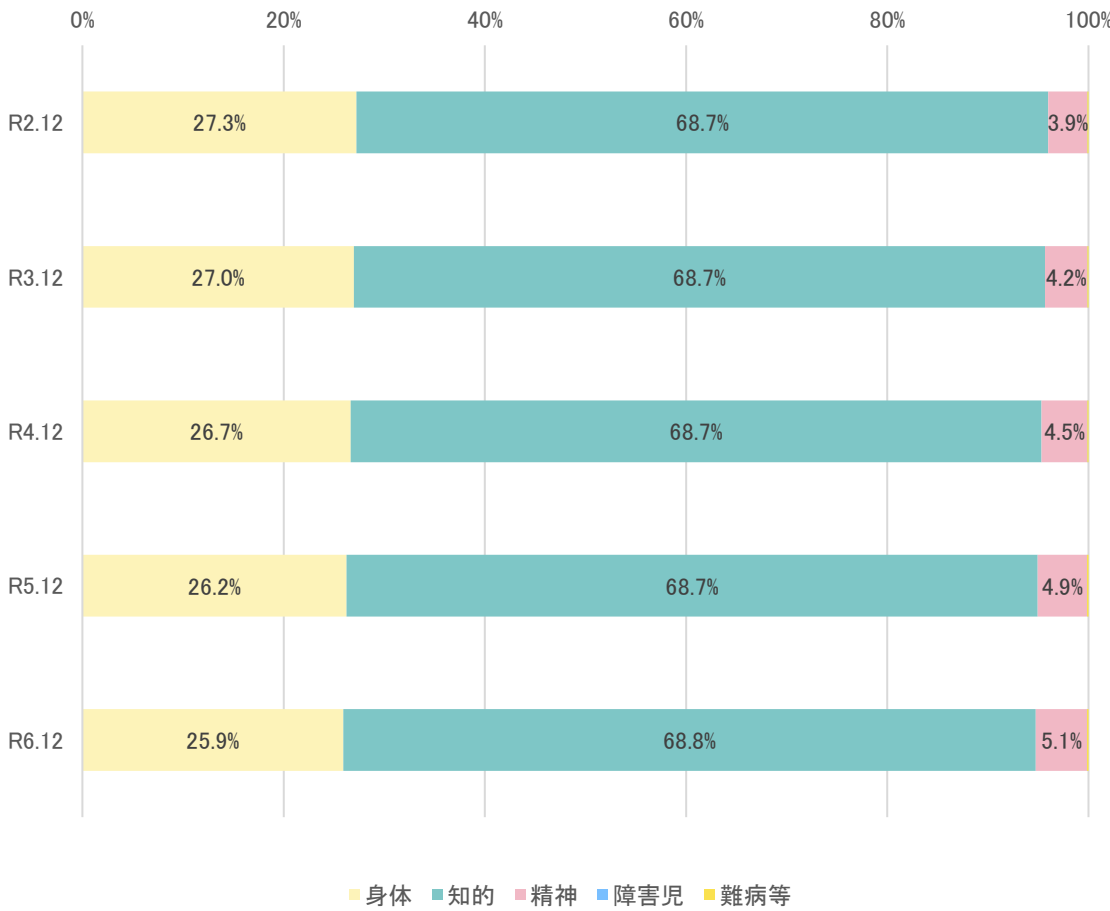
生活介護の利用者数の推移③

○ 生活介護は、知的障害者の利用割合が約70%を占める。

利用者数の推移(障害種別)



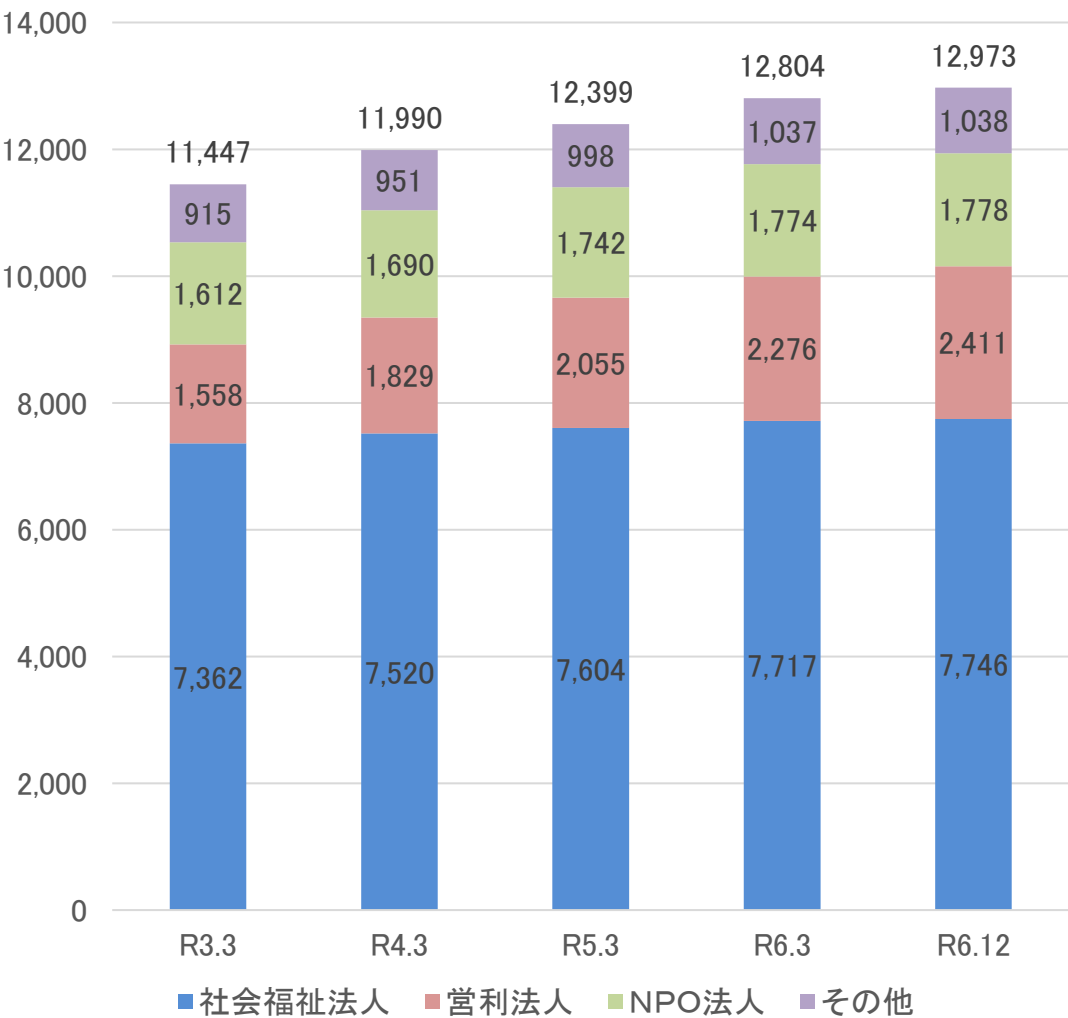
利用者の割合の推移(障害種別)



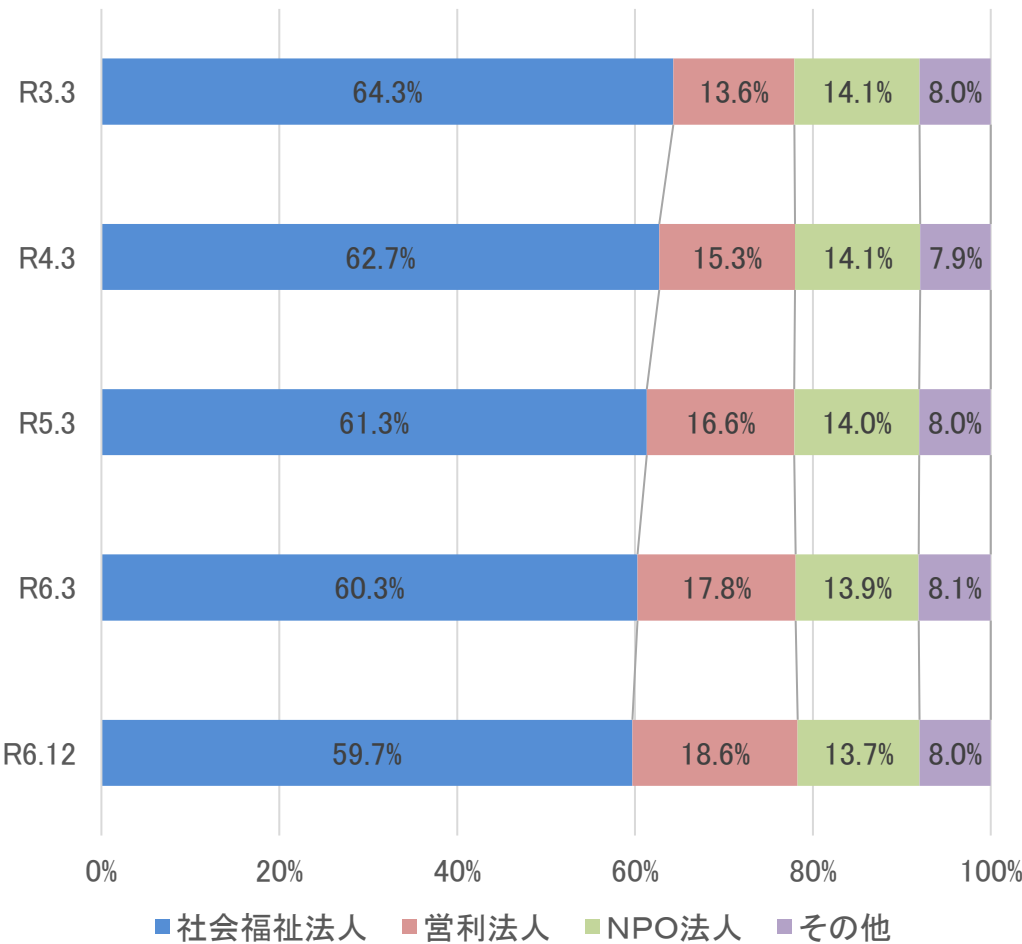
生活介護事業所の設置主体別の状況

○ 生活介護事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。

設置主体別事業者数の推移



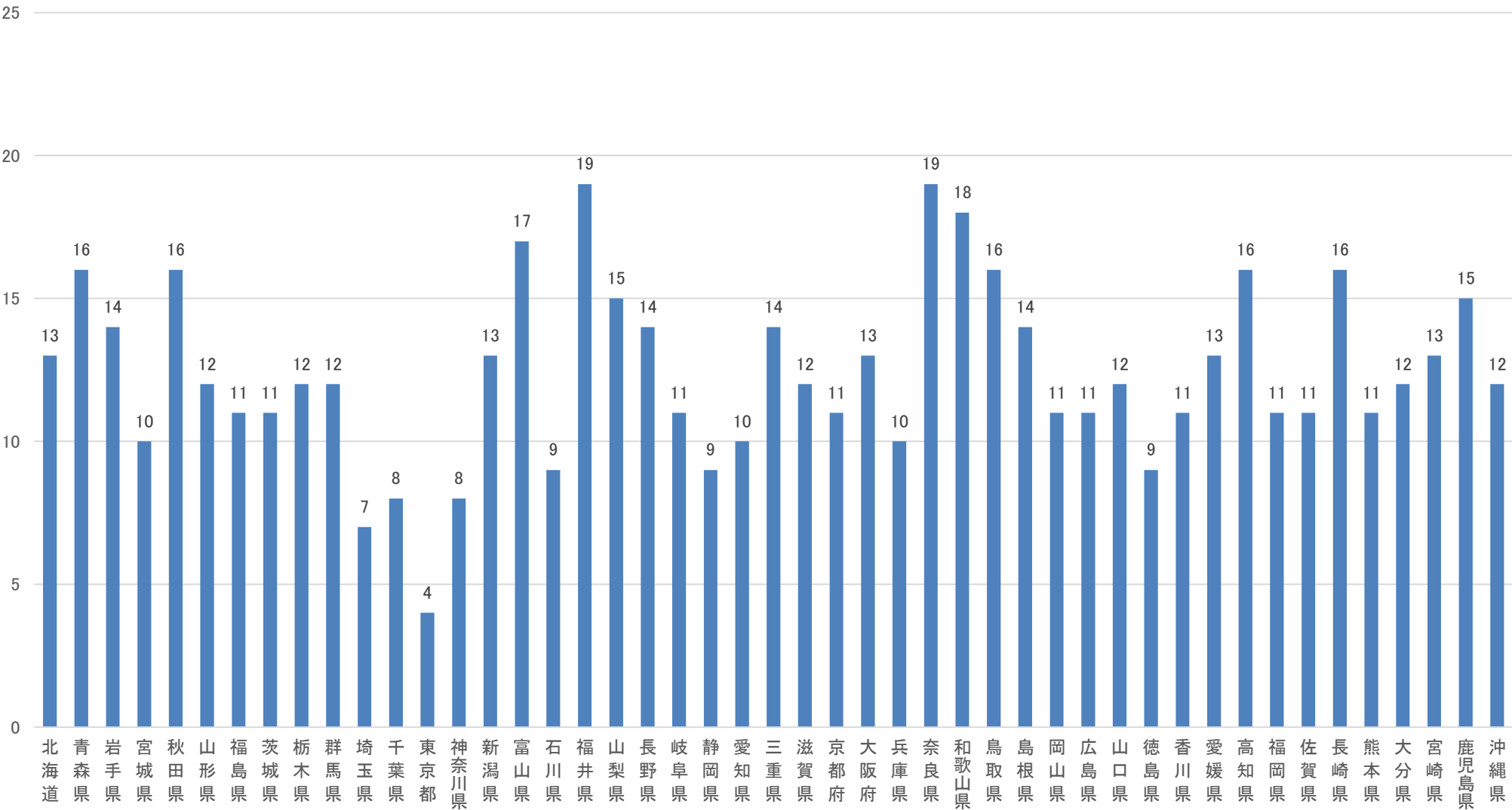
設置主体別割合の推移



【出典】国保連データ

各都道府県別の人口10万人当たり生活介護事業所数

○ 人口10万人当たり生活介護事業所数を都道府県別にみると、以下のとおり、福井県、奈良県、和歌山県が多く、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県が少ない状況にある。



(出典)「国保連データ」(令和6年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2024年(令和6年)10月1日現在)より作成。

共同生活援助(介護サービス包括型)

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者)にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ 2.5:1 ~ 9:1以上

○ 報酬単価 (令和6年4月~)

■ 基本報酬

● 障害支援区分6の場合 [600単位] ~ 障害支援区分1以下の場合 [171単位] ● 退居後共同生活援助サービス費 [2,000単位]

■ 主な加算

人員配置体制加算

基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合
12:1加配 83単位~77単位 30:1加配 33単位~31単位 等

夜間支援等体制加算(Ⅰ)~(Ⅵ)

※利用者5人の場合の例
(Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位~179単位
他、宿直職員を配置する場合、常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合等

重度障害者支援加算

(Ⅰ)区分6であって重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位
(Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位
・起算日から180日以内+400単位~500単位
(中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位)
・中核的人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位

集中的支援加算

広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回(月4回を限度)
状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位

自立生活支援加算(Ⅰ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月

自立生活支援加算(Ⅲ)

居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であって、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位

強度行動障害者体験利用加算

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合であって、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

医療連携体制加算

看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等
(Ⅰ)125単位 ~ (Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)~(Ⅶ)

○ 事業所数

11,952(国保連令和 7年 2月実績)

○ 利用者数

168,149(国保連令和 7年 2月実績)

共同生活援助（日中サービス支援型）

○ 対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を必要とする障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）

○ サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施（昼夜を通じて1人以上の職員を配置）
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施
- 短期入所（定員1～5人）を併設し、在宅で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 5:1以上
- 生活支援員 障害支援区分に応じ
2.5:1 ～ 9:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

GHにおいて日中支援を実施した場合	障害支援区分6 [997単位] ～ 障害支援区分3 [524単位]	} 1日毎に切替可
日中活動サービス事業所等を利用した場合	障害支援区分6 [765単位] ～ 障害支援区分1以下 [253単位]	

■ 主な加算

人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合 7.5:1加配 138単位～121単位 20:1加配 53単位～45単位 等	夜勤職員加配加算 基準で定める夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を 1以上追加で配置した場合 149単位
重度障害者支援加算 (Ⅰ)区分6であつて重度障害者等包括支援の対象者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 360単位 (Ⅱ)区分4以上の強度行動障害を有する者に対して、従業者を加配するとともに、一定の研修を修了した場合 180単位 ・起算日から180日以内+400単位～500単位 （中核の人材を配置し、行動関連項目18点以上の者の場合+200単位） ・中核の人材を配置し、行動関連項目18点以上の者に対し支援計画シートを作成した場合+150単位	自立生活支援加算（Ⅱ） 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合、又は退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合 500単位
集中的支援加算 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月4回を限度） 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位	強度行動障害者体験利用加算 強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合に、一定の研修を修了した者を配置する場合 400単位

○ 事業所数

1,271（国保連令和 7 年 2月実績）

○ 利用者数

19,089（国保連令和 7 年 2月実績）24

共同生活援助(外部サービス利用型)

○対象者

地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助を必要とする障害者(身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)

○サービス内容

- 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施
- 利用者の状態に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施(外部の居宅介護事業所に委託)
- 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

○主な人員配置

- サービス管理責任者 30:1以上
- 世話人 6:1以上(当面は10:1以上)
- ※介護の提供は受託居宅介護事業所が行う

○報酬単価(令和6年4月～)

■基本報酬

- 世話人 6:1 [171単位] ～ 世話人10:1 [115単位]
※利用者に対し受託居宅介護サービスを行った場合は、サービスに要する標準的な時間に応じて受託介護サービス費を併せて算定 [96単位～]
- 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 [2,000単位] ※自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を当該住居において算定されていた者に限る。

■主な加算

人員配置体制加算 基準上必要とされる人員数に加え、一定以上の職員を加配した場合 12:1加配 73単位 30:1加配 28単位	自立生活支援加算(Ⅰ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者の退居に向けて、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 1,000単位/月
医療連携体制加算 看護職員が事業所を訪問して利用者に対して看護を行った場合等 (Ⅰ)125単位 ～(Ⅲ)32単位 他(Ⅳ)～(Ⅶ)	自立生活支援加算(Ⅲ) 居宅における単身等での生活を希望する等の利用者であつて、かつ移行支援住居を設けた上で、退居後の生活について相談援助・退居後に生活する居宅訪問、当該利用者及びその家族等に対して障害福祉サービス等の相談援助及び連絡調整を行った場合 80単位
夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ) ※利用者5人の場合の例 (Ⅰ)夜勤職員を配置する場合 区分に応じ:269単位～179単位 (Ⅱ)宿直職員を配置する場合 90単位 (Ⅲ)常時の連絡体制又は防災体制を確保する場合 10単位 <(Ⅰ)の夜勤職員に加え事業所単位で以下の職員を追加配置する場合(Ⅳ)～(Ⅵ)もあり>	

○事業所数

1,140(国保連令和 7 年 2月実績)

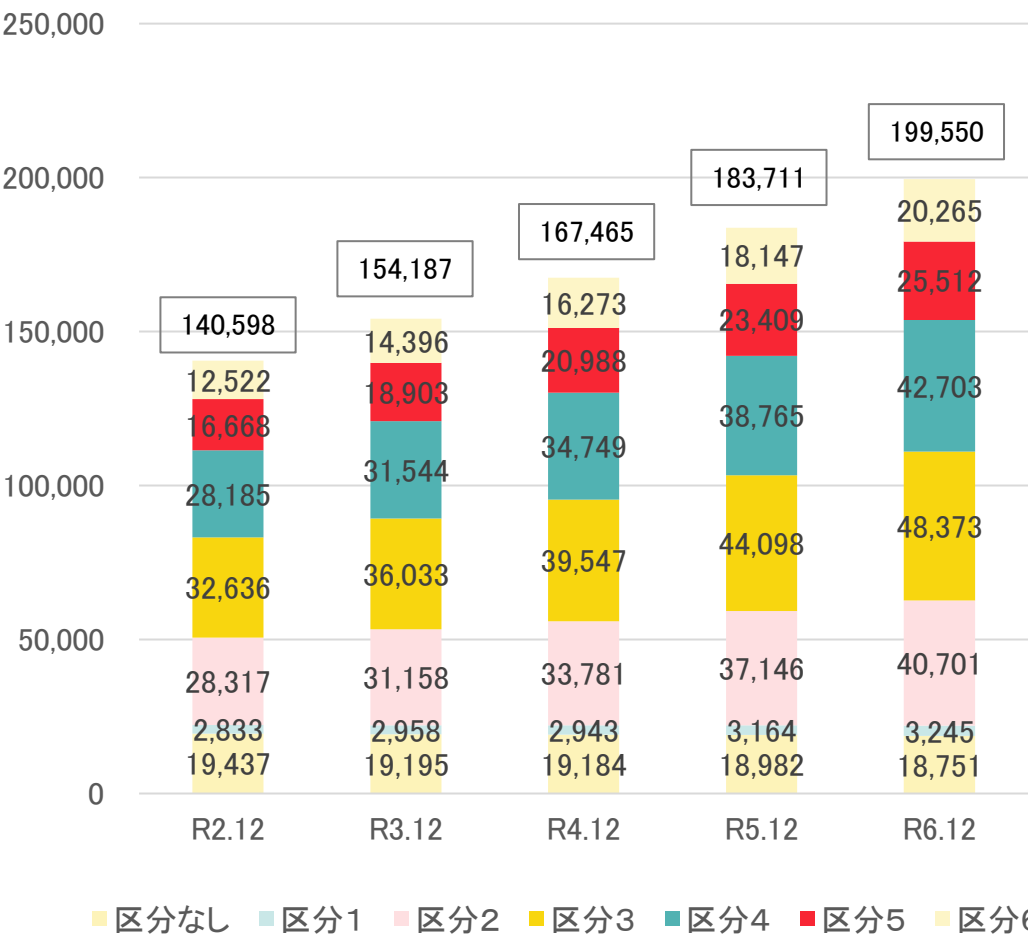
○利用者数

14,020(国保連令和 7 年 2月実績)

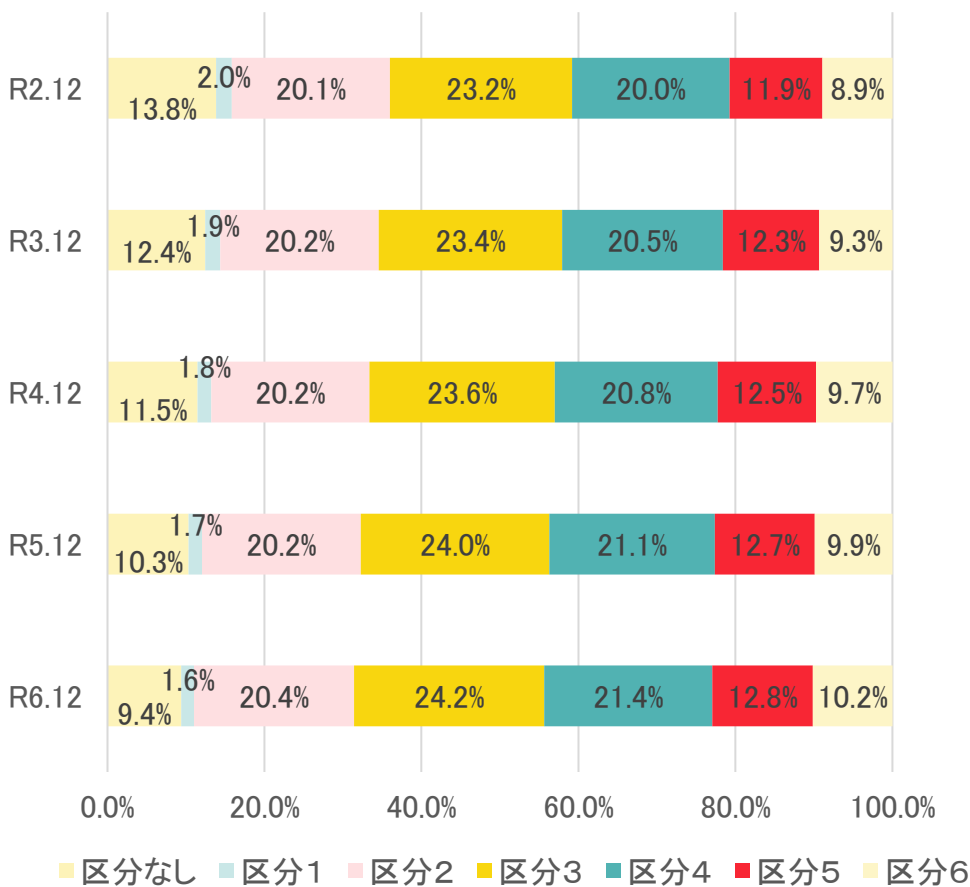
共同生活援助事業所(全体)の利用者数の推移(障害支援区分別)

○ 共同生活援助の利用者数は増加傾向であり、利用者の割合でも重い区分の利用者が増加している。

障害支援区分別人数の推移



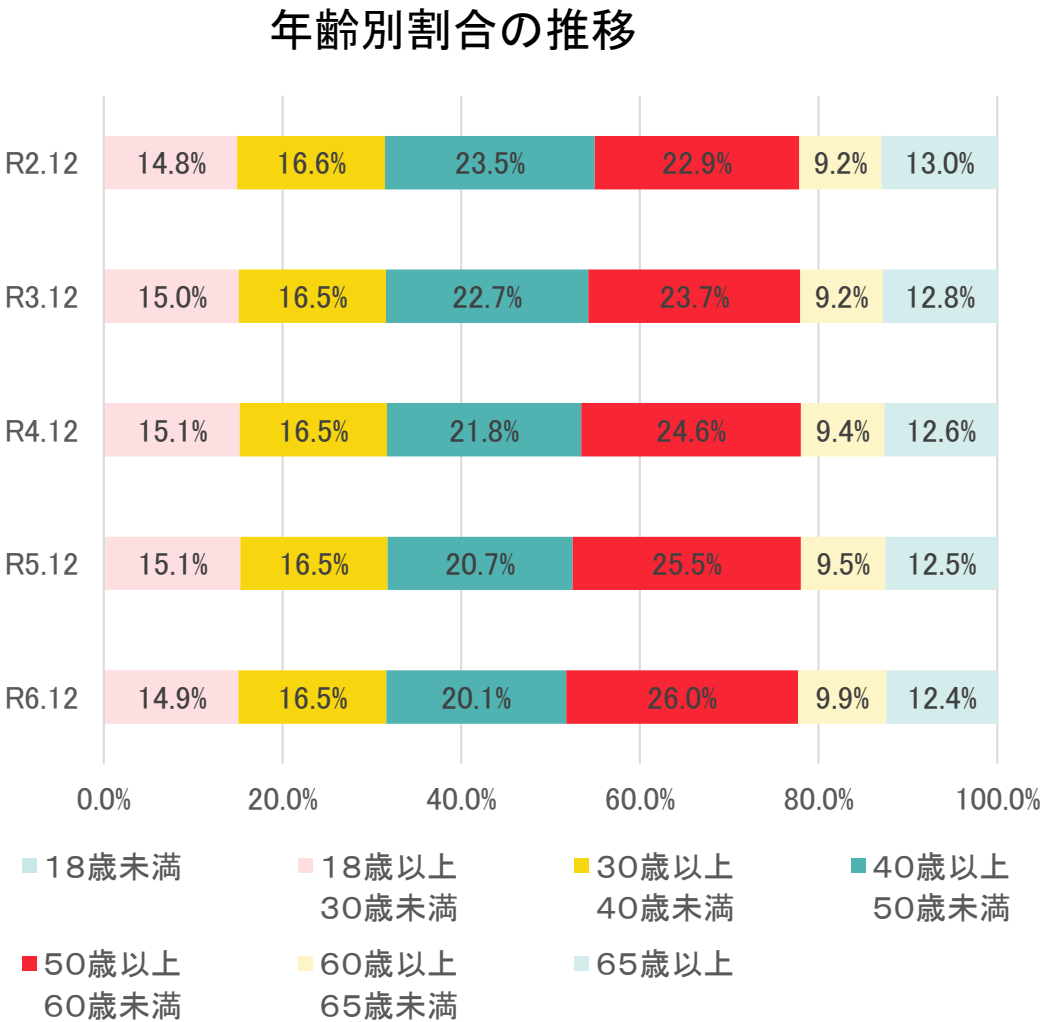
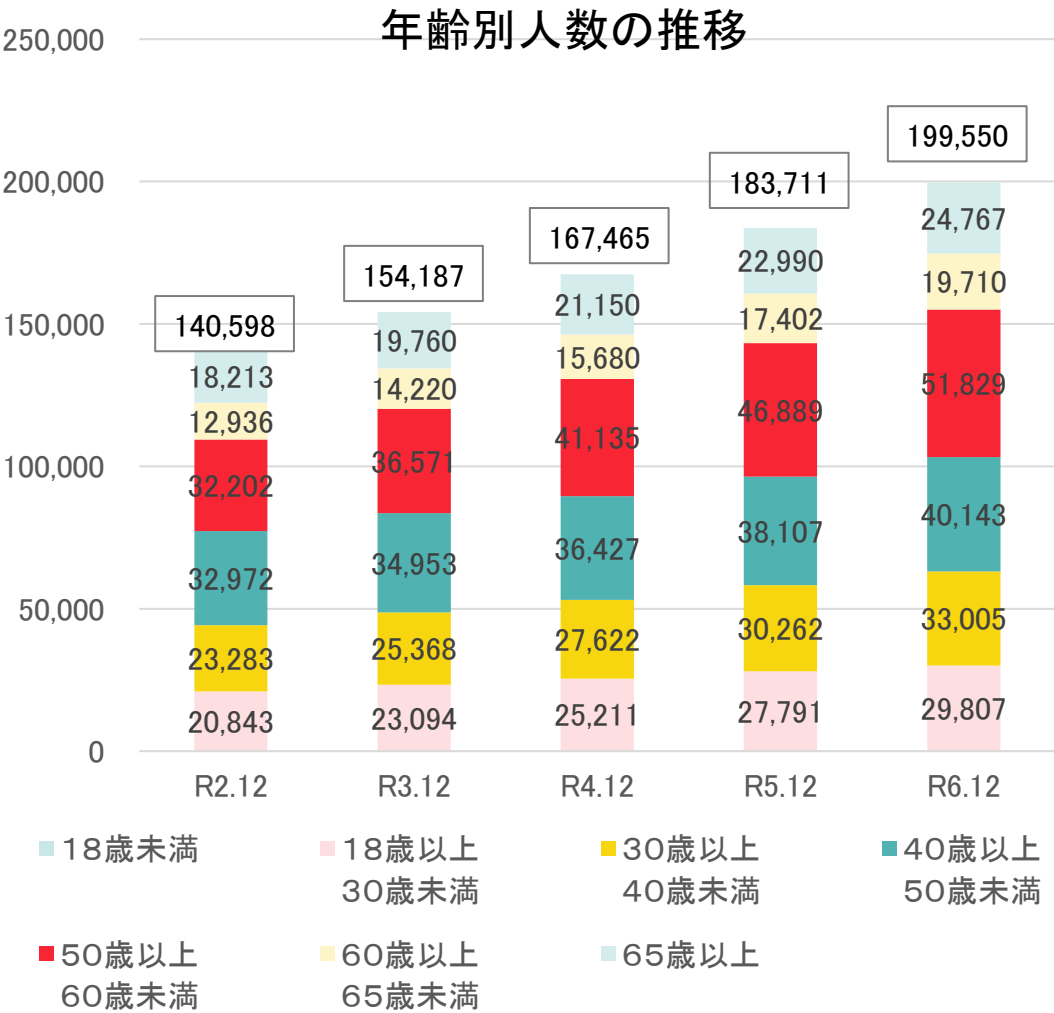
障害支援区分別割合の推移



【出典】国保連データ

共同生活援助事業所(全体)の利用者数の推移(年齢別)

- 全ての年代において利用者が増加している。
- 利用者の内、50代以上の割合が増えている。

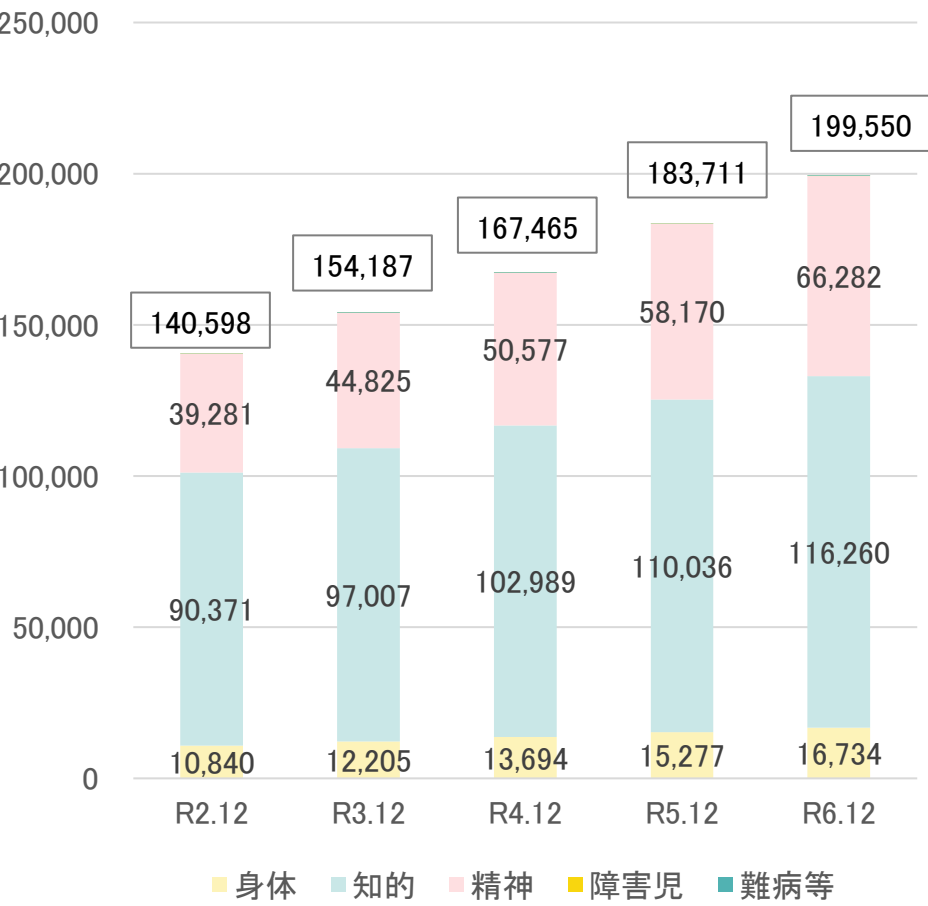


【出典】国保連データ

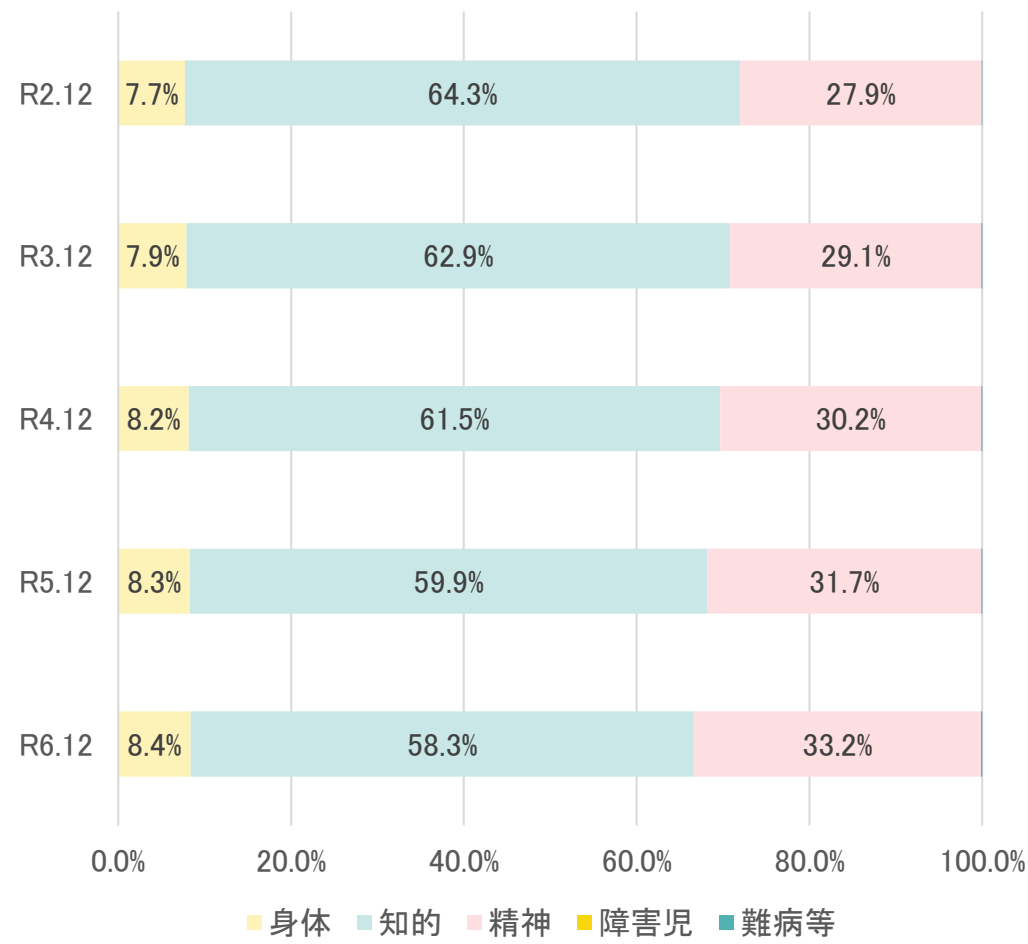
共同生活援助事業所(全体)の利用者数の推移(障害種別)

○ 共同生活援助の利用者の障害種別については、精神障害を主とする利用者の割合が増加している。

障害種別人数の推移



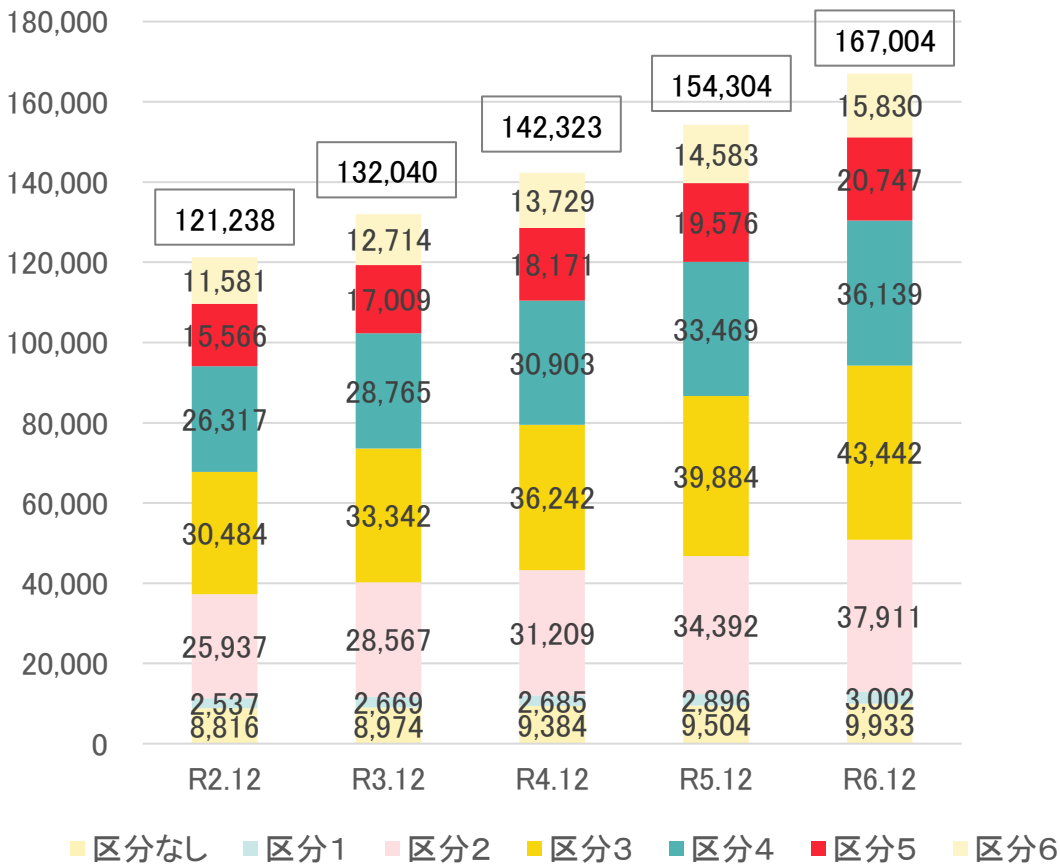
障害種別割合の推移



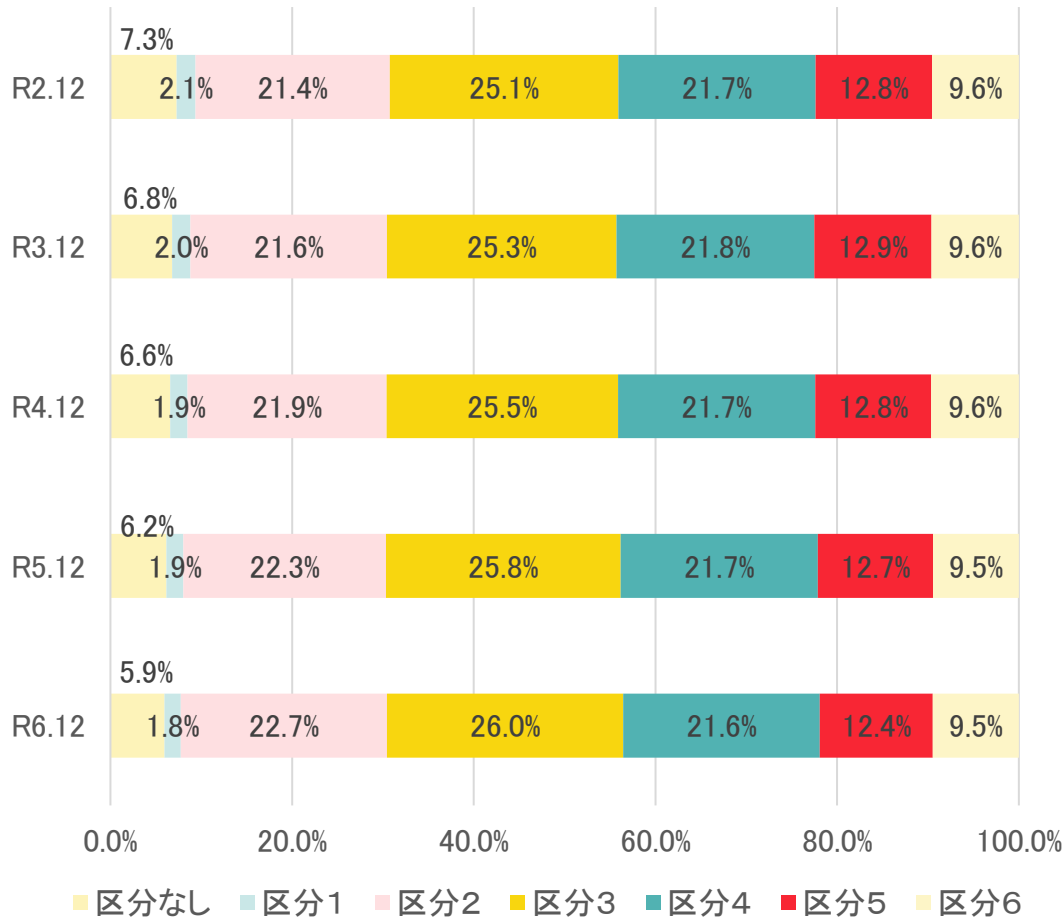
共同生活援助(介護サービス包括型)の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 介護サービス包括型は、全ての区分において利用者数が増加している。
- 障害区分の構成はほとんど変化がない。

障害支援区分別の利用者の推移



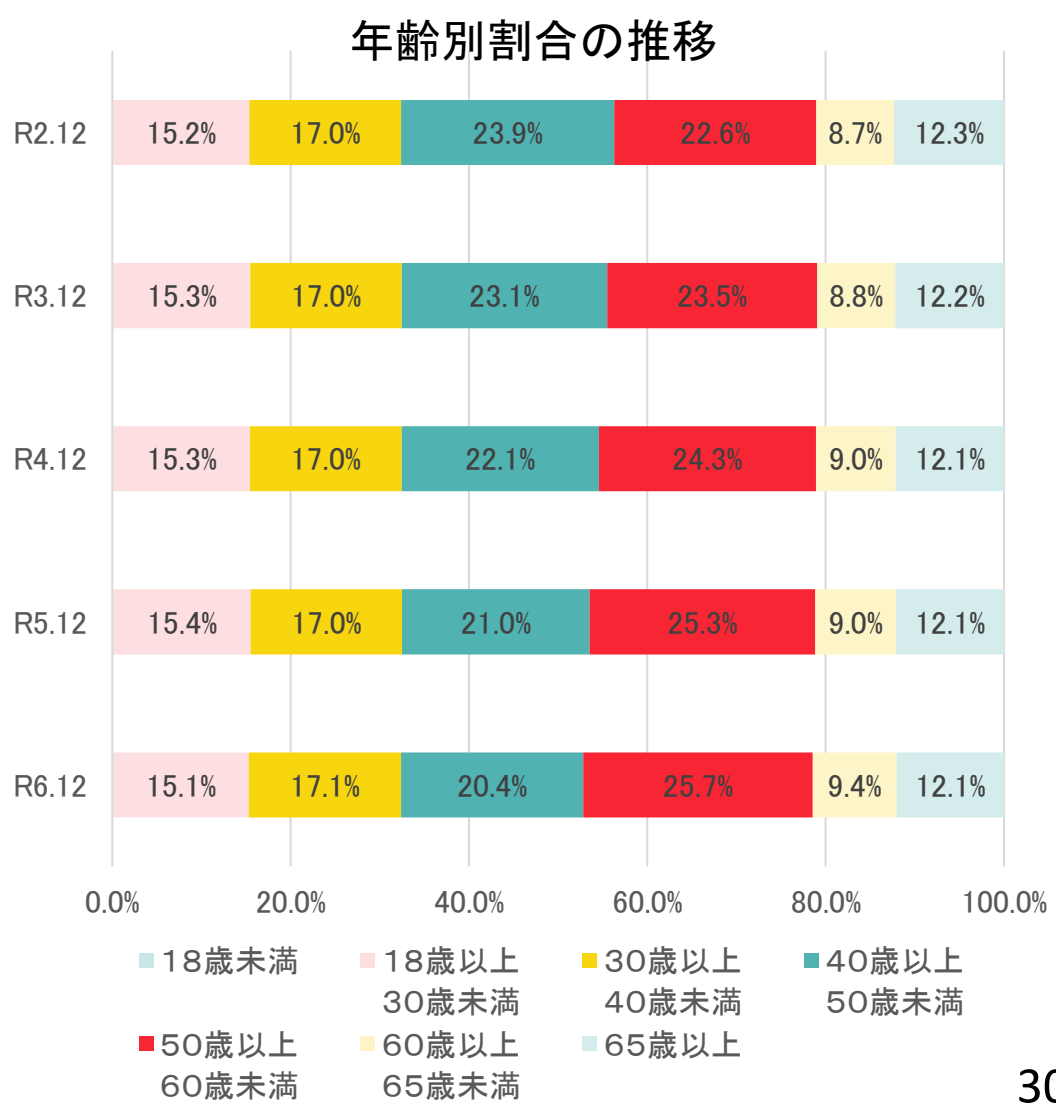
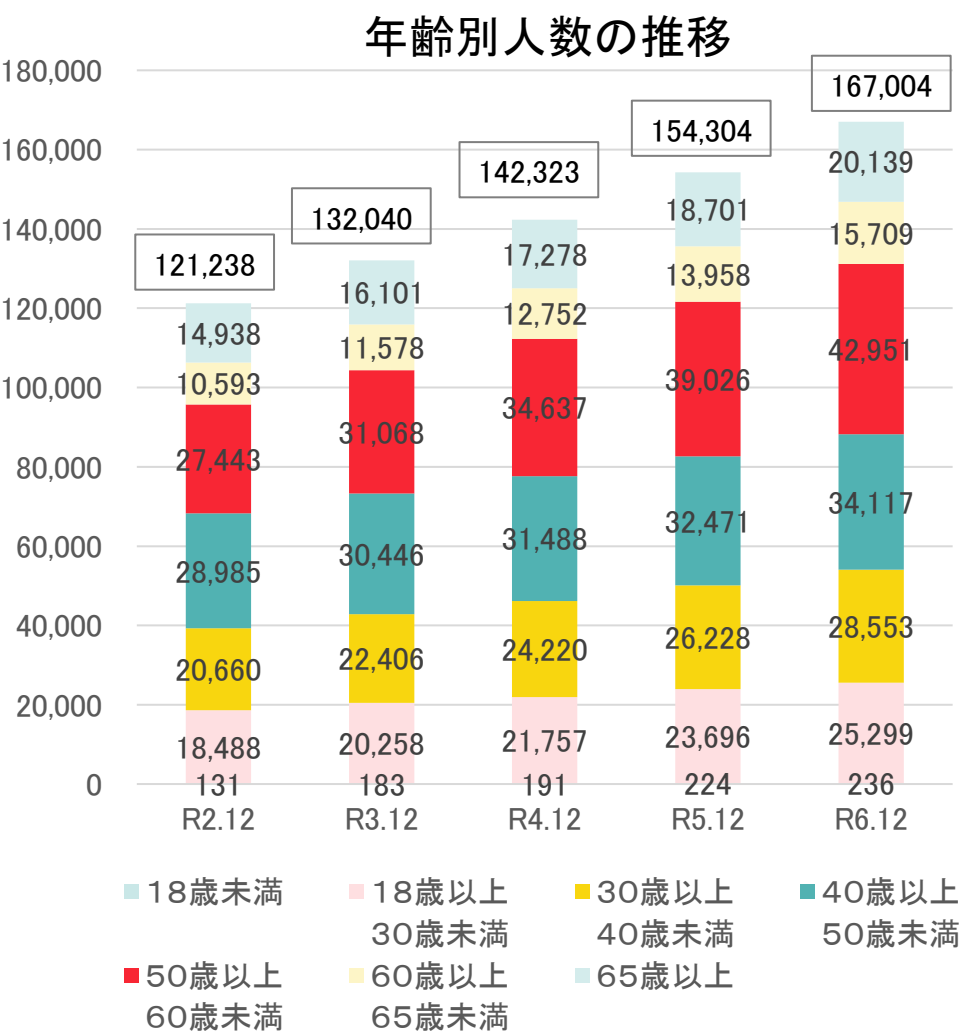
障害支援区分別割合の推移



【出典】国保連データ

共同生活援助(介護サービス包括型)の利用者数の推移(年齢別)

- 全ての年代において利用者数が増加している。
- 利用者の内、50代以上の割合が増えている。

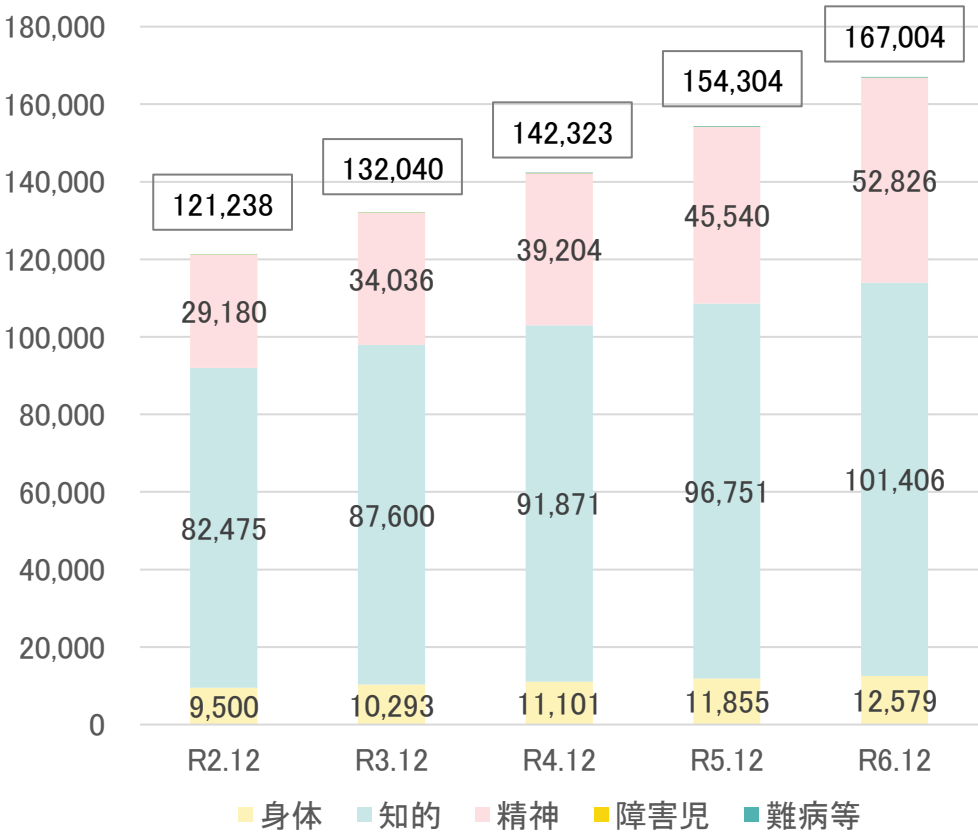


【出典】国保連データ

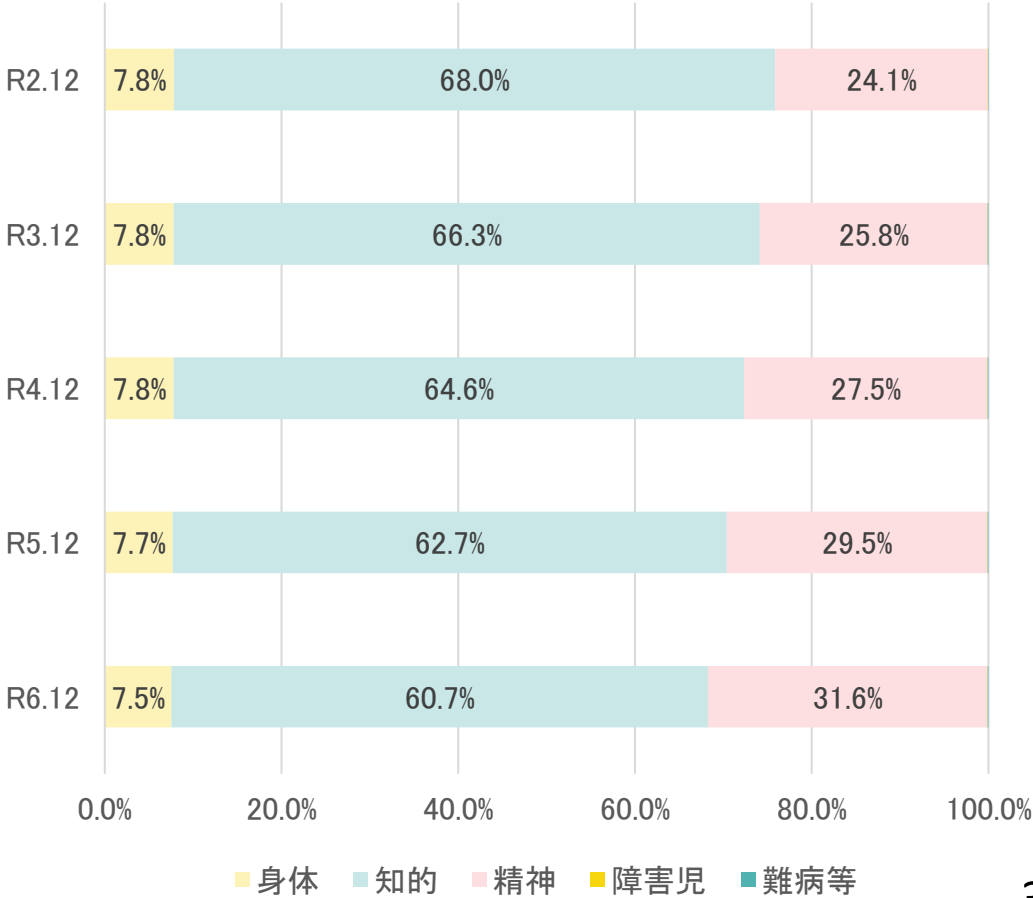
共同生活援助(介護サービス包括型)の利用者数の推移(障害種別)

- 全ての障害種別で利用者数が増加している。
- 知的障害者の利用割合が約6割を占めている。
- 精神障害者の利用者数の伸びが大きい。

障害種別人数の推移



障害種別割合の推移

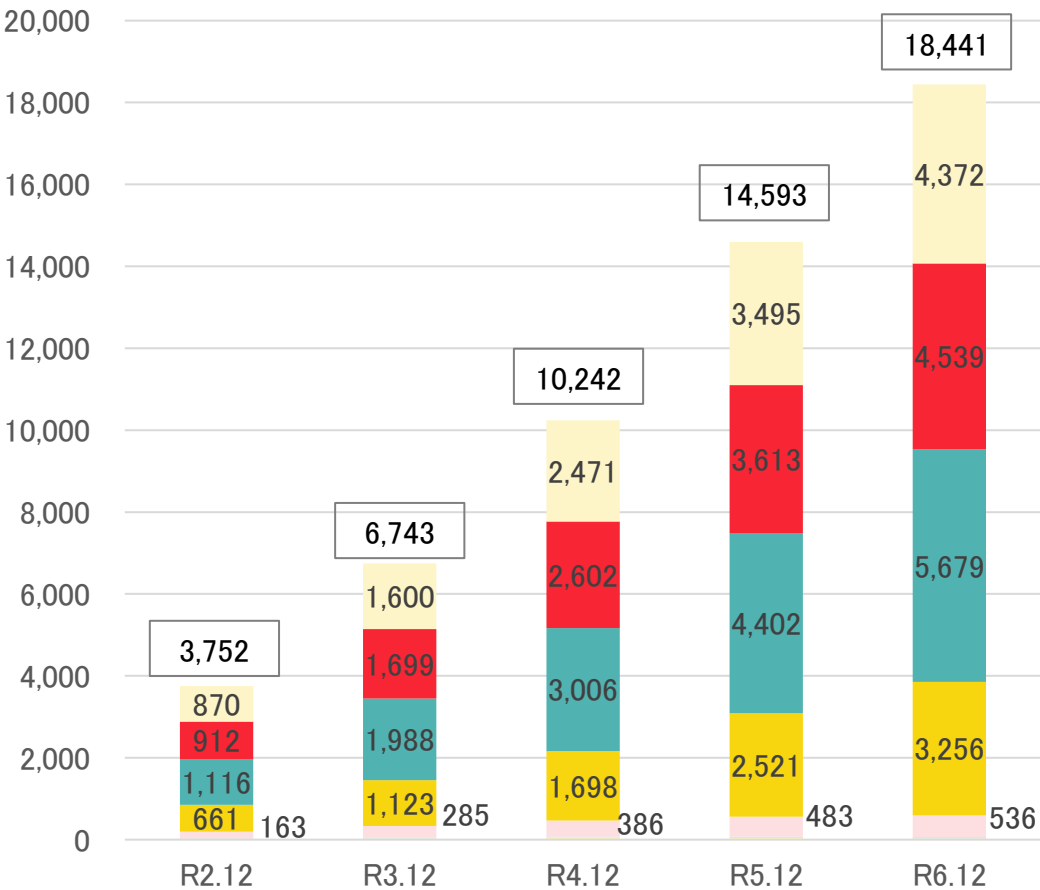


【出典】国保連データ

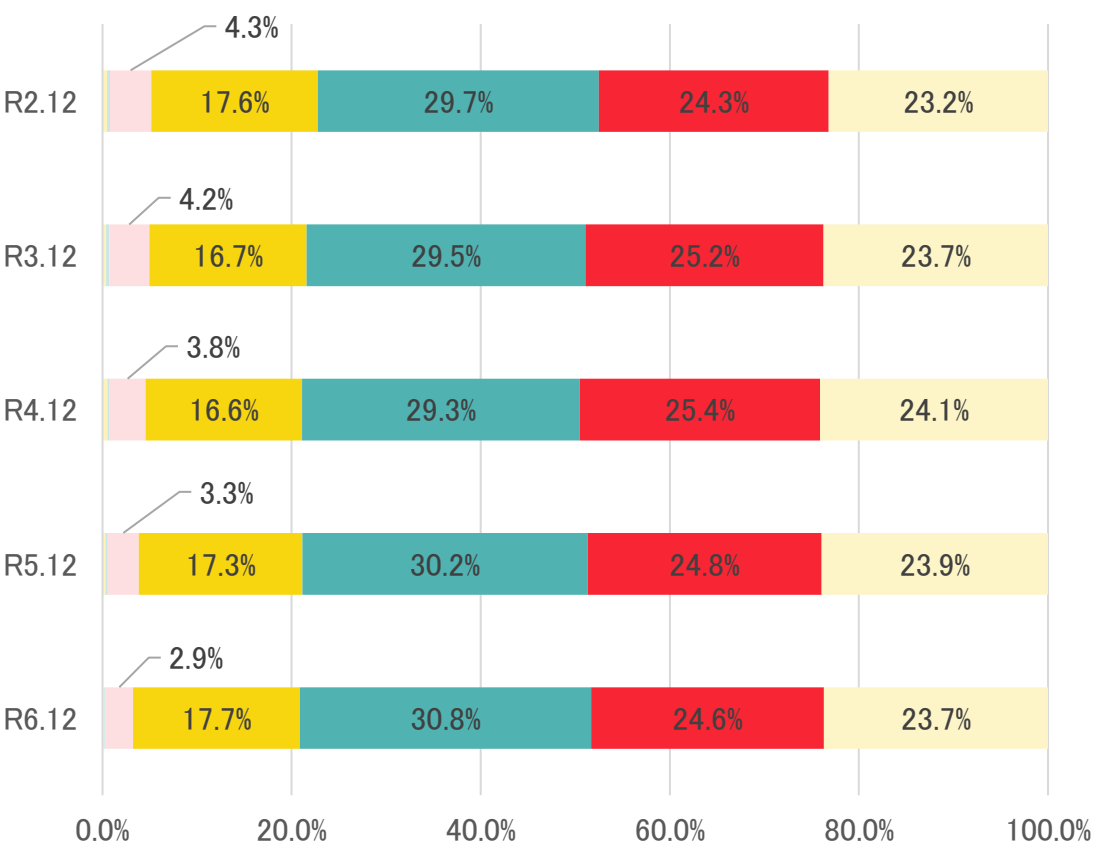
共同生活援助(日中サービス支援型)の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 区分4以上の利用割合が7割以上を占めている。
- 全ての区分において利用者数が増加している。

障害支援区分別の利用者の推移

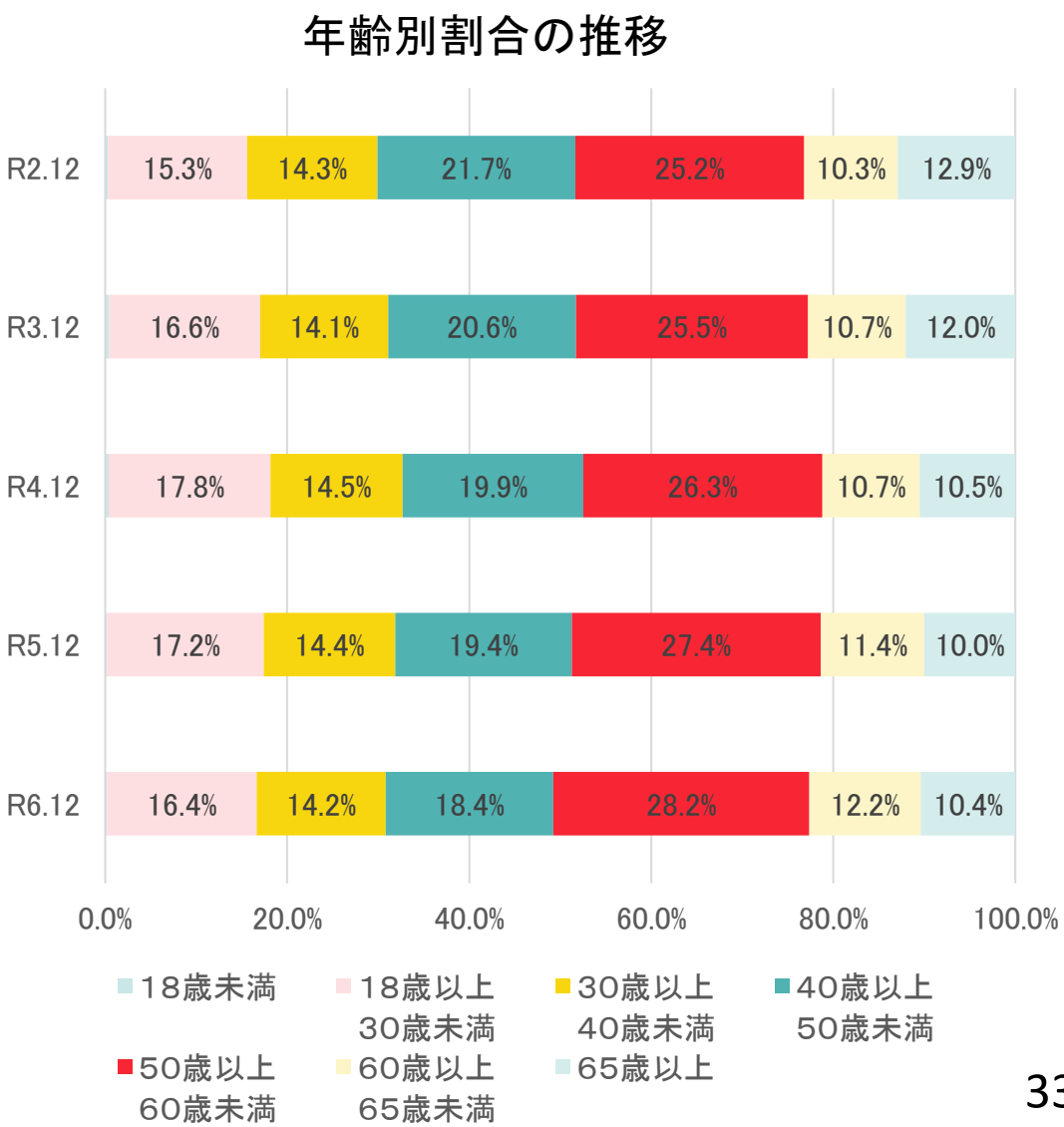
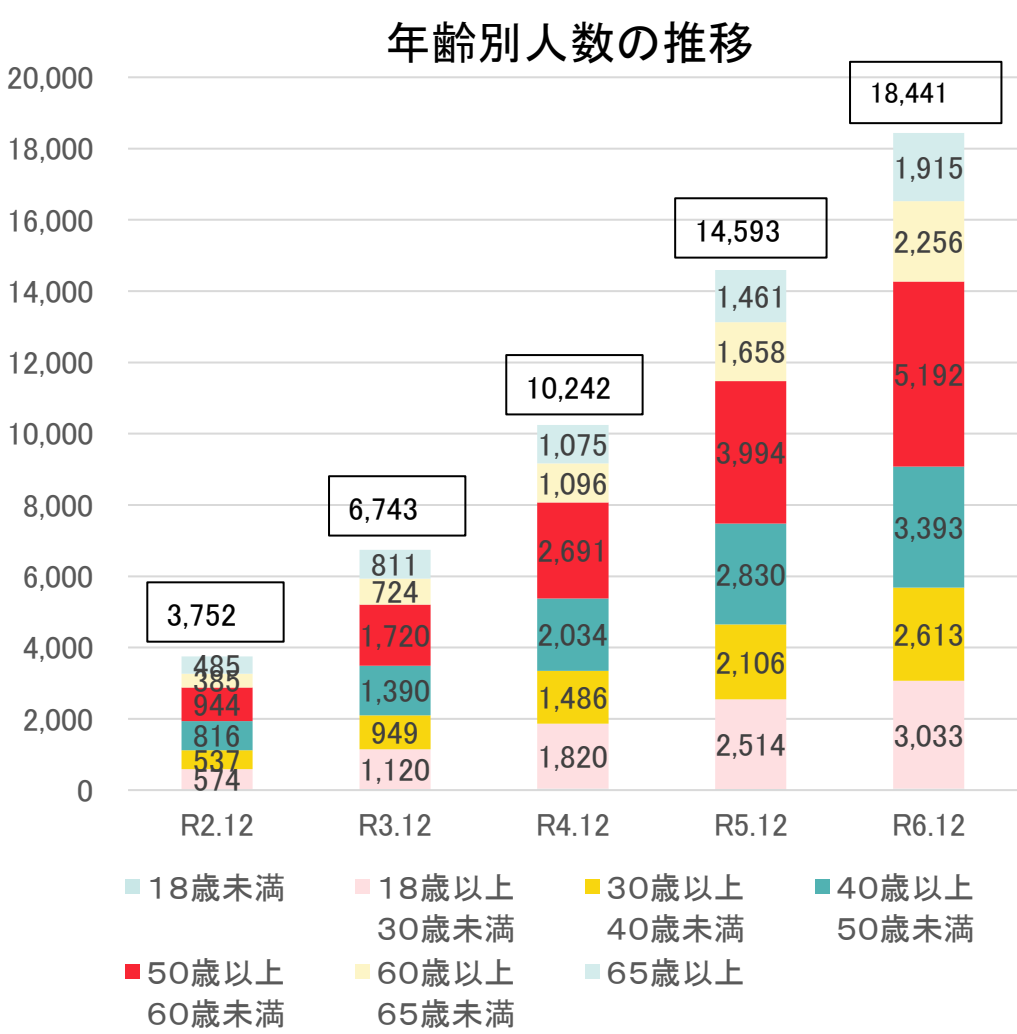


障害支援区分別割合の推移



共同生活援助(日中サービス支援型)の利用者数の推移(年齢別)

- 40歳以上の利用割合が6割以上を占めている。
- 全ての年代において利用者数が増加している。

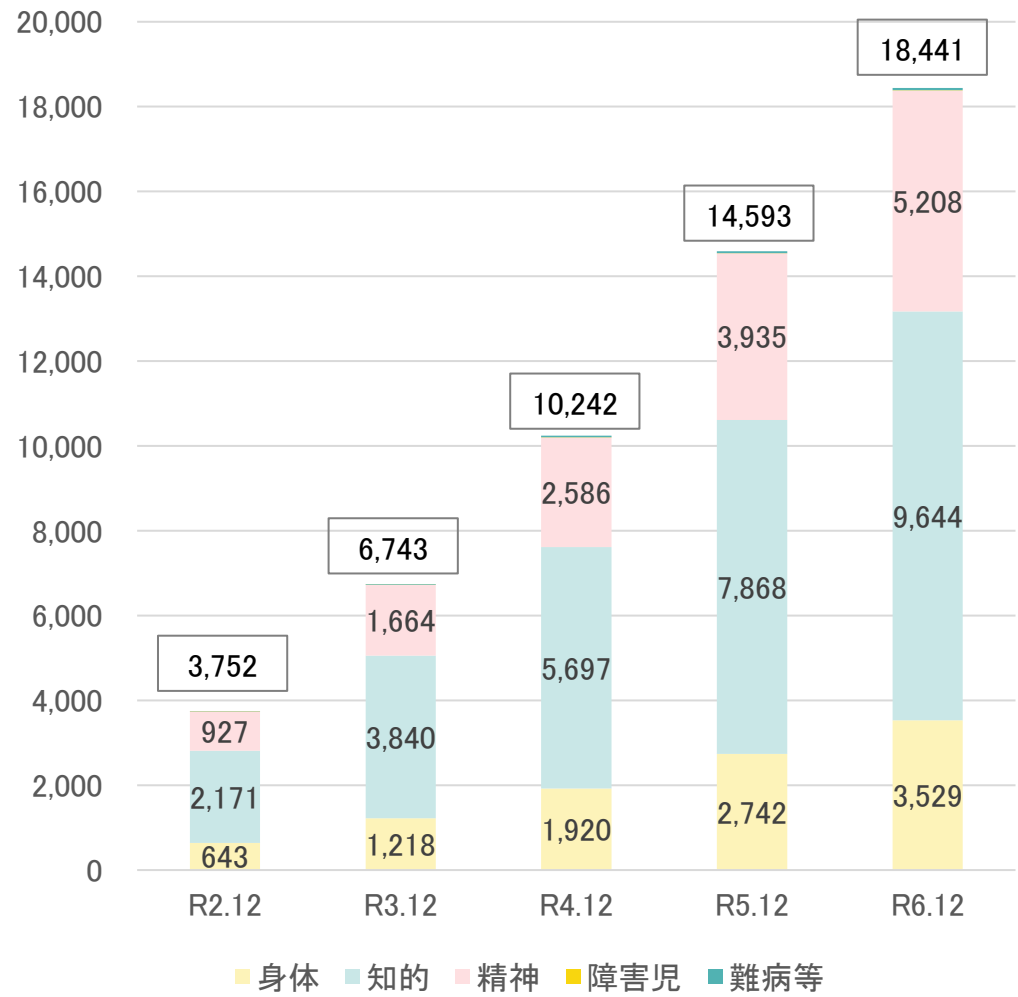


【出典】国保連データ

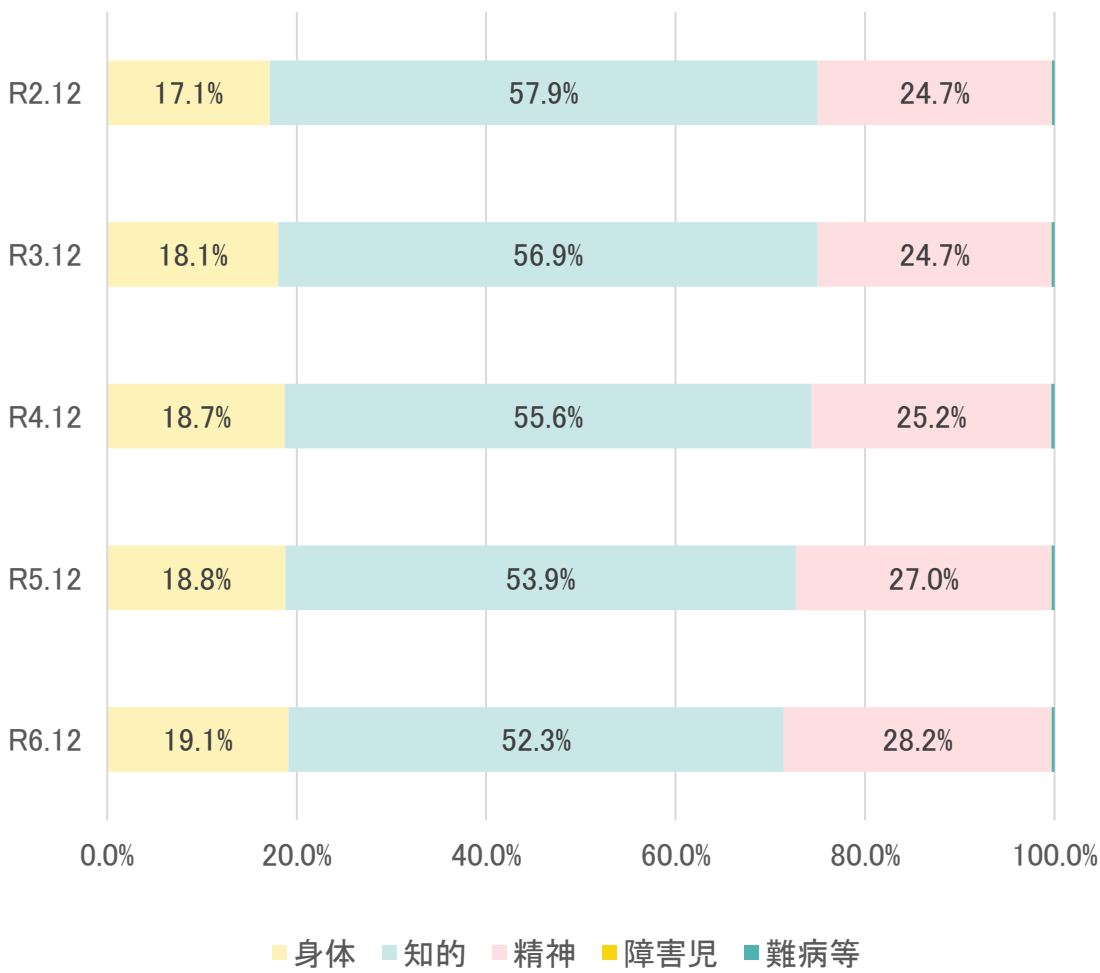
共同生活援助(日中サービス支援型)の利用者数の推移(障害種別)

- 知的障害者の利用割合が5割を占めている。
- 精神障害者の利用者数が伸びている。

障害種別人数の推移



障害種別割合の推移

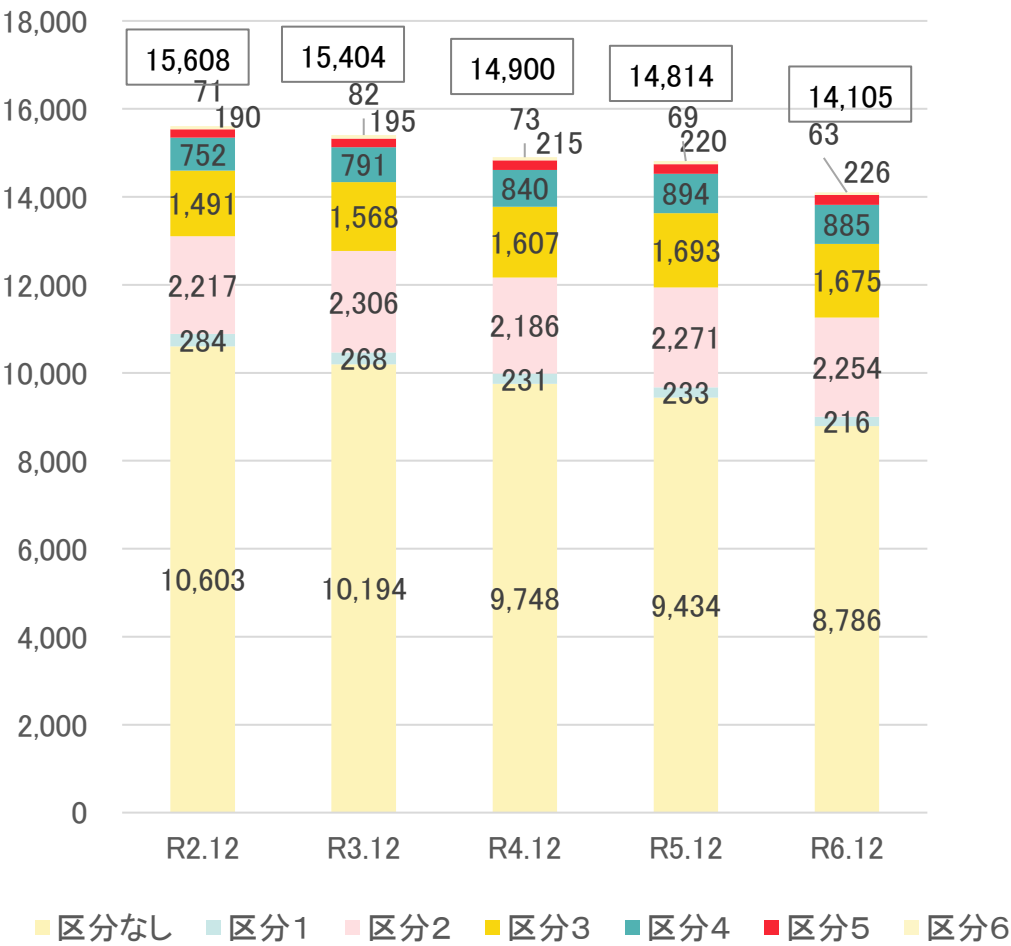


【出典】国保連データ

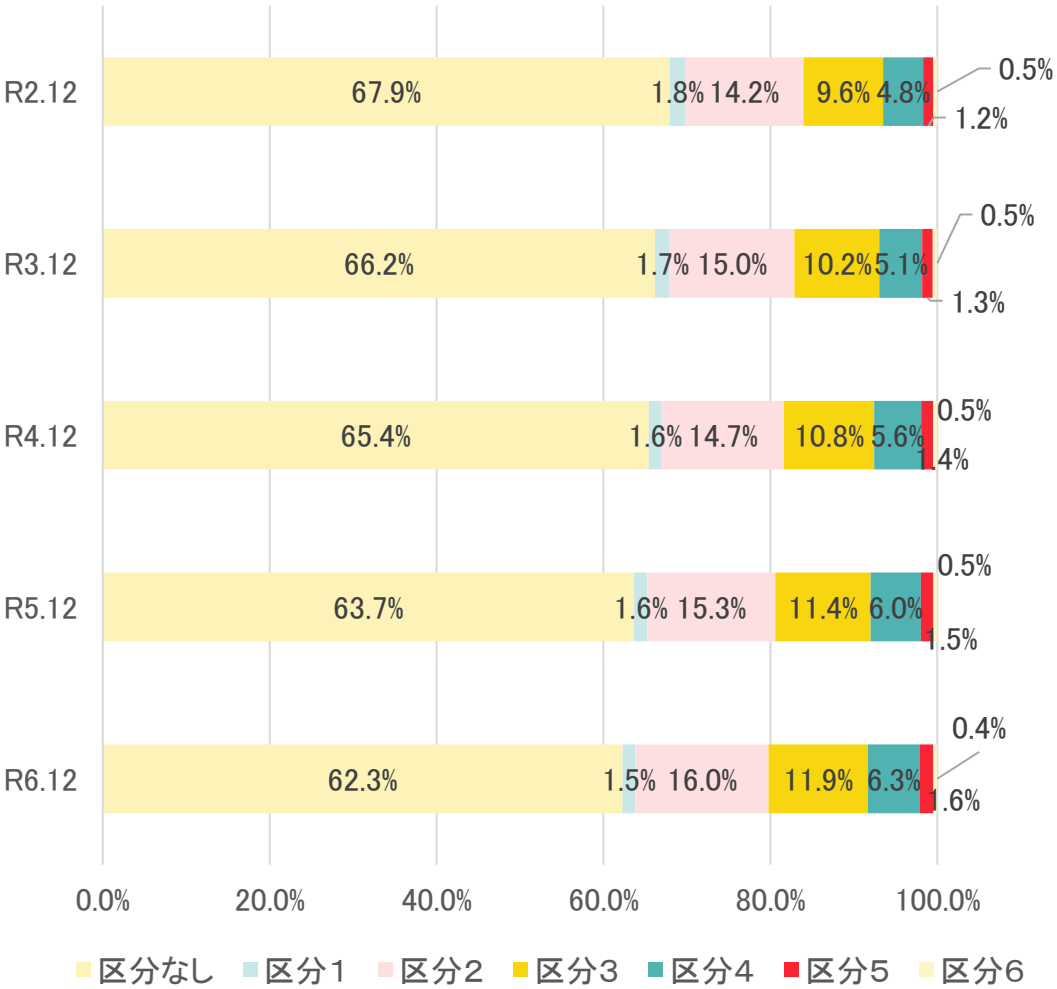
共同生活援助(外部サービス利用型)の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 区分なしの利用者が約6割以上を占めている。
- 区分なし～区分1の利用者数が減少傾向にある。

障害支援区分別の利用者の推移



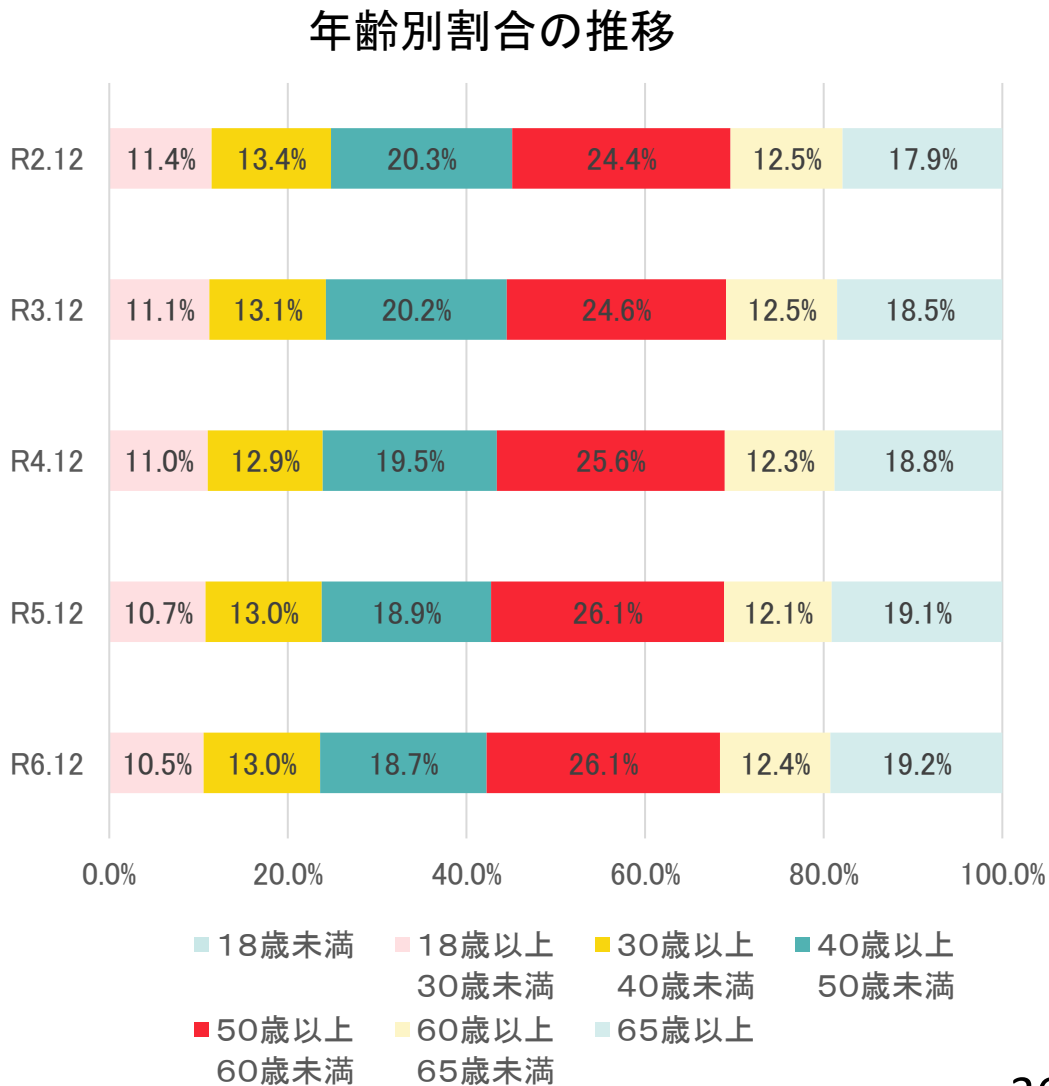
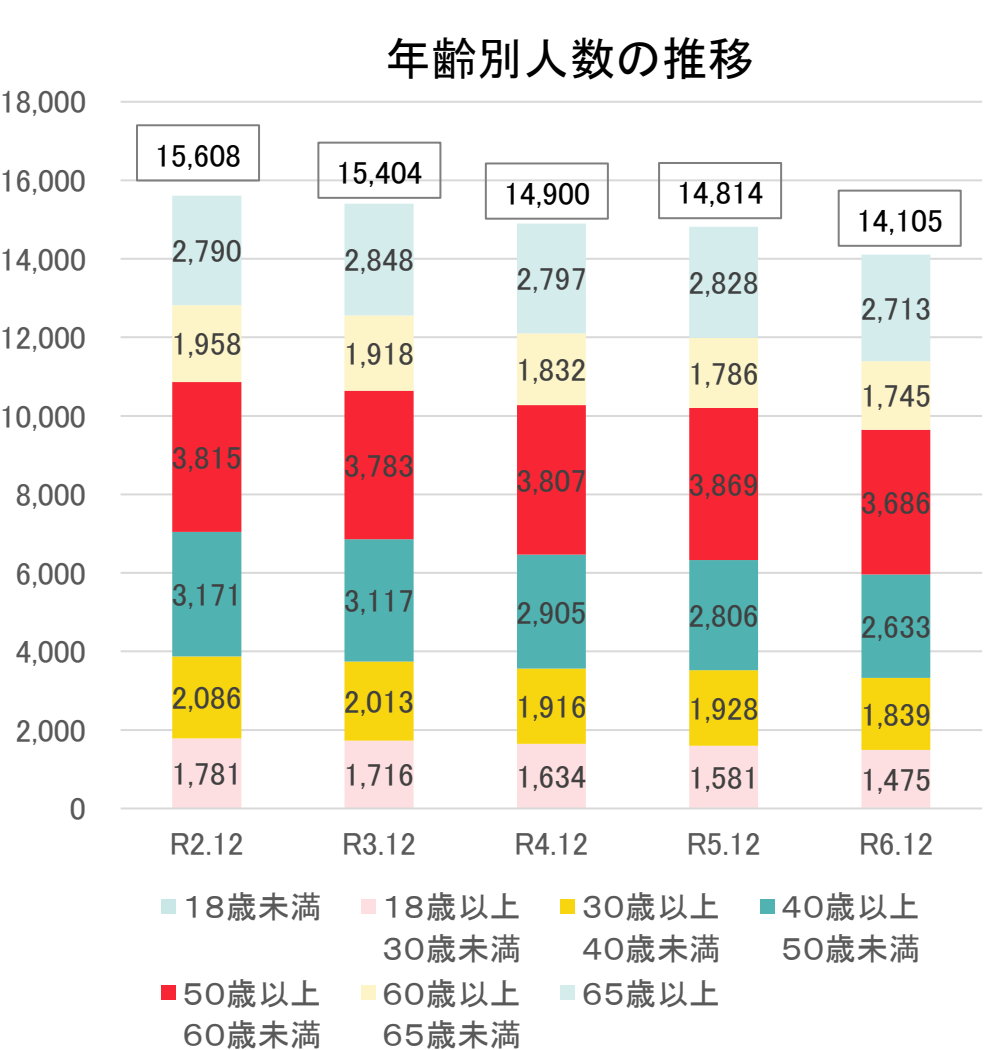
障害支援区分別割合の推移



【出典】国保連データ

共同生活援助(外部サービス利用型)の利用者数の推移(年齢別)

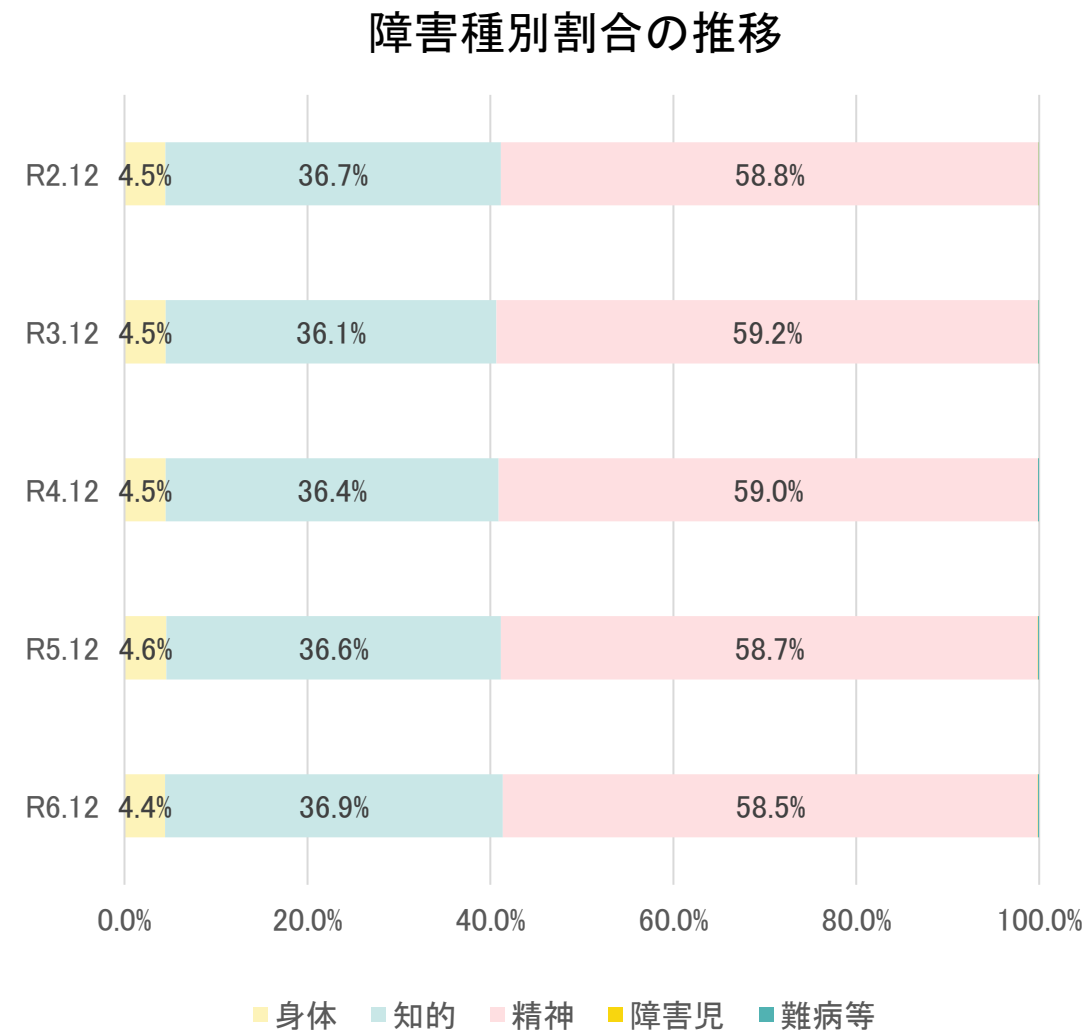
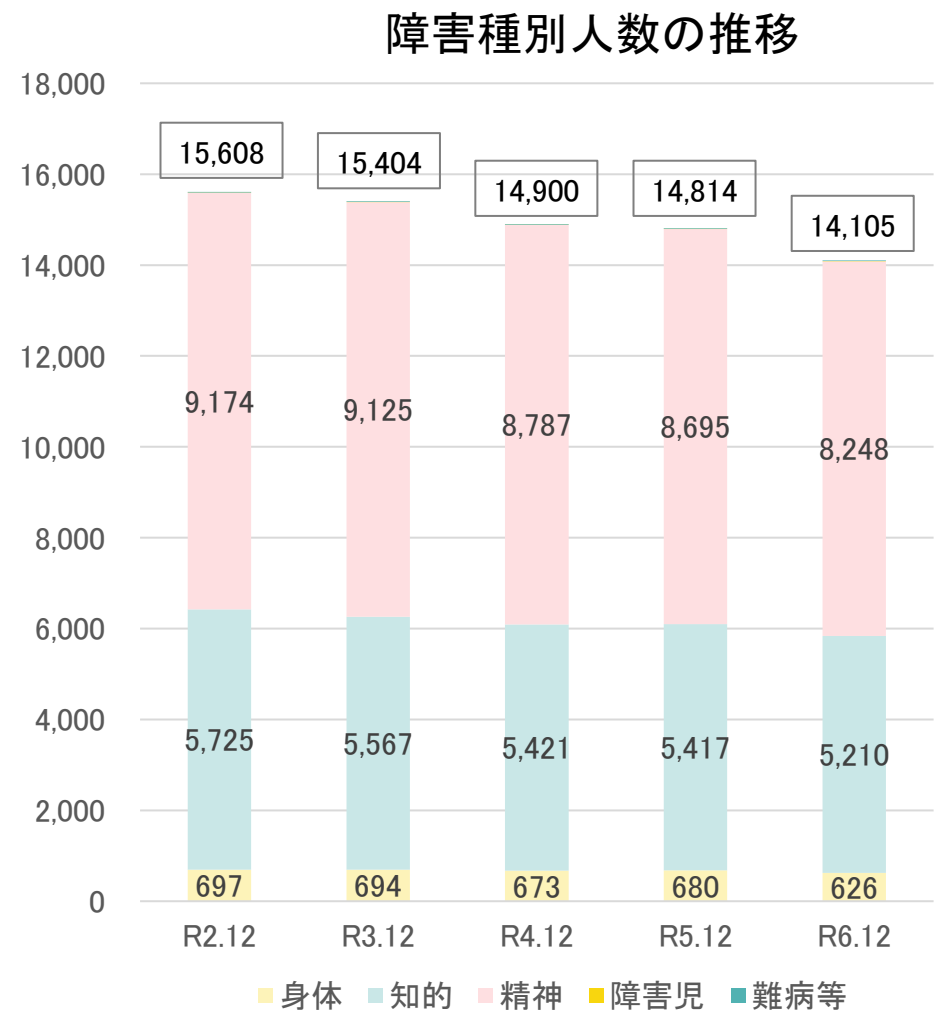
○ 全ての年代において利用者数が減少傾向にある。



【出典】国保連データ

共同生活援助(外部サービス利用型)の利用者数の推移(障害種別)

○ 精神障害者の利用割合が約6割を占めている。

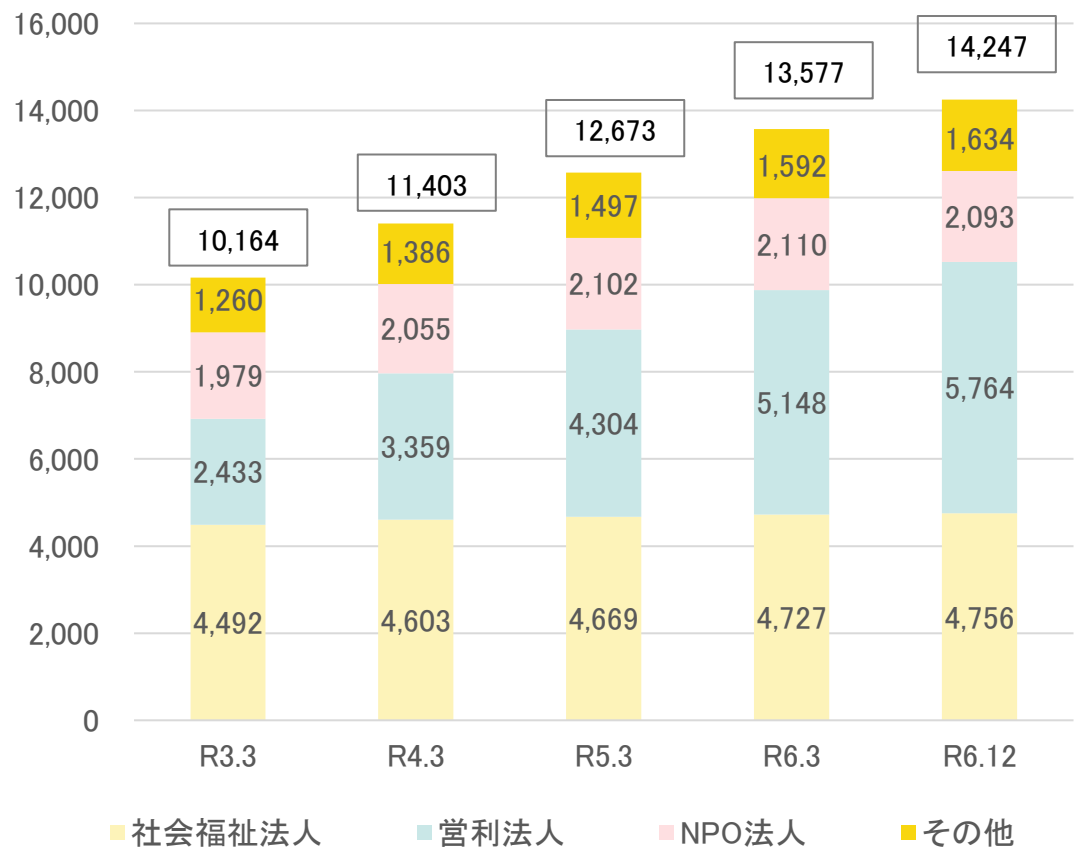


【出典】国保連データ

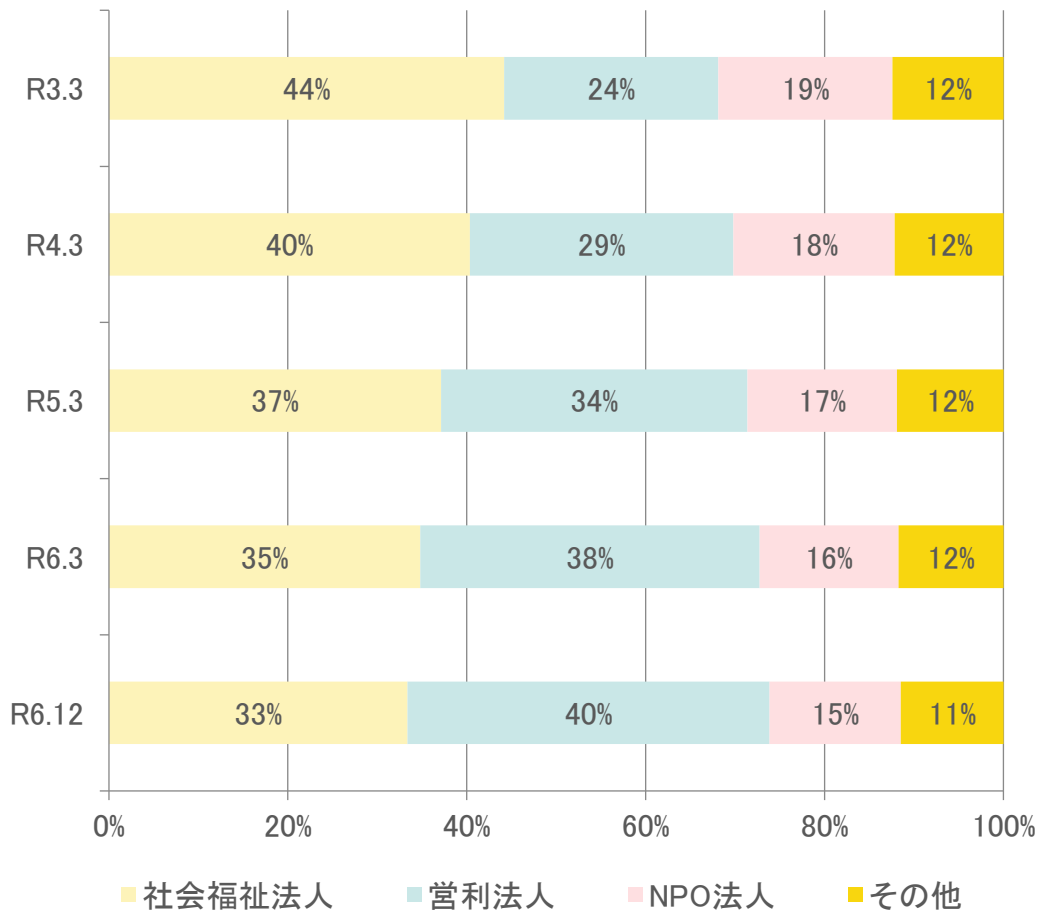
共同生活援助事業所(全体)の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 共同生活援助の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移

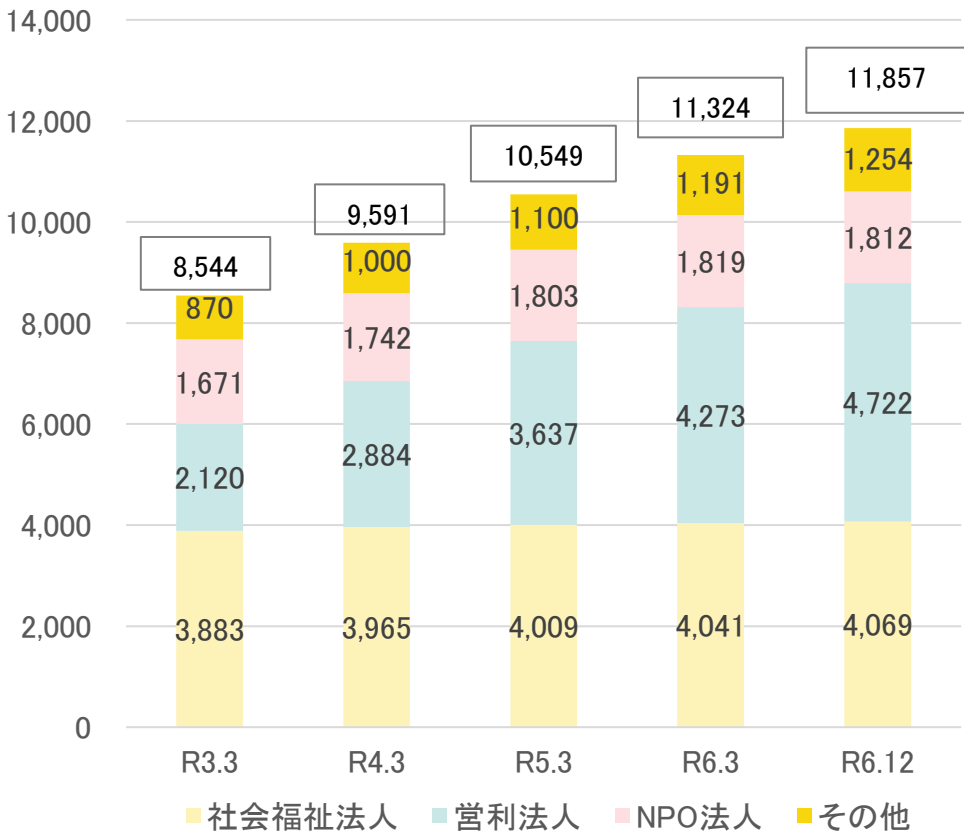


【出典】国保連データ

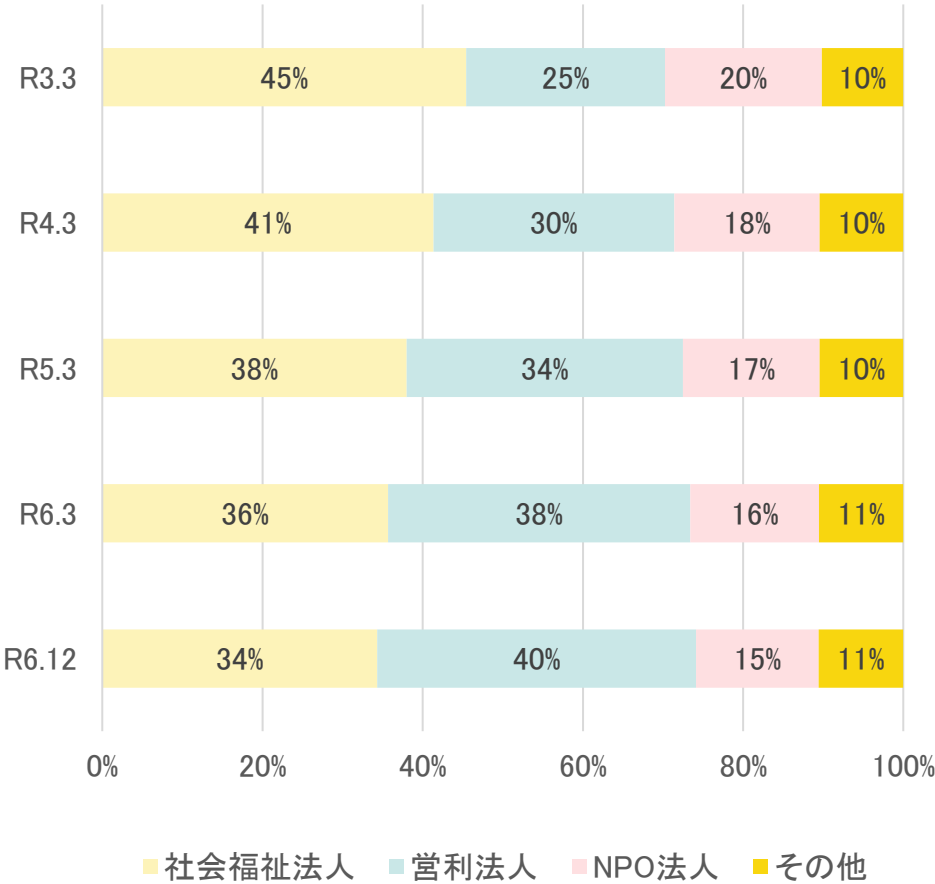
共同生活援助(介護サービス包括型)事業所の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 共同生活援助(介護サービス包括型)の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、主に営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移

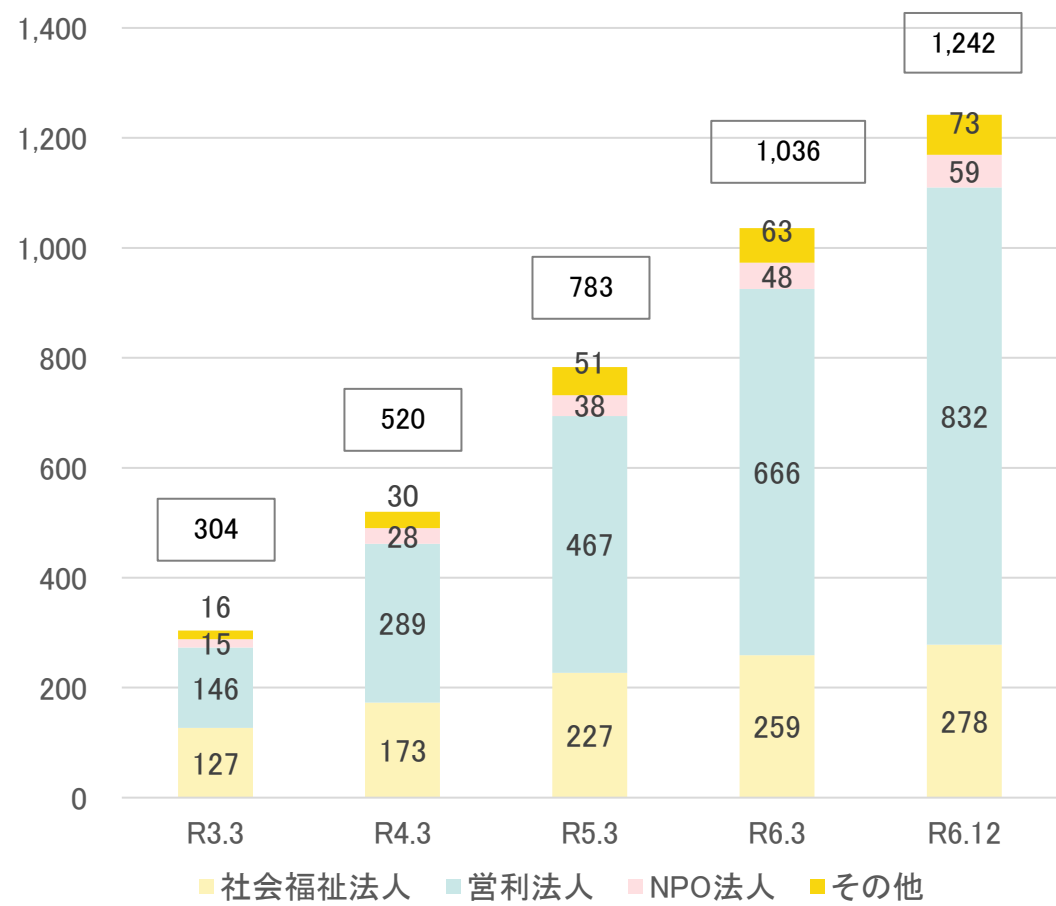


【出典】国保連データ

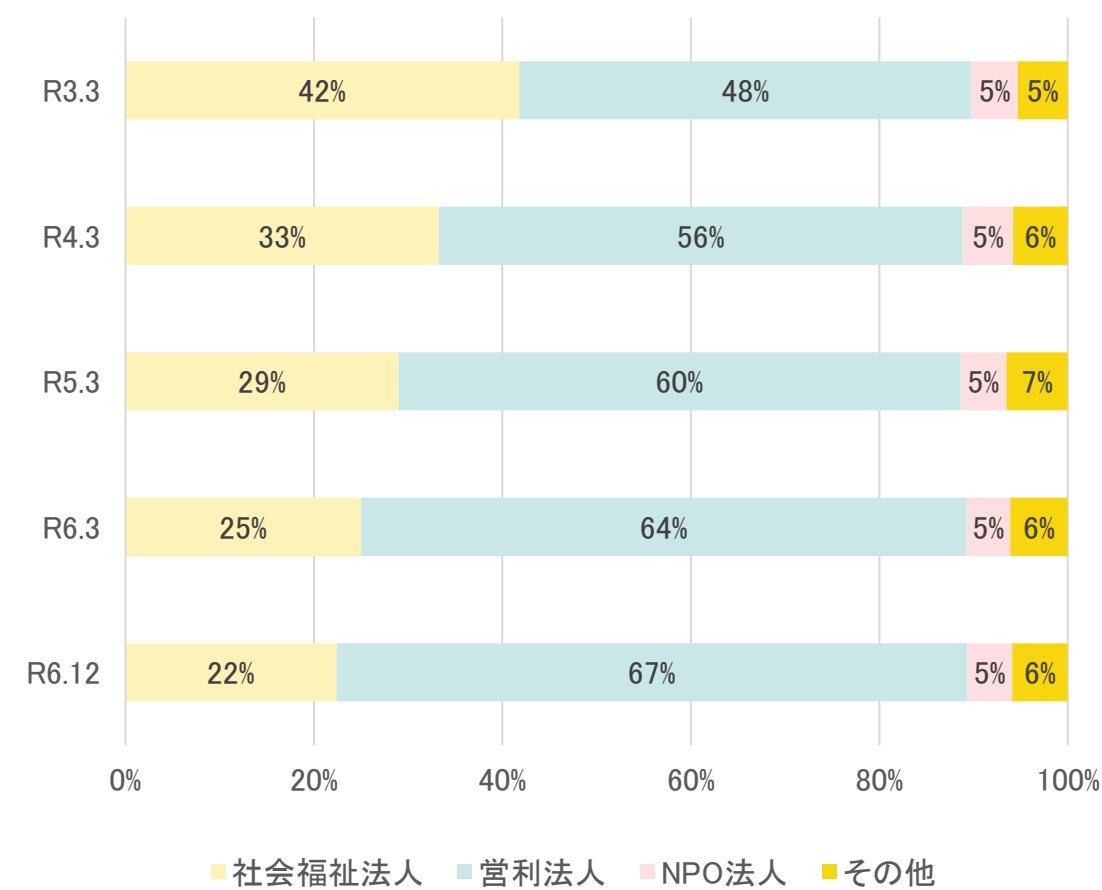
共同生活援助(日中サービス支援型)事業所の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 共同生活援助(日中サービス支援型)の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、営利法人が設置する事業所の増加が著しい。

事業所数の推移



設置主体別割合の推移

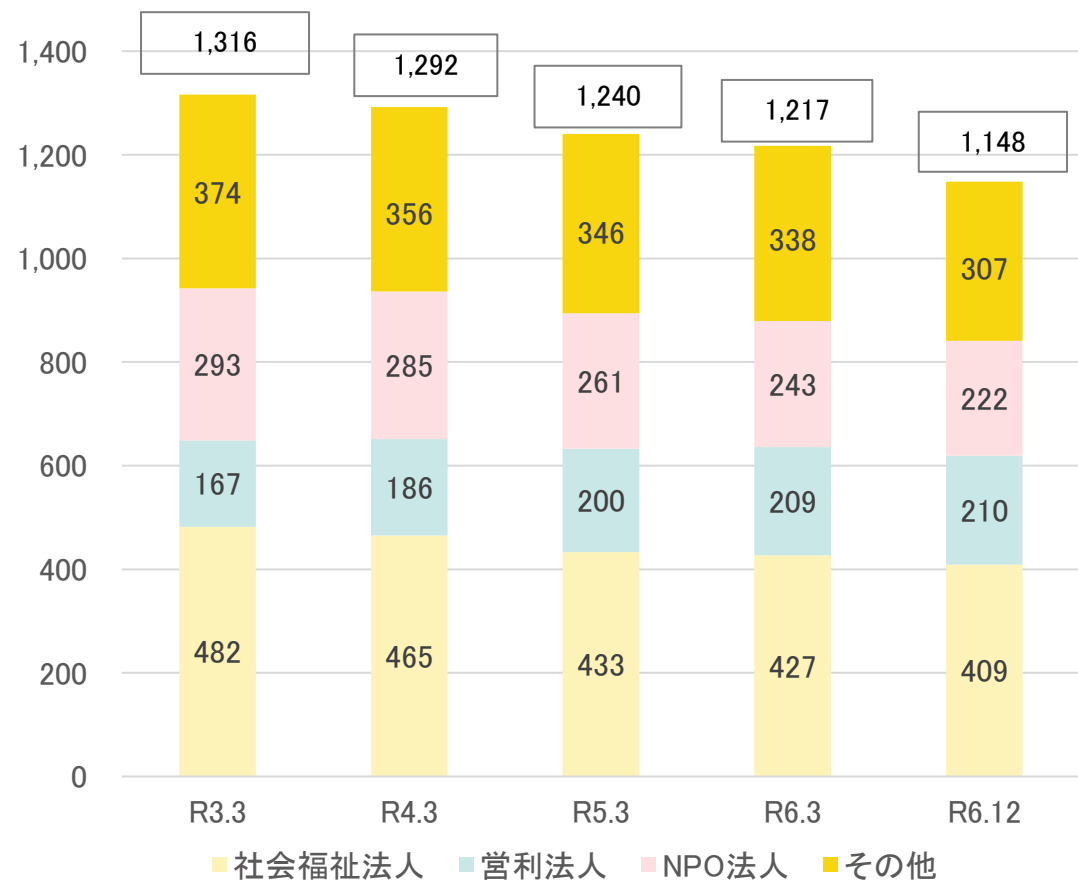


【出典】国保連データ

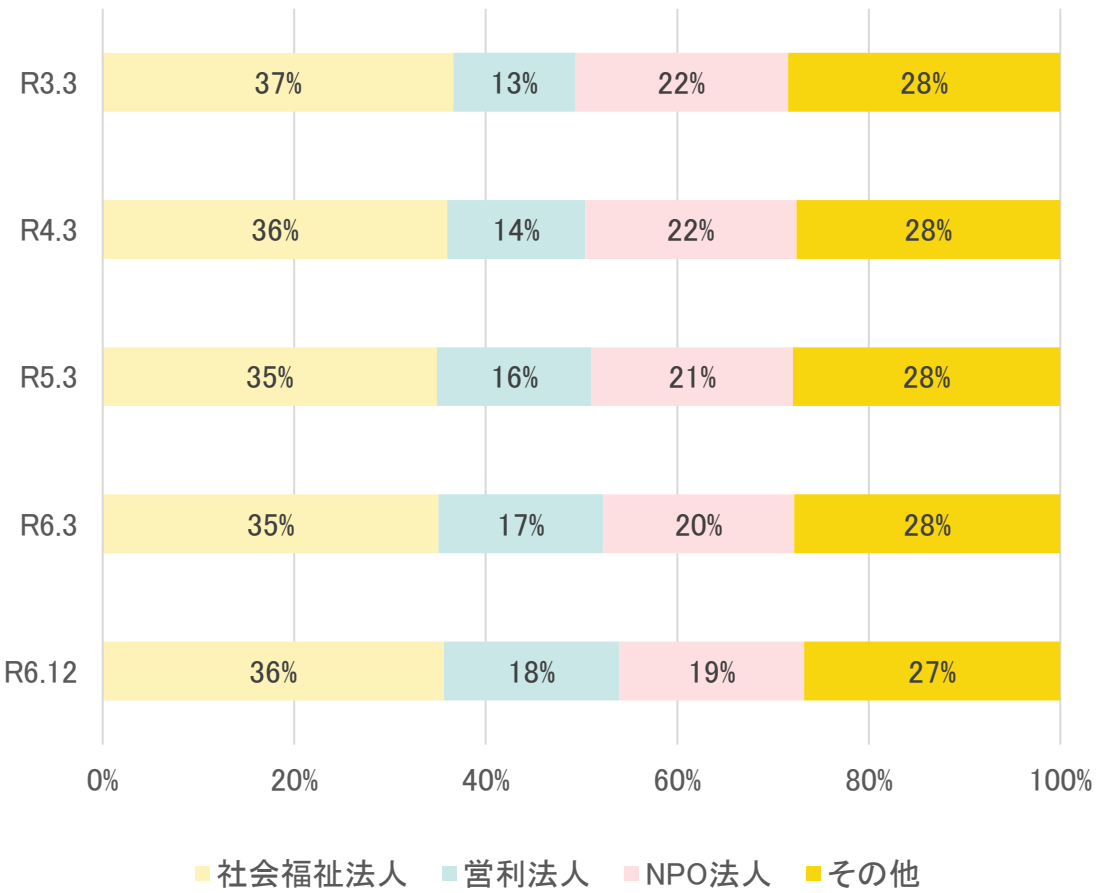
共同生活援助(外部サービス利用型)の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 共同生活援助(外部サービス利用型)の事業所数は減少傾向である。

事業所数の推移

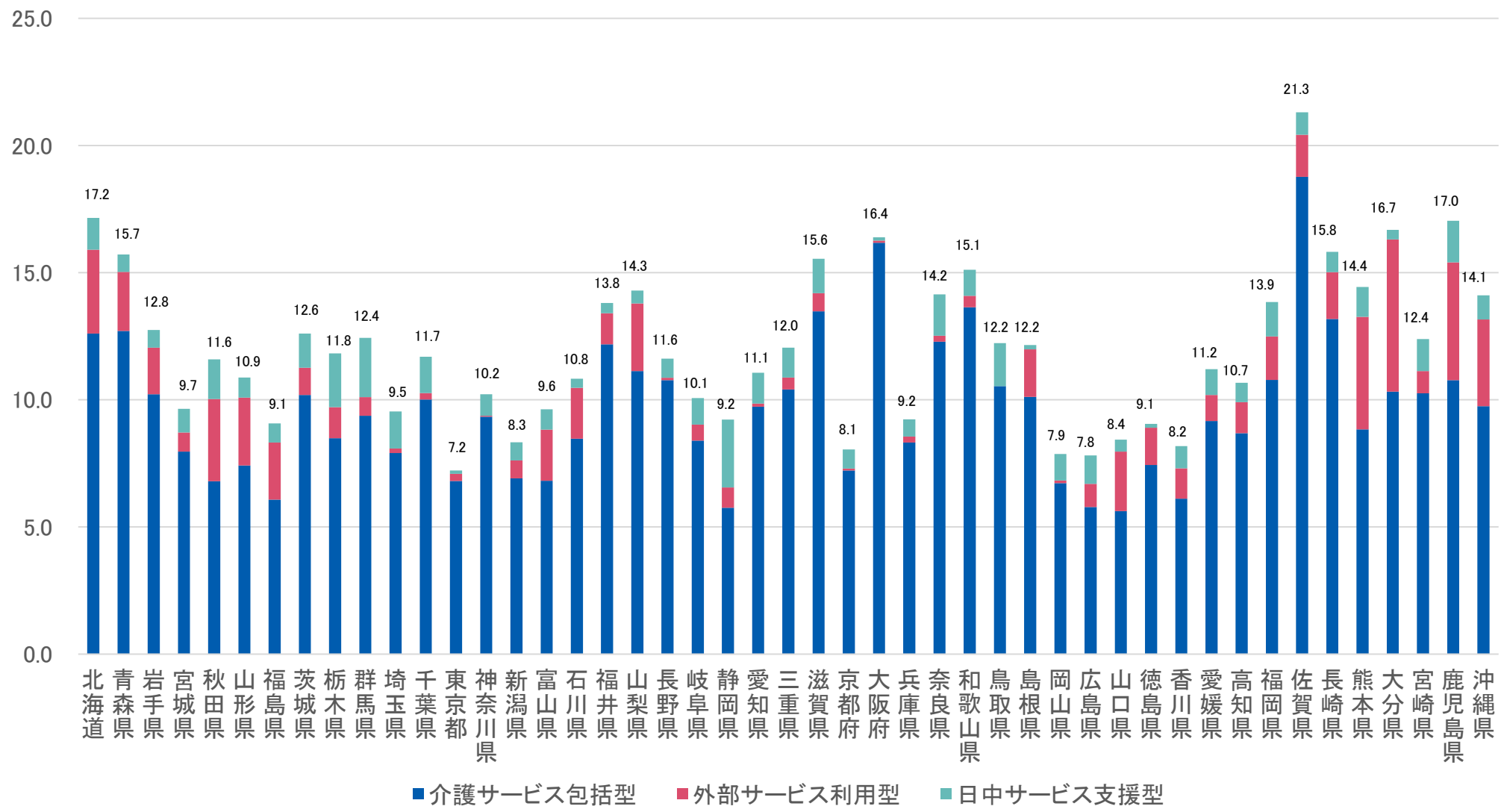


設置主体別割合の推移



共同生活援助事業所数の各都道府県の状況

○ 人口10万人当たり共同生活援助事業所数を都道府県別にみると、以下のとおり、佐賀県、北海道、鹿児島県が多く、東京都、広島県、岡山県が少ない状況にある。



(出典)「国保連データ」(令和6年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2024年(令和6年)10月1日現在)より作成。

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

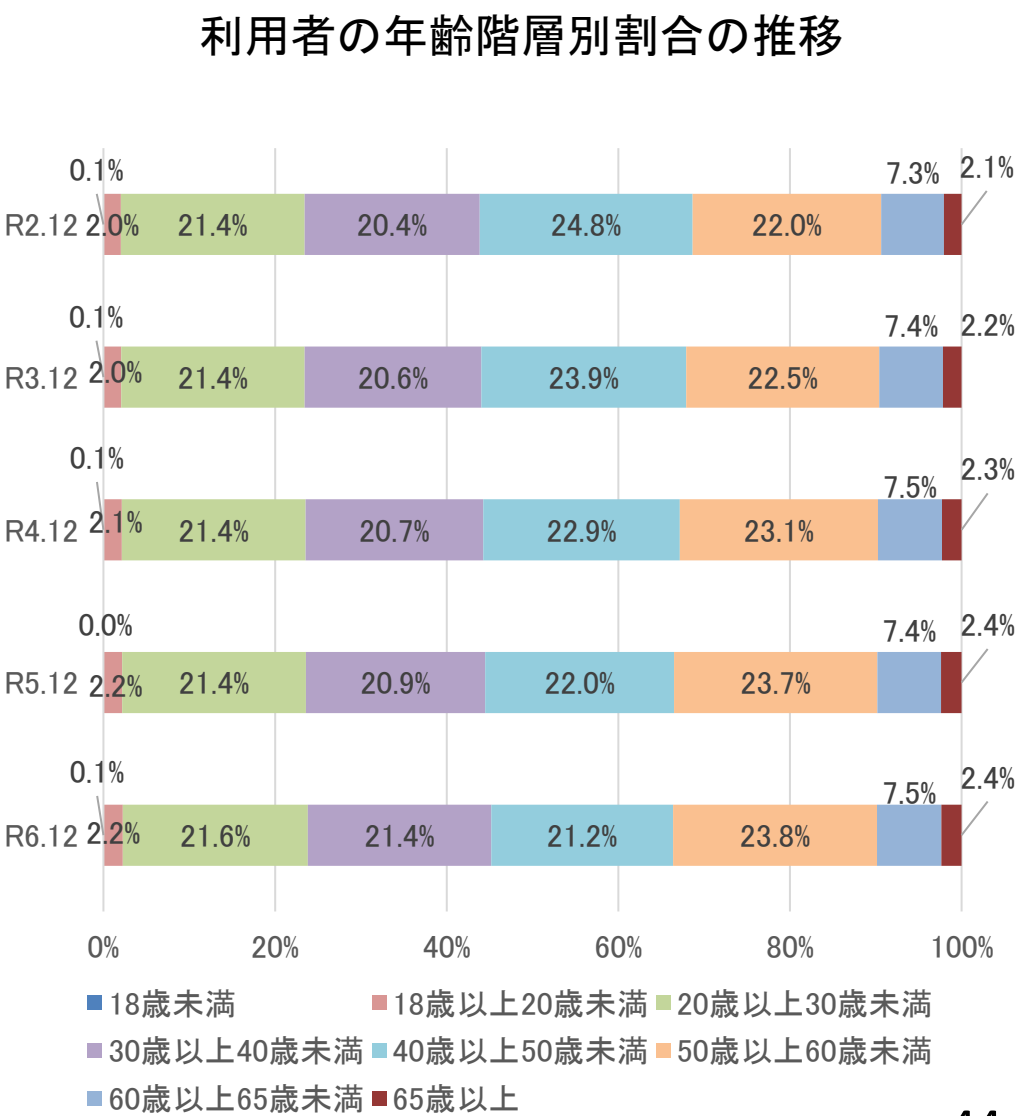
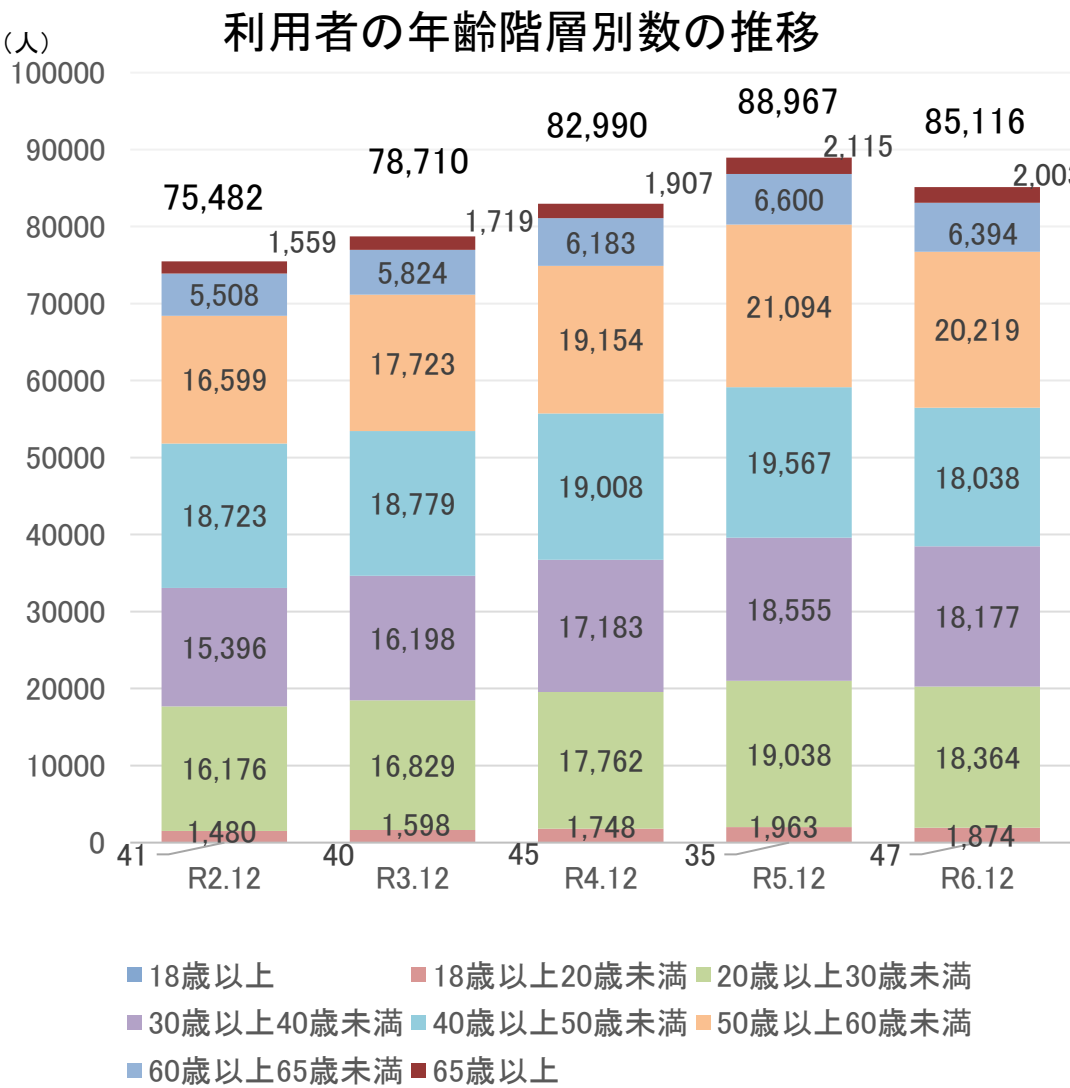
4,371（国保連令和 7 年 2月実績）

○ 利用者数

84,808（国保連令和 7 年 2月実績）

就労継続支援A型利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、50歳以上の利用者が増えてきており、また、利用者の半数以上が40歳以上である。

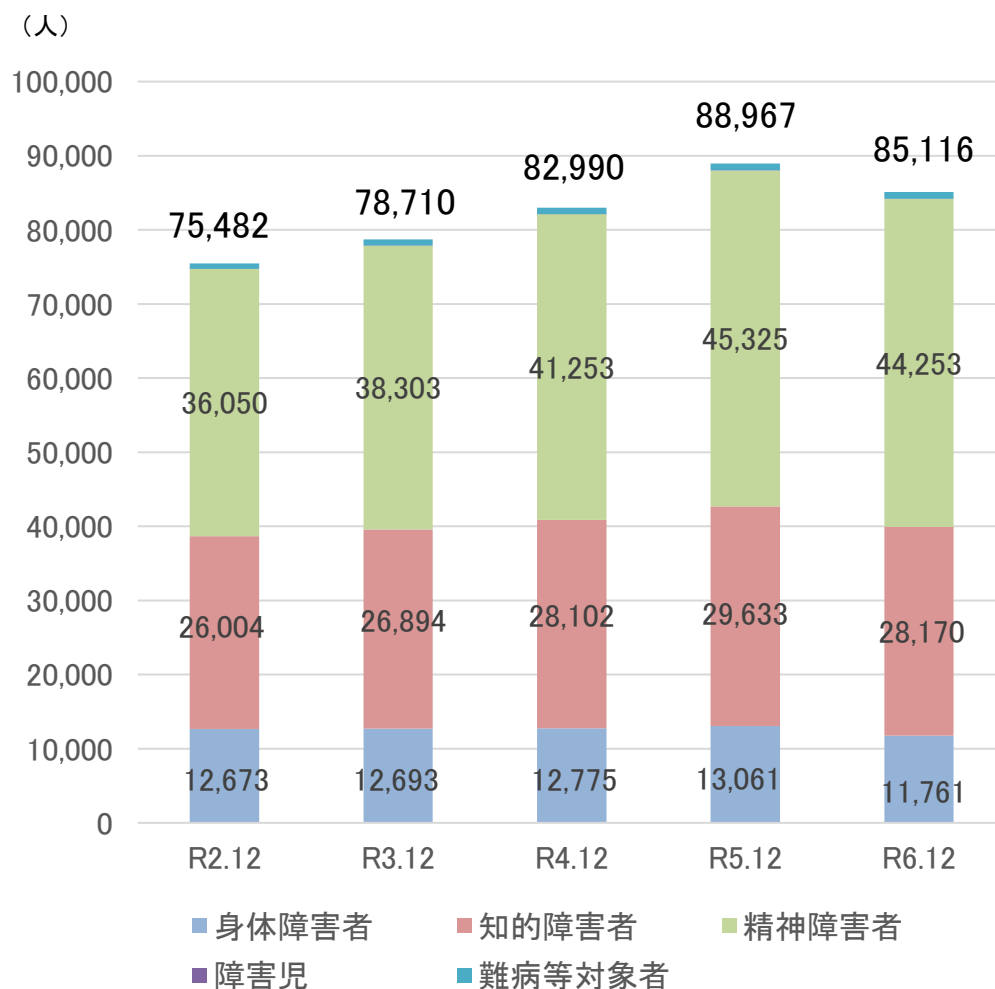


【出典】国保連データ

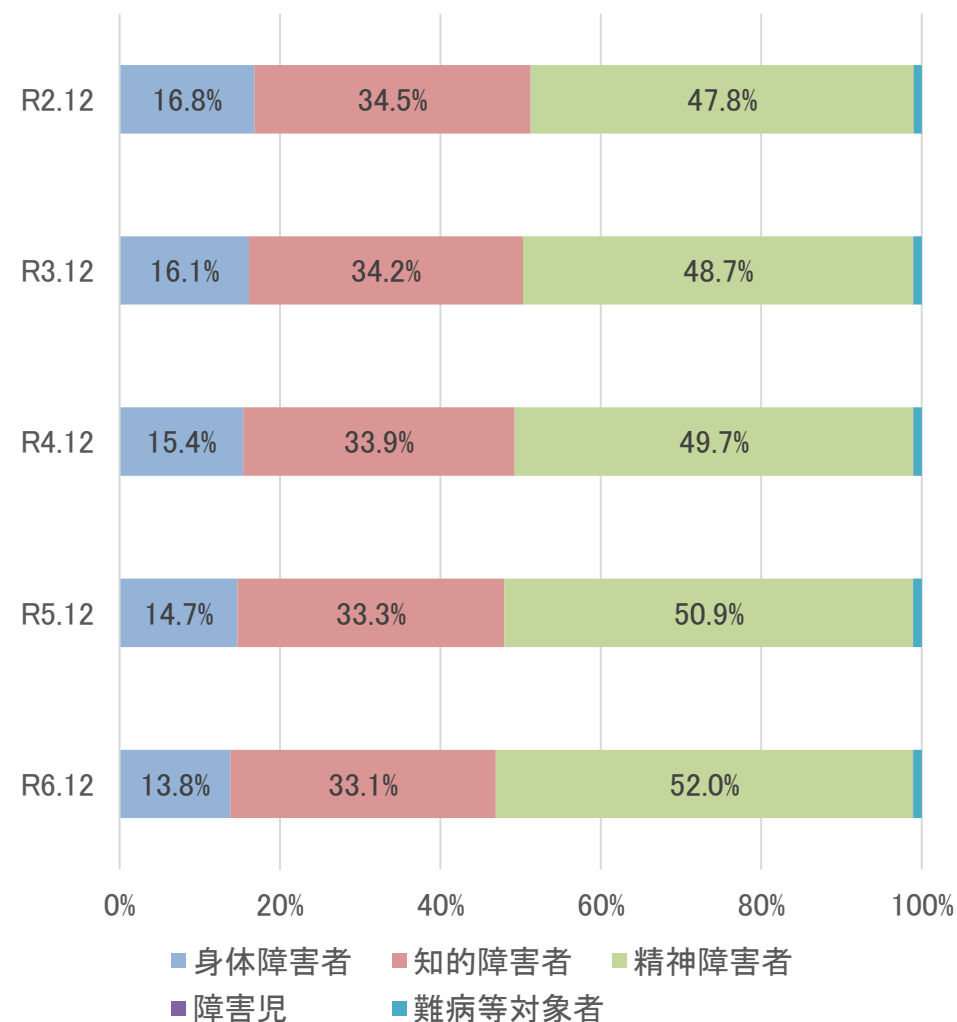
就労継続支援A型利用者の障害種別分布状況

- 身体障害者、知的障害者の利用者に占める割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用者に占める割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が5割を超えている。

利用者の障害種別数の推移

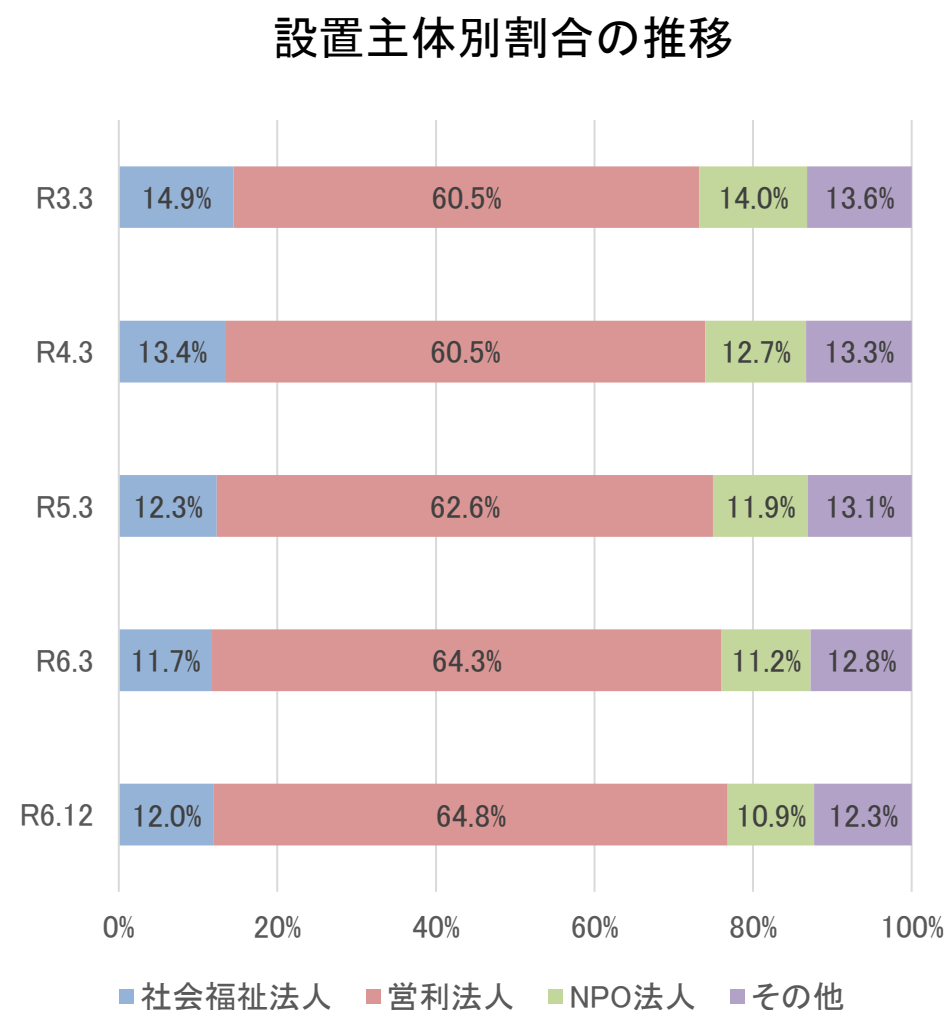
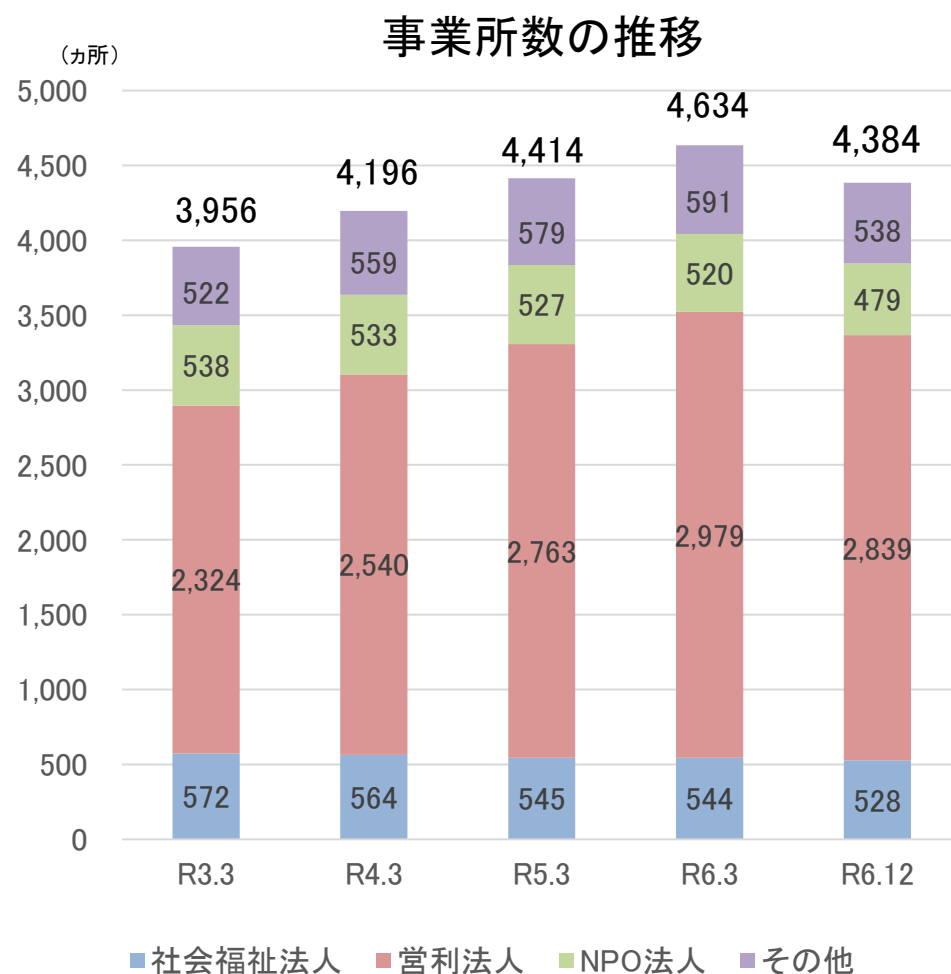


利用者の障害種別割合の推移



就労継続支援A型事業所の設置主体別の状況

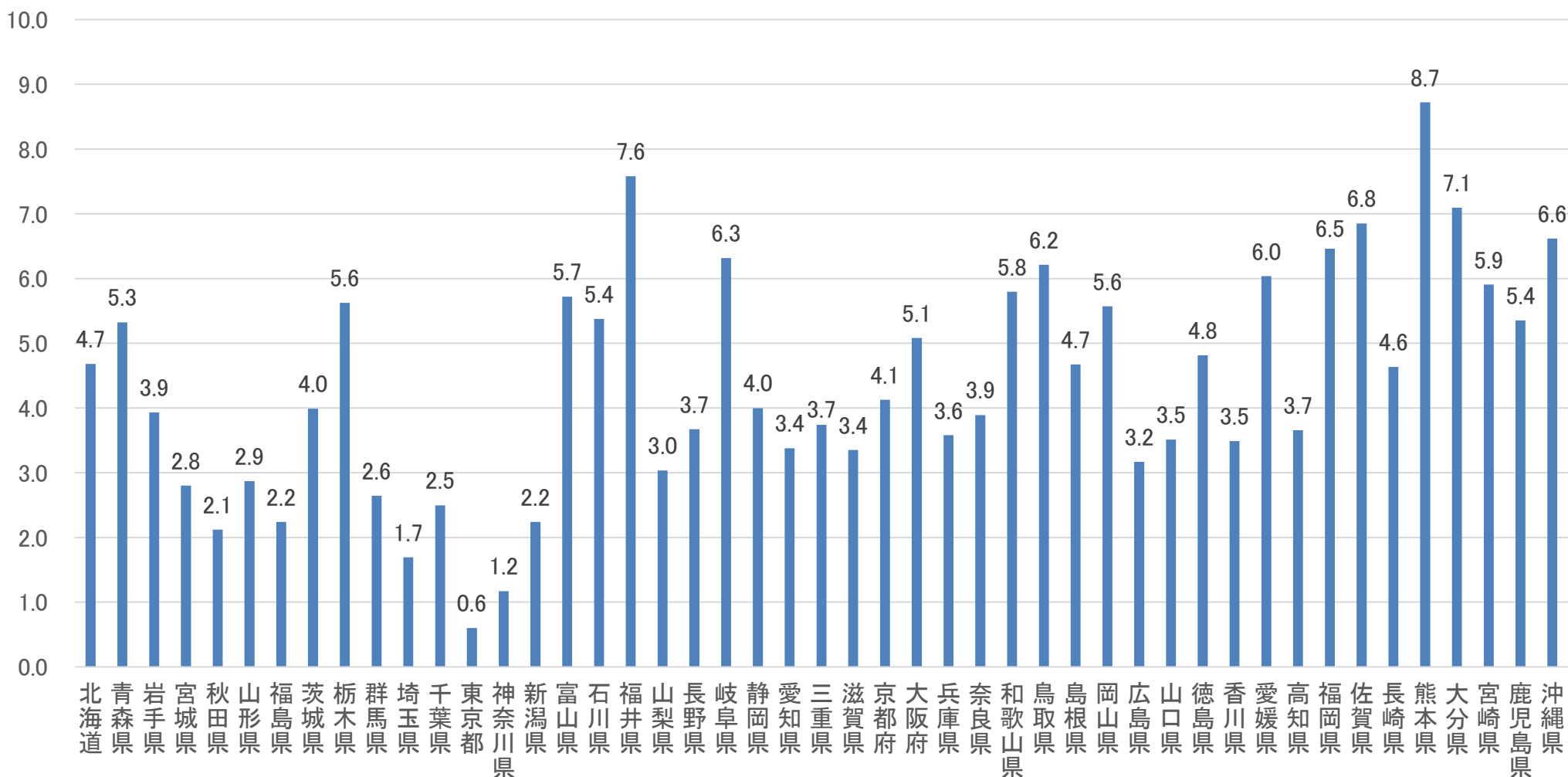
- 令和2年度から令和5年度にかけて、就労継続支援A型事業の事業所数は全体的に増加していたものの、令和6年度に、事業所数全体が減少。設置主体別に見ても、いずれの設置主体でも事業所数が減少している。
- 設置主体別割合の推移を見ると、令和6年度は社会福祉法人及び営利法人の割合が増加している。



就労継続支援A型事業所数の各都道府県状況（人口10万人当たり事業所数）

○ 人口10万人当たり就労継続支援A型事業所数を都道府県別にみると、以下のとおり、熊本県、福井県、大分県が多く、東京都、神奈川県、埼玉県が少ない状況にある。

（カ所）



（出典）「国保連データ」（令和6年10月サービス提供分）及び総務省統計局「人口推計」（2024年（令和6年）10月1日現在）より作成。

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定 員	基本報酬
20人以下	584単位/日

※ 人員配置6:1の場合

【独自の加算】

● 地域協働加算 30単位/日

就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

● ピアサポート実施加算 100単位/月

利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

(1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算 5～93単位/日

※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

18,621 (国保連令和 7 年 2月実績)

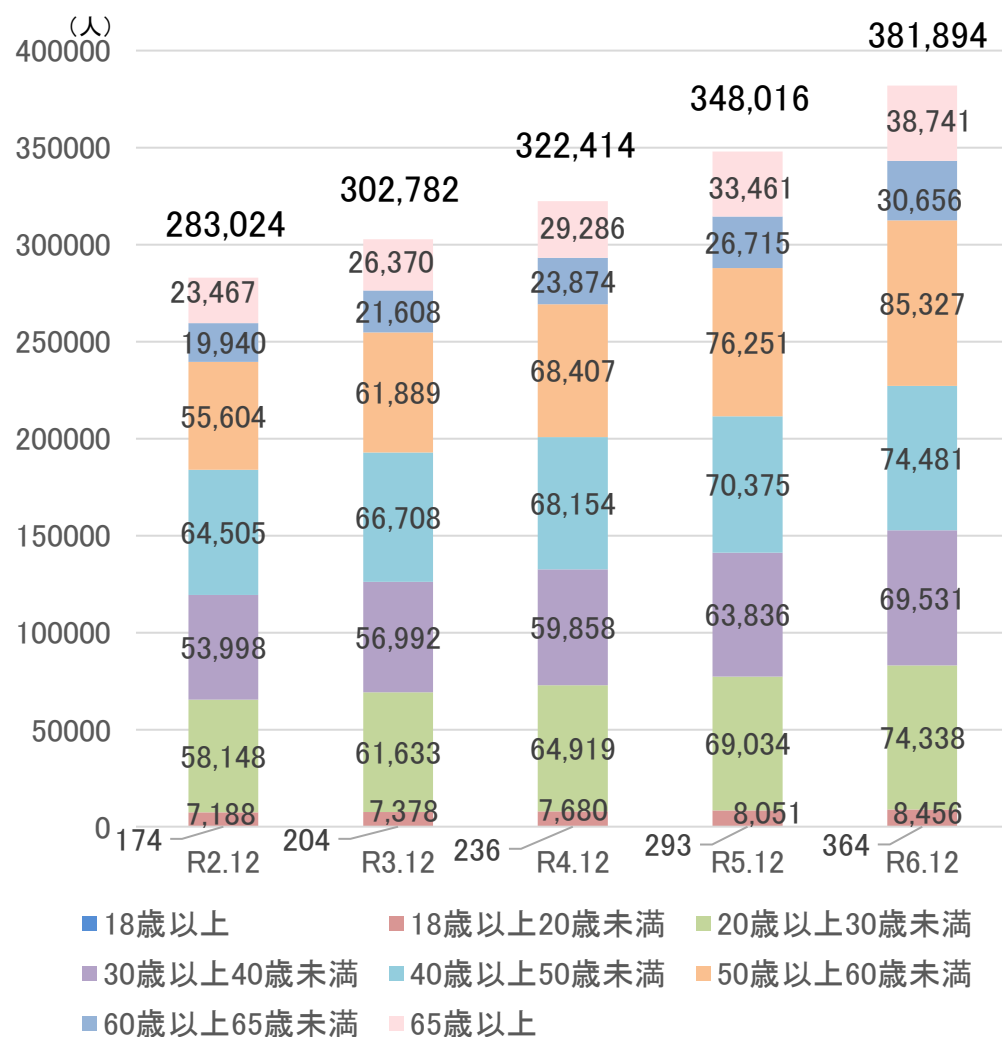
○ 利用者数

383,882 (国保連令和 7 年 2月実績) 48

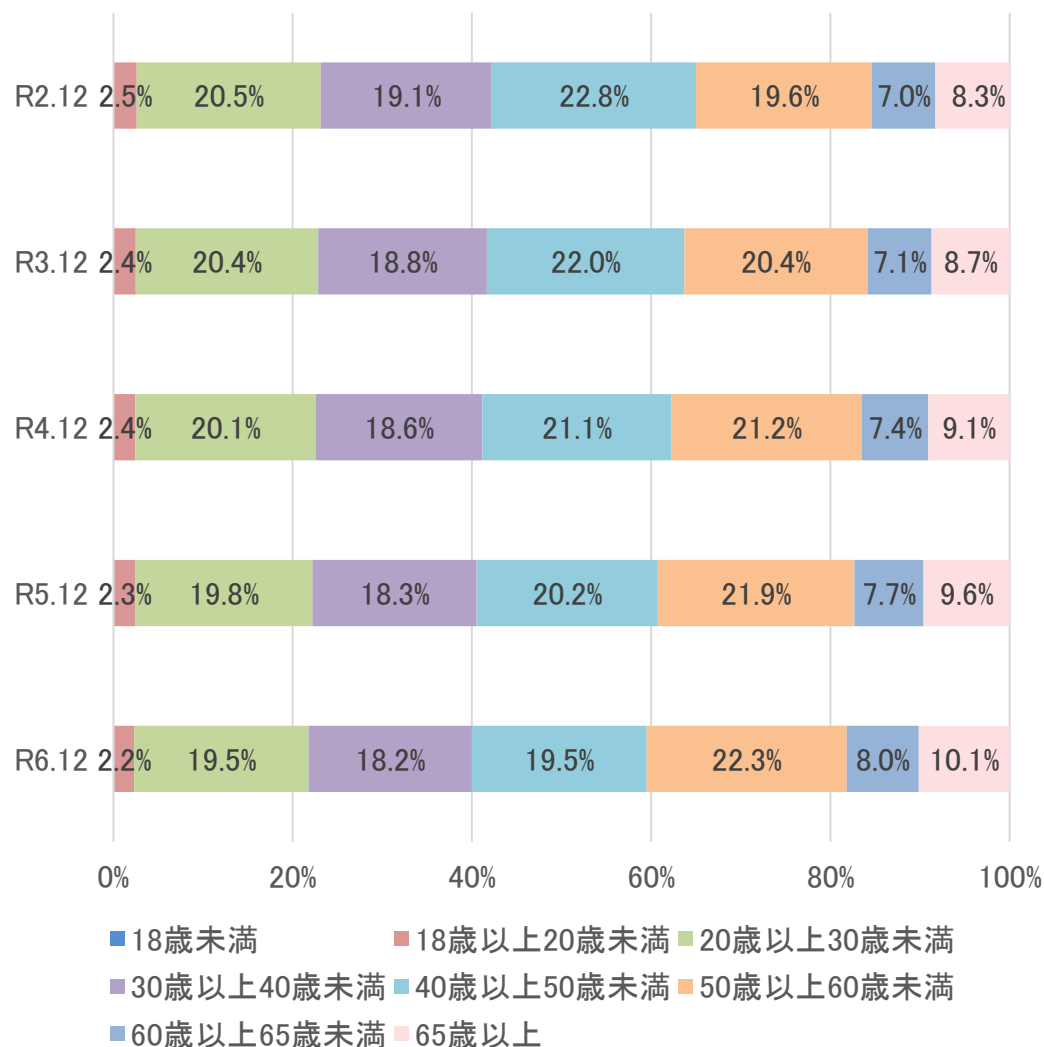
就労継続支援B型利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、50歳以上の利用者が増えてきており、また、利用者の半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別数の推移



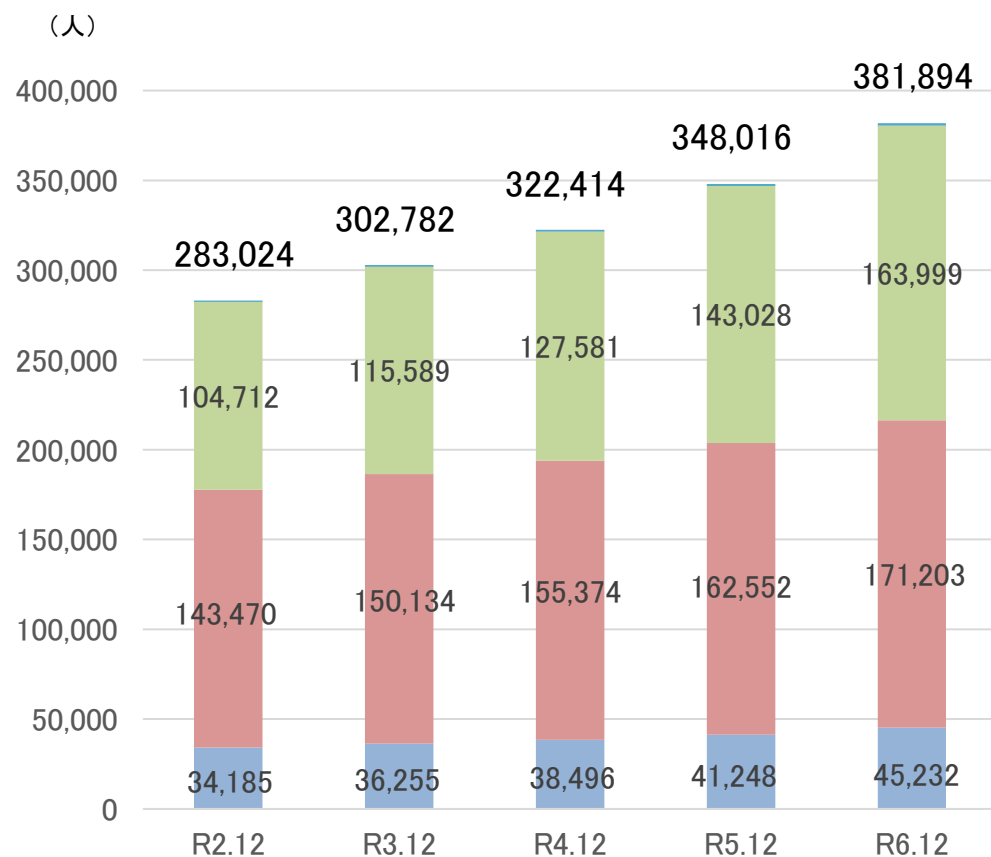
利用者の年齢階層別割合の推移



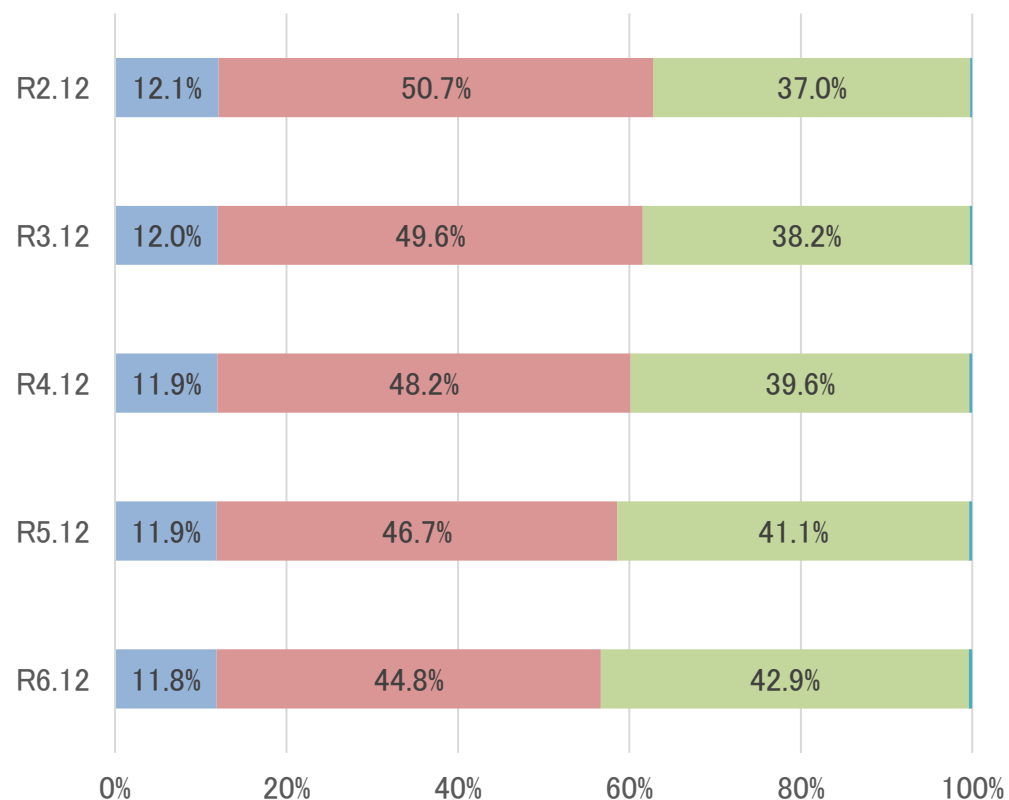
就労継続支援B型利用者の障害種別分布状況

- 身体・知的障害者の利用者に占める割合は微減傾向にあり、精神障害者が微増傾向にある。
- 精神障害者の利用者に占める割合が全体の4割以上を占める。

利用者の障害種別数の推移



利用者の障害種別割合の推移



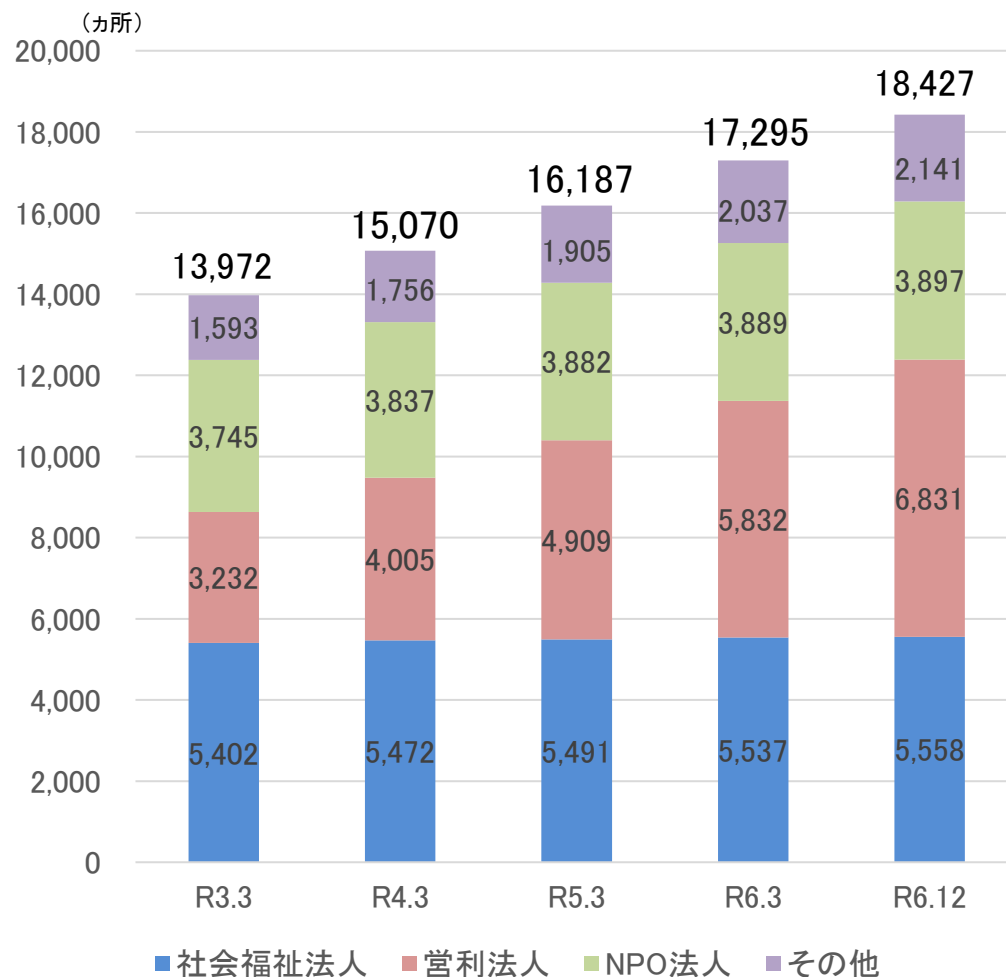
■ 身体障害者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ 障害児 ■ 難病等対象者

■ 身体障害者 ■ 知的障害者 ■ 精神障害者 ■ 障害児 ■ 難病等対象者

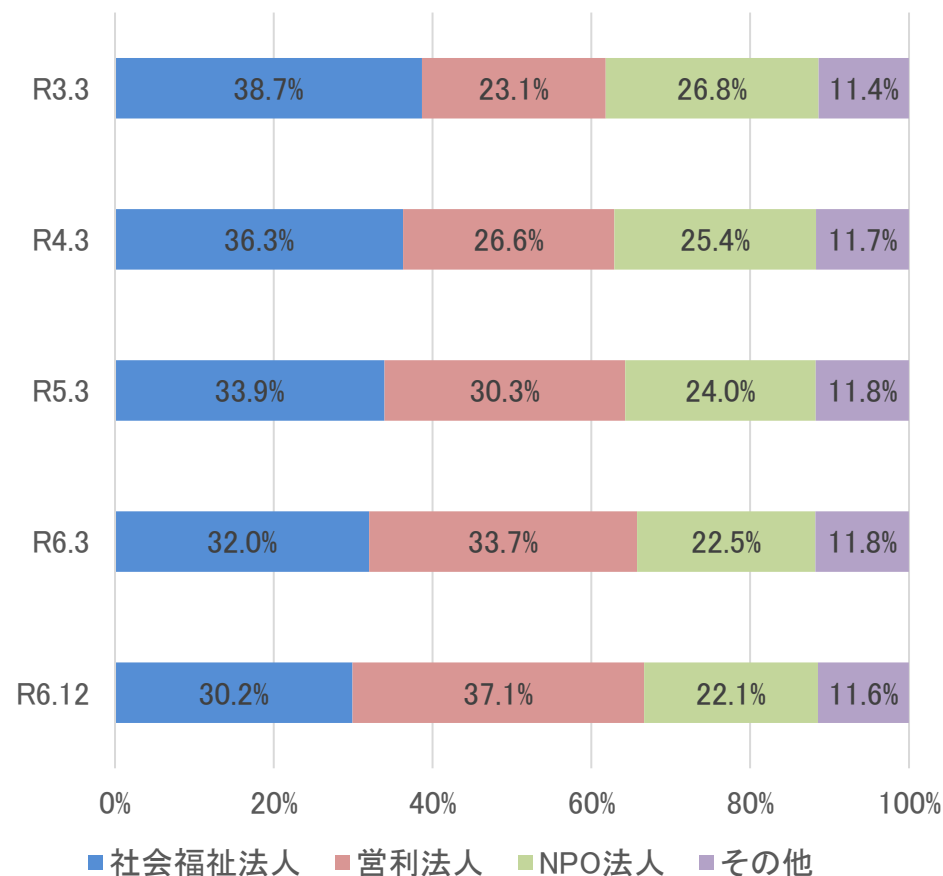
就労継続支援B型事業所の設置主体別の状況

- 令和2年度から令和6年度にかけて、就労継続支援B型事業の事業所数が全体的に増加しており、設置主体別に見ても、いずれの設置主体でも事業所数が増加している。
- 設置主体別割合の推移を見ると、営利法人の割合のみ増加している。

事業所数の推移



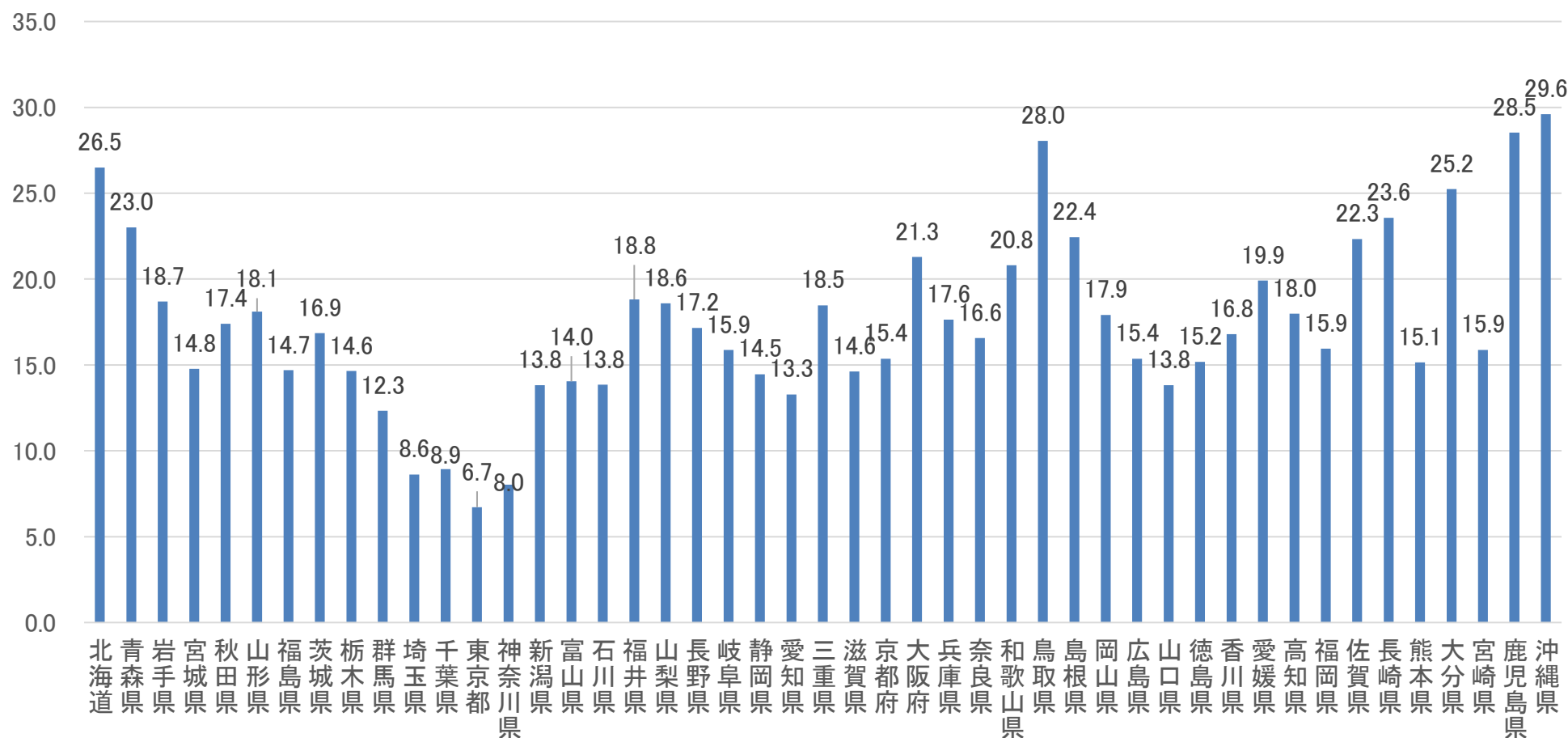
設置主体別割合の推移



就労継続支援B型事業所数の各都道府県状況（人口10万人当たり事業所数）

○ 人口10万人当たり就労継続支援B型事業所数を都道府県別にみると、以下のとおり、沖縄県、鹿児島県、鳥取県が多く、東京都、神奈川県、埼玉県が少ない状況にある。

（カ所）



児童発達支援（児童発達支援センター）

○ 対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

■ 地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童発達支援

- ・ 児童指導員及び保育士 4：1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上
- ・ 児童発達支援管理責任者 1人以上

■ 治療を行う場合

- ・ 児童発達支援を行うために必要とされる従業者に加えて、医療法に規定される診療所に必要な医師、看護師等の従業者

※ 経過措置：旧医療型児童発達支援センター、旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員について、令和8年度末までの間、改正前の基準によることができる。

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬（時間区分・利用定員等に応じた単位設定）	
■ 時間区分1（30分以上1時間30分以下）：医療的ケア児 1,495～3,136単位	／ 医療的ケア児以外 817～1,104単位
■ 時間区分2（1時間30分超3時間以下）：医療的ケア児 1,514～3,163単位	／ 医療的ケア児以外 836～1,131単位
■ 時間区分3（3時間超5時間以下）：医療的ケア児 1,551～3,215単位	／ 医療的ケア児以外 874～1,184単位
■ 主な加算	
■ 中核機能強化加算 → 地域が障害児支援の中核拠点として位置づけて、専門人材を配置し、関係機関との連携体制を確保しながら包括的な支援を提供する場合に加算 22～155単位 ■ 人工内耳装用児支援加算 → 聴力検査室を設置した児童発達支援センターにおいて、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関と連携し、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に加算 445～603単位 → 眼科・耳鼻咽喉科の医療機関と連携し、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に加算 150単位 ■ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 → 視覚・聴覚・言語機能に障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に加算 100単位 ■ 家族支援加算 → 住宅を訪問して、又は事業所内にて、対面又はオンラインにて相談援助を行った場合に加算 ・ 家族支援加算（Ⅰ）：個別に行う場合 80～300単位 ・ 家族支援加算（Ⅱ）：グループで行う場合 60～80単位 ■ 入浴支援加算 → 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に加算 55単位	■ 子育てサポート加算 → 保護者が支援場면을観察、参加する機会を提供し、こどもの特性を踏まえた関わり方に関して相談援助を行った場合に加算 80単位 ■ 延長支援加算 → 発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に、その時間に応じて加算 ・ 重症心身障害児、医療的ケア児：128～192単位 ・ 重症心身障害児、医療的ケア児以外の障害児：128～192単位 ■ 児童指導員等加配加算（配置形態や経験年数に応じた単位設定） → 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等を加配した場合に加算 ・ 常勤専従：経験年数5年以上 22～62単位／経験年数5年未満 18～51単位 ・ 常勤換算：経験年数5年以上 15～41単位／経験年数5年未満 13～36単位 ・ その他の従業者：11～30単位 ■ 専門的支援体制・実施加算（利用定員等に応じた単位設定） → 専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別、集中的な支援の計画や実施について2段階で評価 ・ 専門的支援体制加算（体制を評価）：15～41単位 ・ 専門的支援実施加算（計画や実施を評価）：150単位

○ 事業所数 13,872（国保連令和 7 年 2月実績）

○ 利用者数 206,860（国保連令和 7 年 2月実績）

（児童発達支援全体）

（児童発達支援全体）

53

児童発達支援（児童発達支援センター以外）

○ 対象者

■ 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○ サービス内容

■ 日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員又は保育士 10：2以上
※ うち1人以上は常勤
※ 機能訓練担当職員、看護職員の数合計数に含めることができるが、その場合は半数以上は児童指導員又は保育士とすること
■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬（時間区分・利用定員等に応じた単位設定）

■ 時間区分1（30分以上1時間30分以下）：主に未就学児を受け入れる事業所 536～2,933単位 / 主に未就学児以外を受け入れる事業所 461～2,813単位
■ 時間区分2（1時間30分超3時間以下）：主に未就学児を受け入れる事業所 551～2,959単位 / 主に未就学児以外を受け入れる事業所 473～2,836単位
■ 時間区分3（3時間超5時間以下）：主に未就学児を受け入れる事業所 580～3,012単位 / 主に未就学児以外を受け入れる事業所 497～2,881単位
■ 重症心身障害児：850～2,131単位

■ 主な加算

■ 中核機能強化事業所加算
→ 地域が障害児支援の中核拠点として位置づけて、専門人材を配置し、関係機関との連携体制を確保しながら包括的な支援を提供する場合に加算 75～187単位

■ 人工内耳装用児支援加算
→ 眼科・耳鼻咽喉科の医療機関と連携し、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に加算 150単位

■ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算
→ 視覚・聴覚・言語機能に障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に加算 100単位

■ 家族支援加算
→ 居宅を訪問して、又は事業所内にて、対面又はオンラインにて相談援助を行った場合に加算
・ 家族支援加算（Ⅰ）：個別に行う場合 80～300単位
・ 家族支援加算（Ⅱ）：グループで行う場合 60～80単位

■ 入浴支援加算
→ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に加算 55単位

■ 子育てサポート加算
→ 保護者が支援場면을観察、参加する機会を提供し、こどもの特性を踏まえた関わり方に関して相談援助を行った場合に加算 80単位

■ 延長支援加算
→ 発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合に、その時間に応じて加算
・ 重症心身障害児、医療的ケア児：128～192単位
・ 重症心身障害児、医療的ケア児以外の障害児：128～192単位

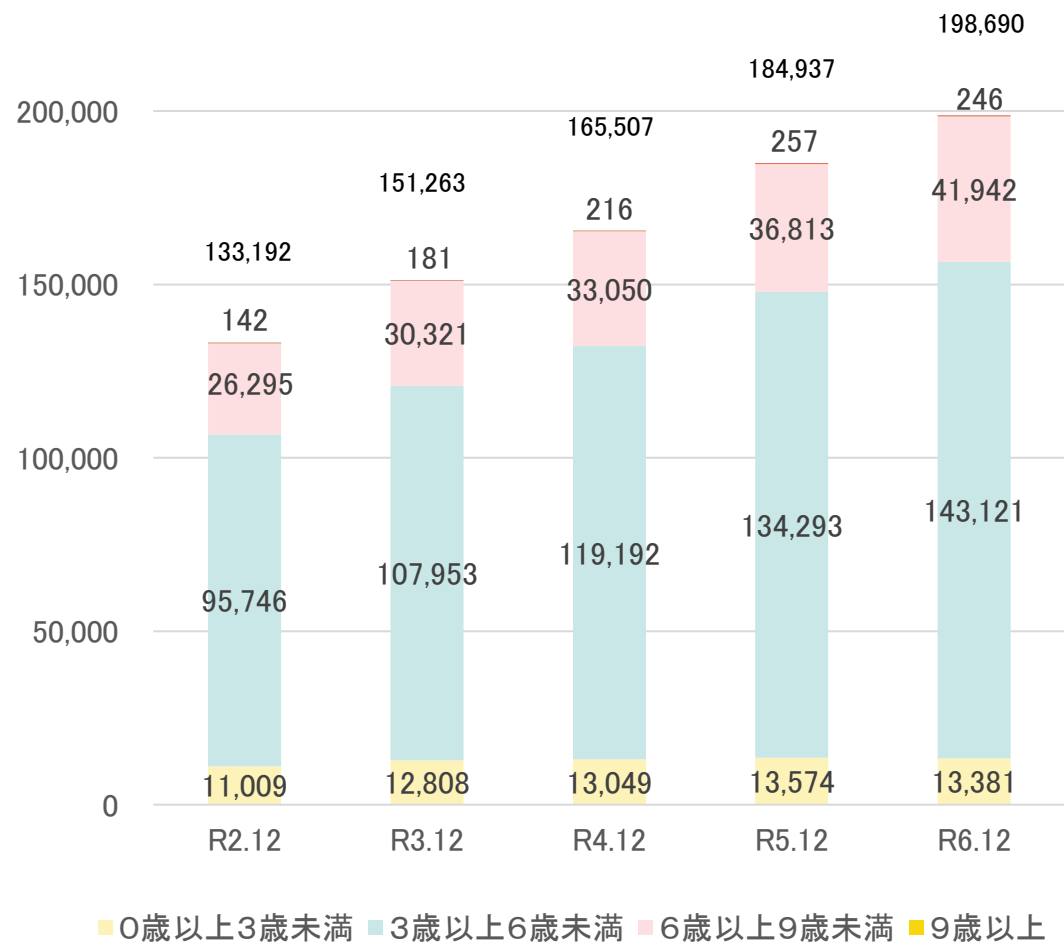
■ 児童指導員等加配加算（配置形態や経験年数に応じた単位設定）
→ 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等を加配した場合に加算（障害児）
・ 常勤専従：経験年数5年以上 75～187単位 / 経験年数5年未満 59～152単位
・ 常勤換算：経験年数5年以上 49～123単位 / 経験年数5年未満 43～107単位
・ その他の従業者：36～90単位

■ 専門的支援体制・実施加算（利用定員等に応じた単位設定）
→ 専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別、集中的な支援の計画や実施について2段階で評価
・ 専門的支援体制加算（体制を評価）：49～123単位
・ 専門的支援実施加算（計画や実施を評価）：150単位

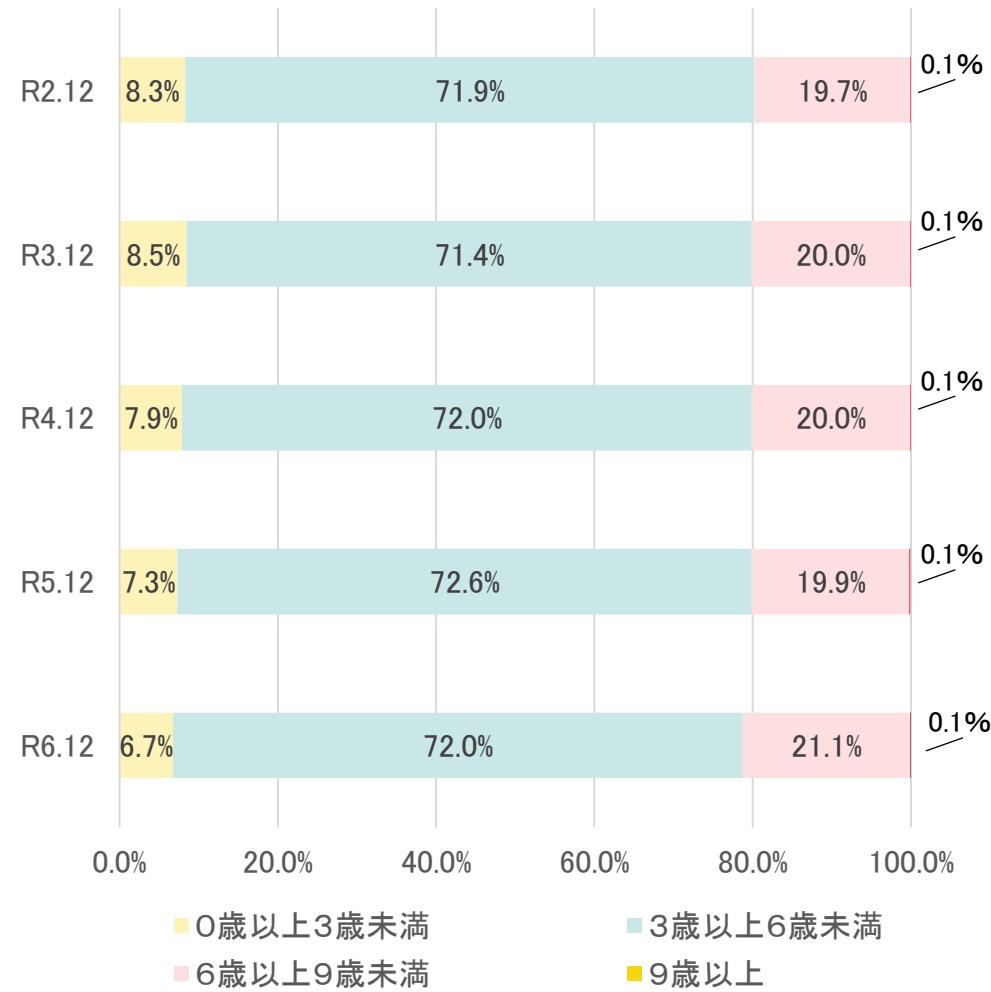
児童発達支援の利用児童数の推移(年齢階級別)

- 総利用児童数は増加傾向であるが、0歳以上3歳未満は微減傾向である。
- 利用児童数の割合は、3歳以上6歳未満の割合が多くなっている。

利用児童数の推移(年齢階級別)



利用児童数の割合の推移(年齢階級別)

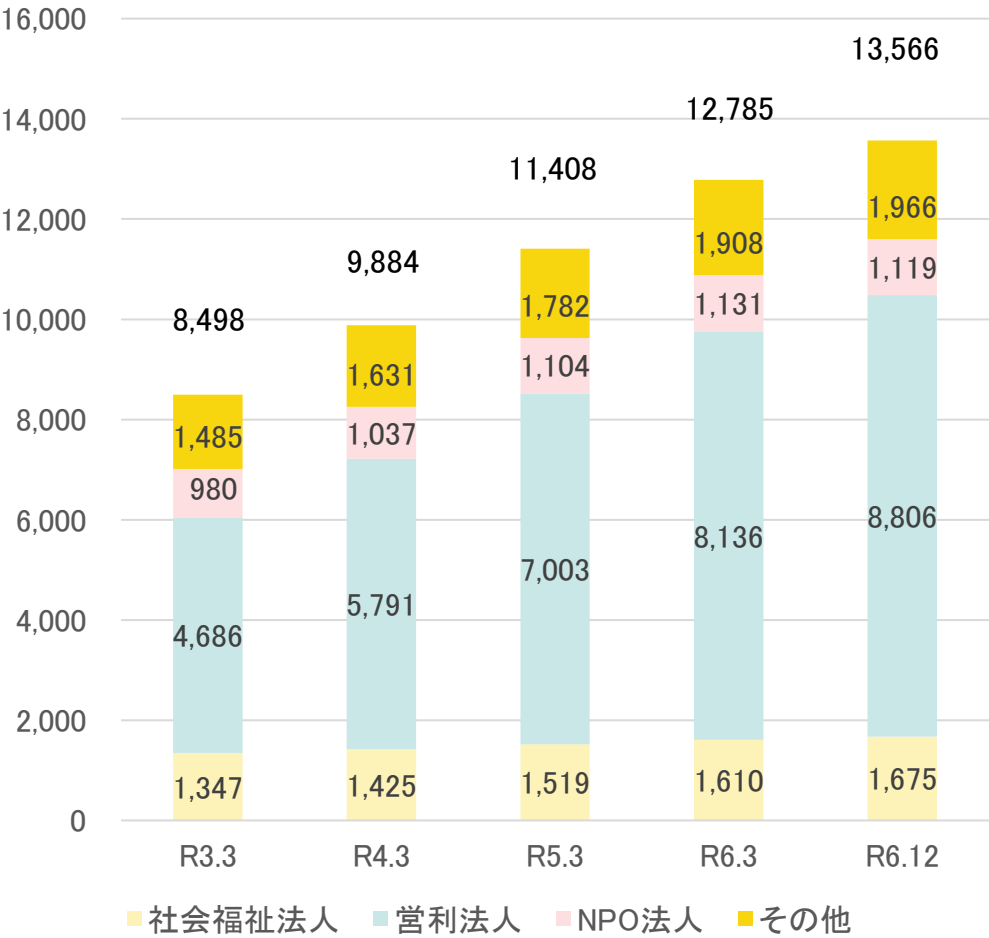


【出典】国保連データ

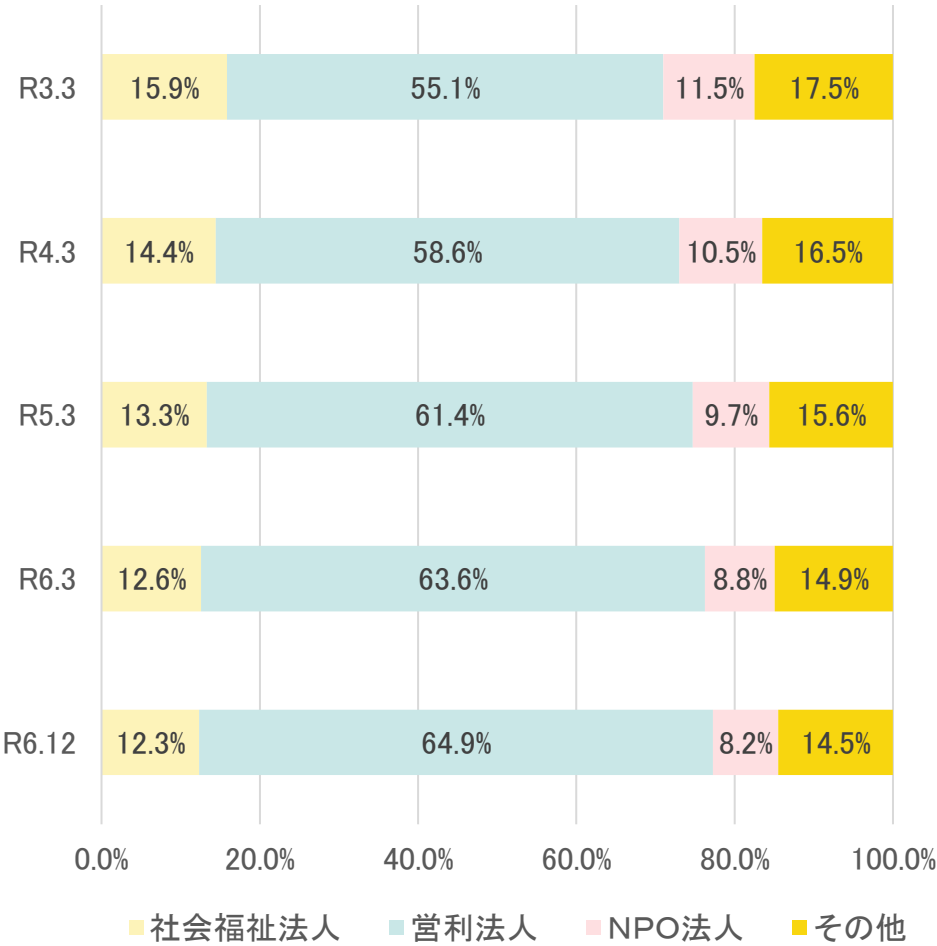
児童発達支援事業所の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 児童発達支援の事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移

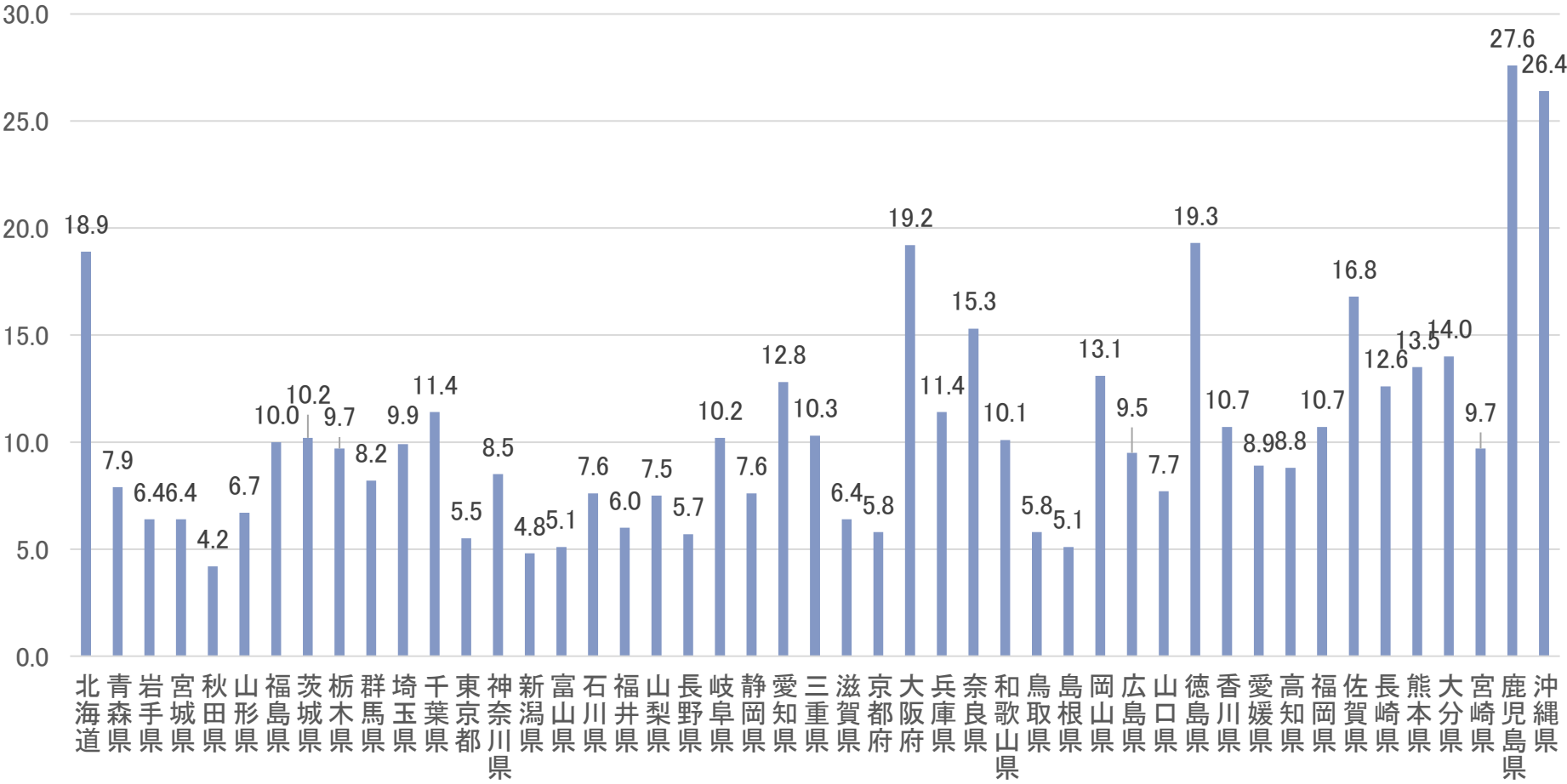


設置主体別割合の推移



各都道府県の人口10万人当たりの児童発達支援事業所数

○ 各都道府県の人口10万人当たりの児童発達支援事業所数をみると、以下のとおり、鹿児島県、沖縄県、徳島県、大阪府が多く、秋田県、新潟県、富山県、島根県が少ない状況にある。



(出典)「国保連データ」(令和6年10月サービス提供分)及び総務省統計局「人口推計」(2024年(令和6年)10月1日現在)より作成。

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校・各種学校へ就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

○主な人員配置

- 児童指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

○報酬単価(令和6年4月～)

■ 基本報酬(時間区分・利用定員等に応じた単位設定) 注) 30分以下の支援は報酬の対象外となる。

- 時間区分1(30分以上1時間30分以下): 医療的ケア児 960～2,591単位 / 医療的ケア児以外 287～574単位
- 時間区分2(1時間30分超3時間以下): 医療的ケア児 977～2,627単位 / 医療的ケア児以外 305～609単位
- 時間区分3(3時間超5時間以下): 医療的ケア児 1,016～2,683単位 / 医療的ケア児以外 343～666単位(時間区分3は学校休業日のみ算定)
- 重症心身障害児: 692～1,771単位(授業終了後) / 817～2,056単位(学校休業日)

■ 主な加算

■ 個別サポート加算(Ⅰ)

- ケアニーズが高い障害児に支援を行った場合に加算 90単位
- ケアニーズが高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合に加算 120単位

■ 個別サポート加算(Ⅱ)

- 不登校状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含めて支援を行った場合に加算 70単位

■ 家族支援加算

- 居宅を訪問して、又は事業所内にて、対面又はオンラインにて相談援助を行った場合に加算
 - ・ 家族支援加算(Ⅰ): 個別に行う場合 80～300単位
 - ・ 家族支援加算(Ⅱ): グループで行う場合 60～80単位

■ 入浴支援加算

- 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に加算 70単位

■ 児童指導員等加配加算(配置形態や経験年数に応じた単位設定)

- 基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等を加配した場合に加算(障害児)
- ・ 常勤専従: 経験年数5年以上 75～187単位 / 経験年数5年未満 59～152単位
- ・ 常勤換算: 経験年数5年以上 49～123単位 / 経験年数5年未満 43～107単位
- ・ その他の従業者: 36～90単位

■ 専門的支援体制・実施加算(利用定員等に応じた単位設定)

- 専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別、集中的な支援の計画や実施について2段階で評価
 - ・ 専門的支援体制加算(体制を評価): 49～123単位
 - ・ 専門的支援実施加算(計画や実施を評価): 150単位

○事業所数

22,730(国保連令和 7 年 2月実績)

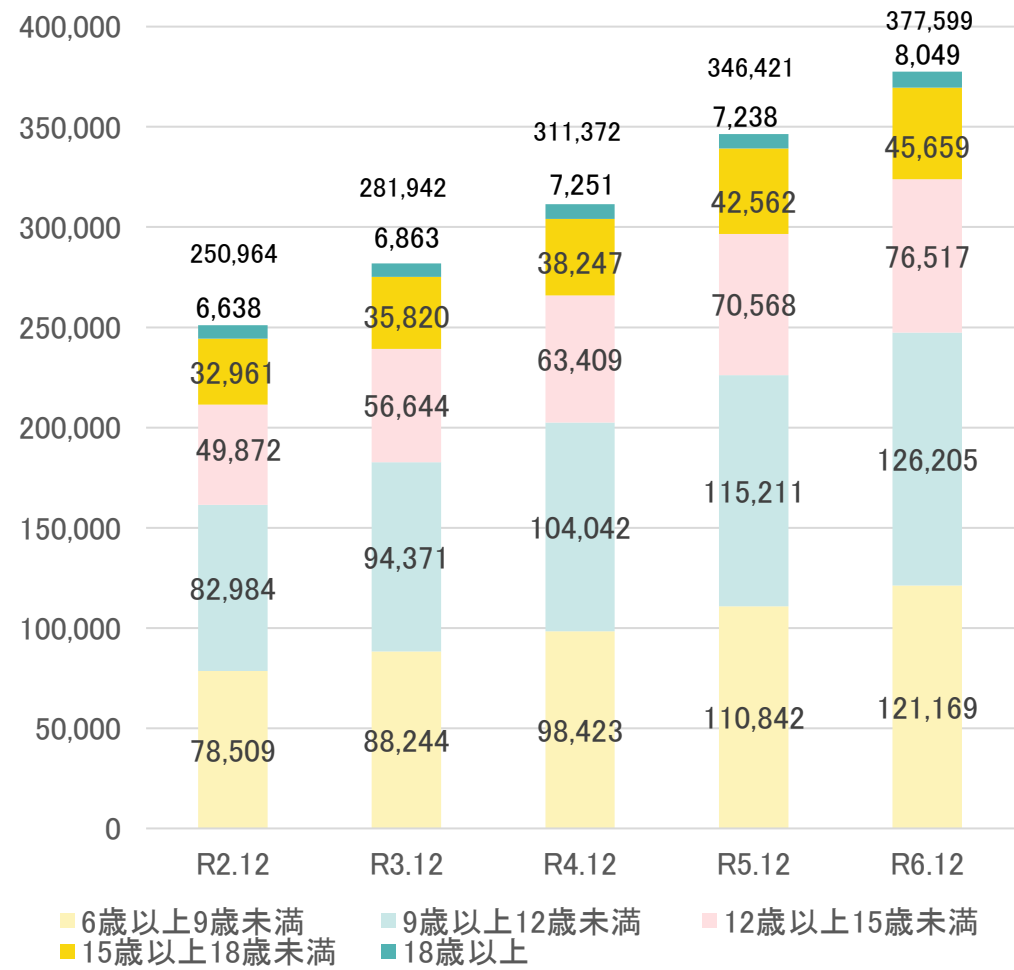
○利用者数

373,877(国保連令和 7 年 2月実績)

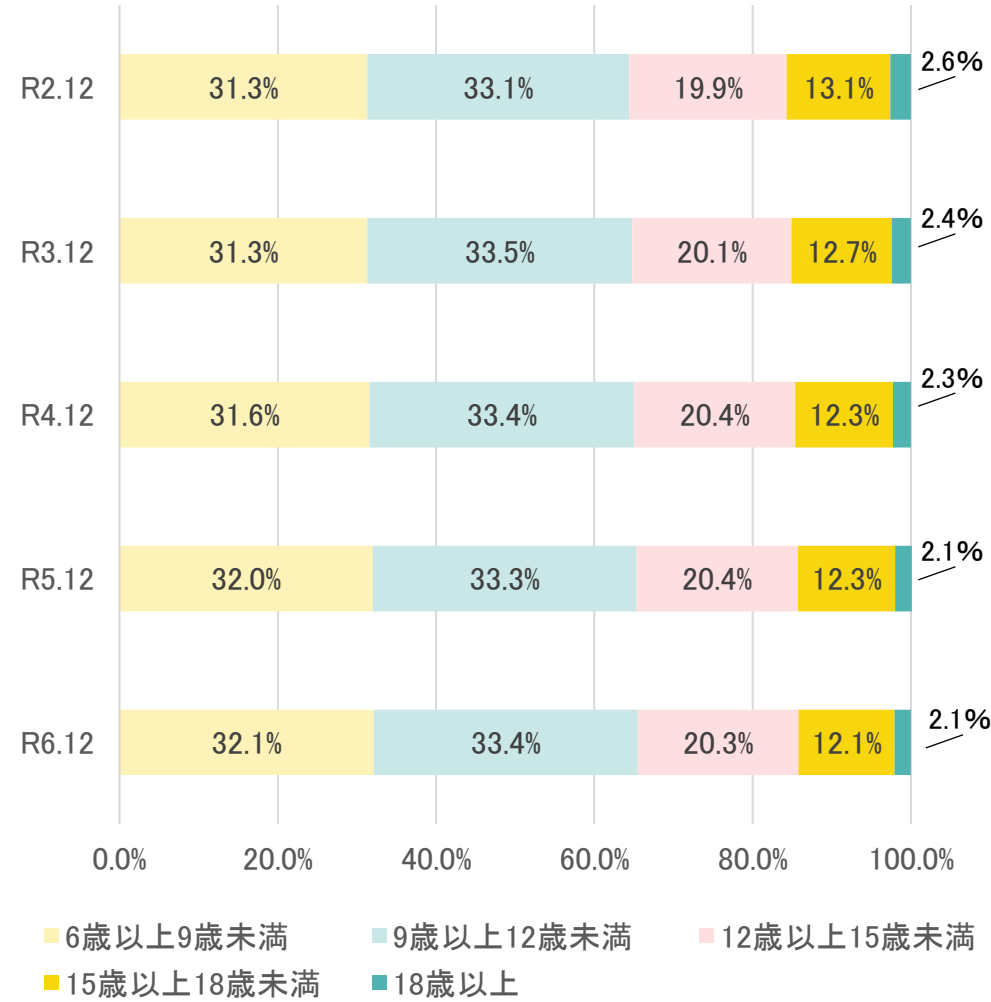
放課後等デイサービスの利用児童数の推移(年齢階級別)

- 総利用児童数は増加傾向である。
- 利用児童数の割合は、6歳以上9歳未満が約3割、9歳以上12歳未満が約3割を占めており、小学生年代の利用が約6割を占めている状態である。

利用児童数の推移(年齢階級別)



利用児童数の割合の推移(年齢階級別)

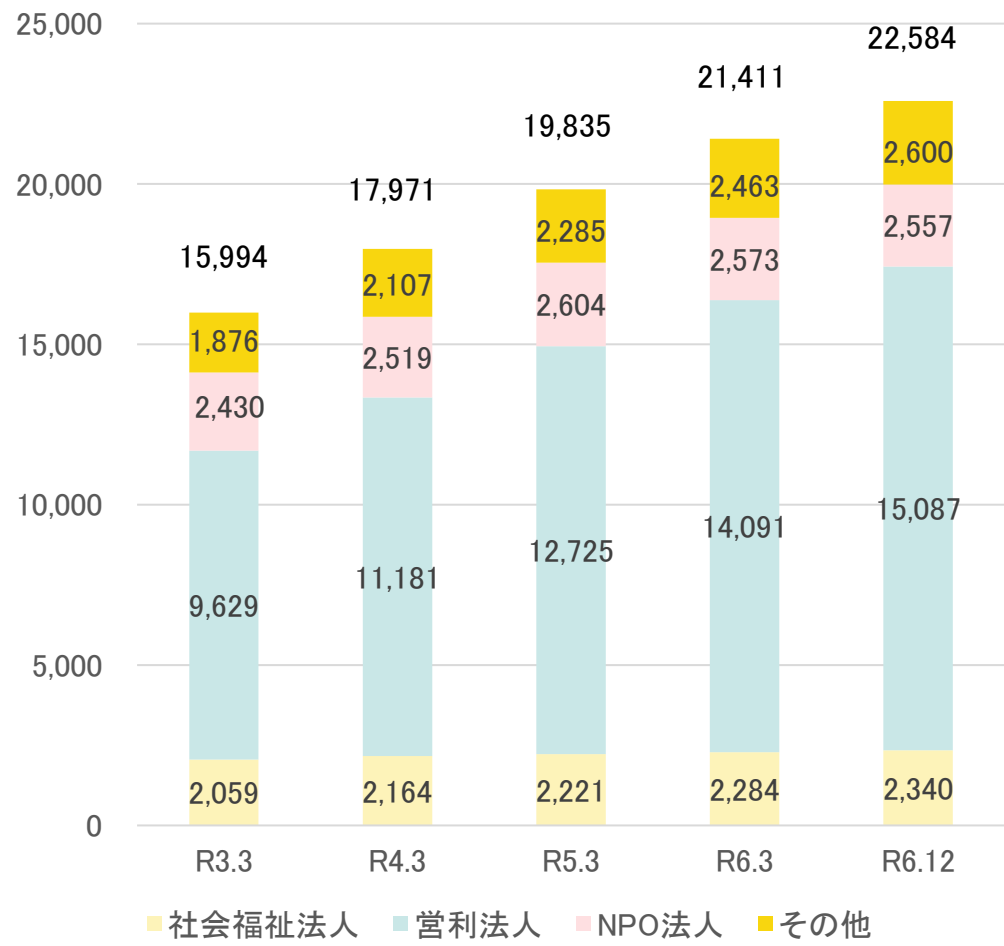


【出典】国保連データ

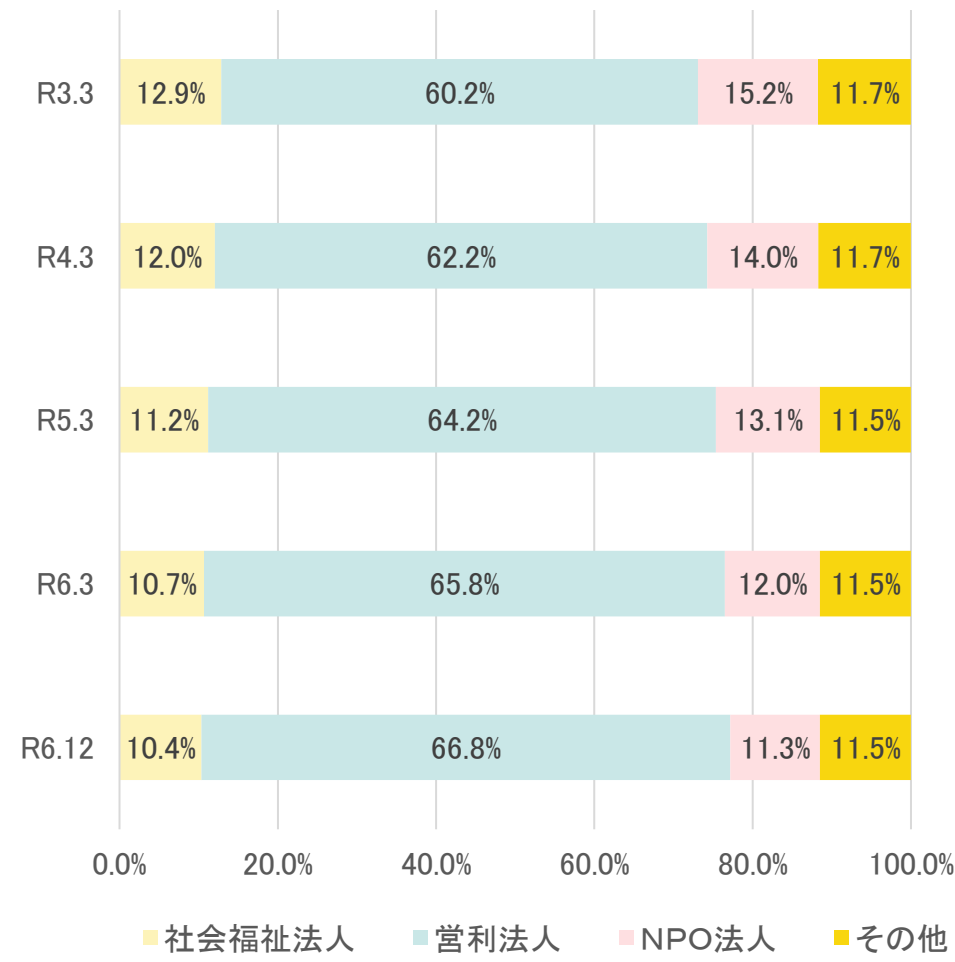
放課後等デイサービス事業所の事業所数、設置主体別割合の推移

○ 放課後等デイサービスの事業所数は増加傾向であり、事業所の設置主体を見ると、特に、営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移

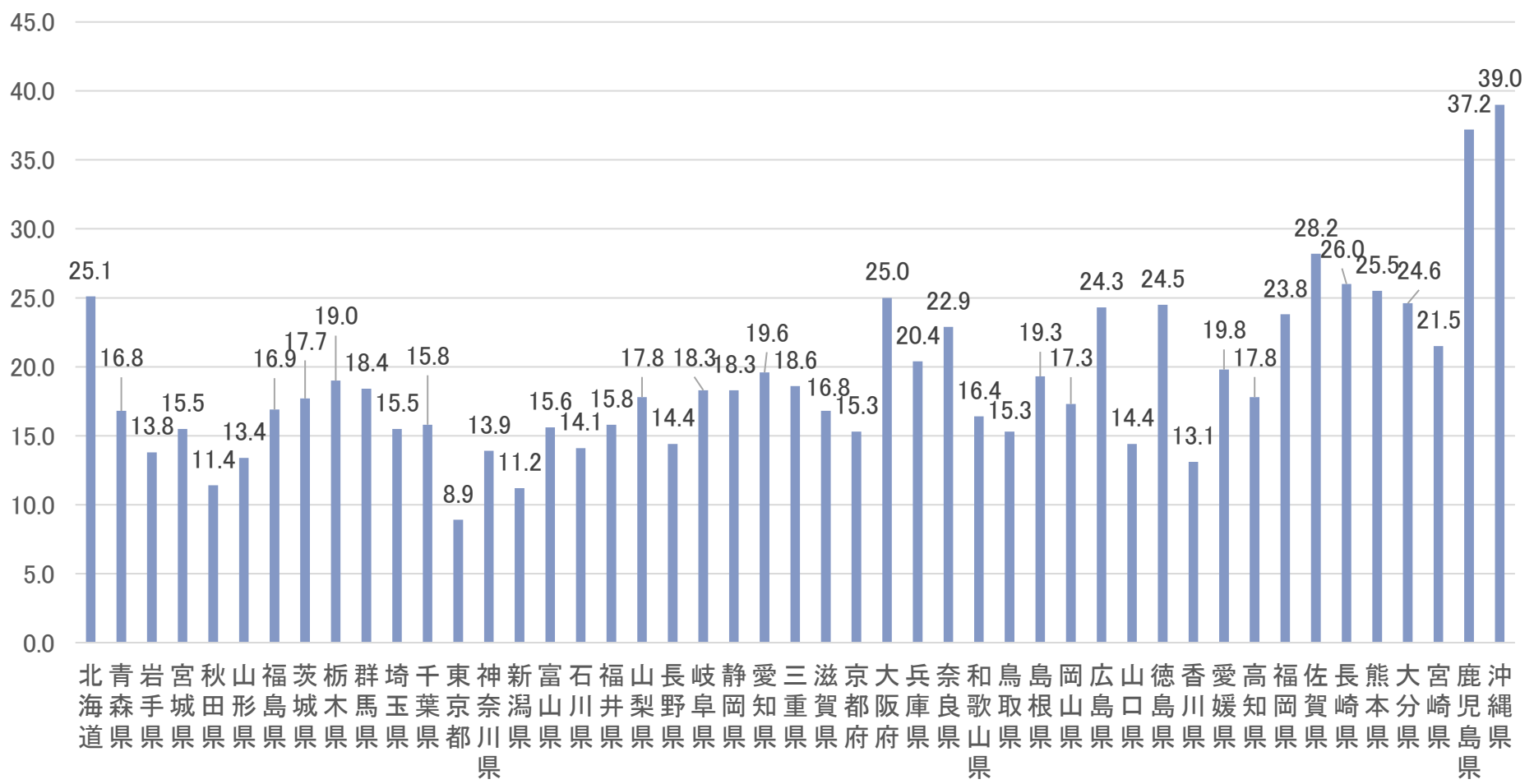


設置主体別割合の推移



各都道府県の人口10万人当たりの放課後等デイサービス事業所数

○ 各都道府県の人口10万人当たりの放課後等デイサービス事業所数をみると、以下のとおり、沖縄県、鹿児島県、佐賀県が多く、東京都、新潟県、秋田県が少ない状況にある。



2 サービス見込量と事業者指定 について (いわゆる総量規制等)

障害福祉サービス等における計画と指定の関係

- 都道府県等は、基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の見込み量を設定した障害福祉計画・障害児福祉計画を作成する。
- 都道府県等は、指定権限を有する一部の障害福祉サービス等について、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）には、事業所等の指定をしないことができる（いわゆる総量規制）。

対象サービス等

H18年度～ 生活介護、就労継続支援B型、障害者支援施設

※対象サービスは省令で規定

H29年度～ 就労継続支援A型

H30年度～ 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

事業所等から指定申請があった場合に、以下の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

(1) 既に以下の状態になっているか又は当該事業者の指定により以下の状態となるとき

都道府県等が定める区域における当該サービスの量※1
(実績値)

≥

都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要な量の見込み※2

※1 障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数

※2 障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

(2) その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 都道府県、中核市では、総量規制を実施している自治体は1割程度。
- 事業者指定権限を持つ自治体全体では、総量規制を実施している自治体は少ない。

■総量規制の実施自治体（単位：％、複数回答）

	回答 自治体数 (団体)	生活介護	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	施設入所 支援
都道府県	47	10.6	10.6	12.8	19.1
政令市	12	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市	43	14.0	11.6	14.0	14.0
事業者指定権限を有 する一般市町村	44	2.3	2.3	2.3	2.3
合計	146	8.2	7.5	8.9	11.0

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 総量規制の実施に前向きな自治体（①～③）は41.8 %であり、否定的な考えをもつ自治体（④）の33.6%より若干多い。
- 「その他」と回答した自治体は、「総量規制の実施の可否について検討が進んでいない」という意見が多い。
- 各自治体の総量規制に対する考え方・対応状況に違いが見られる。

■総量規制に対する基本的な考え方（単位：％）

	回答自治体数 (団体)	①自治体の福祉計画で設定するサービス見込量を超える場合は、速やかに総量規制を実施する	②自治体の福祉計画で設定するサービス見込量を超える場合は、見込量を超えてから一定期間もしくは一定量を超えた場合に、総量規制を実施する	③周辺自治体の需給状況も踏まえ、広域圏においてもサービス供給量が見込量を超える場合は総量規制を実施する	④原則として総量規制は実施しない方針	その他	未回答
都道府県	47	4.3	8.5	31.9	23.4	29.8	2.1
政令市	12	0.0	33.3	33.3	25.0	8.3	0.0
中核市	43	9.3	23.3	11.6	30.2	25.6	0.0
事業者指定権限を有する一般市町村	44	4.5	6.8	18.2	50.0	4.5	15.9
合計	146	5.5	14.4	21.9	33.6	19.2	5.5

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 総量規制の実施に前向きな自治体においては、サービスの質を確保するために、総量規制が有効な手段の一つであると考えられている。

■総量規制を検討する理由（単位：％）

	対象自治体数 (団体)	事業所数を適 正な量に維持 することで、 サービスの質 を確保するた め	必要以上の費 用の伸びを抑 制するため	管内市町村か ら総量規制を 求める声が強 いたため	その他	未回答
都道府県	21	76.2	4.8	9.5	4.8	4.8
政令市	8	100.0	0.0	—	0.0	0.0
中核市	19	89.5	0.0	—	5.3	5.3
事業者指定権 限を有する一 般市町村	13	100.0	0.0	—	0.0	0.0
合計	61	88.5	1.6	3.3	3.3	3.3

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 総量規制の実施に否定的な自治体において、総量規制を検討すべきでない理由として、「障害福祉計画の見込量を超える需要に対応できるようにするため」が最も多い。
- 「その他」では「圏域単位では不足しているところもあり、需要に対応する必要があるため」という意見もあった。

■総量規制を検討すべきでない理由（単位：％）

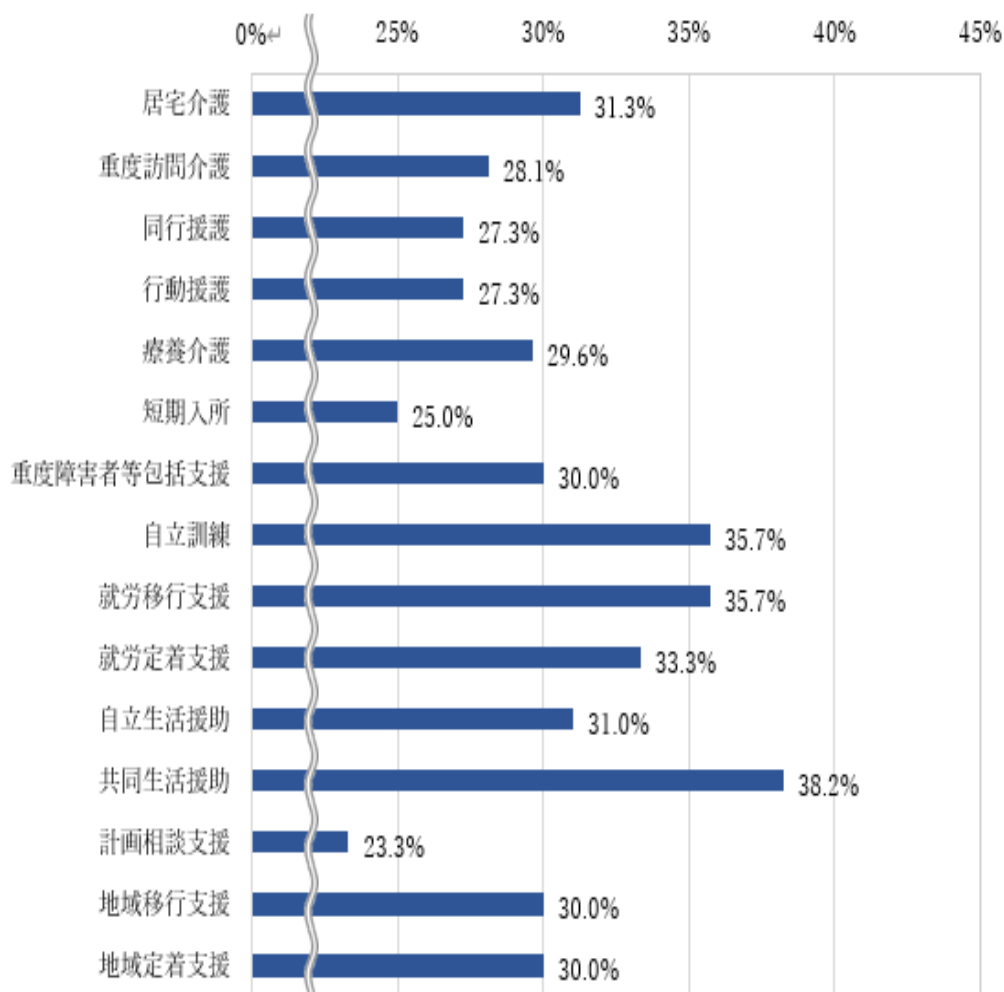
	対象自治体 数（団体）	障害福祉計画の見込量 を超える需要に対応で きるようにするため	事業者の意向がある限り は参入を認めるべきと考 えるため	新規参入の抑制により 既存の事業所の業務改善 のインセンティブが失われ るのを防ぐため	管内市町村から総量規制 に否定的な声が強いため	その他	未回答
都道府県	11	45.5	9.1	0.0	0.0	36.4	9.1
政令市	3	100.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0
中核市	13	15.4	23.1	23.1	—	38.5	0.0
事業者指定 権限を有する一般市町 村	22	63.6	22.7	13.6	—	0.0	0.0
合計	49	49.0	18.4	12.2	0.0	18.4	2.0

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

○ 総量規制の対象に加えた方がよいサービスとして、「共同生活援助」と回答した割合が最も高い（特に都道府県・政令市）。

■ 総量規制の対象として加えるべきサービス

(単位：％、複数回答、どちらともいえないを除く割合)



■ 共同生活援助を総量規制の対象として加えた方が良いと考える理由

- 他のサービスと比較して特に事業所数の増加率が高いため。
- 事業者の知識や理解が乏しい場合や、サービスの提供自体が疑わしい場合など、事業者の質に疑義があるケースが多くみられるため。
- 軽度の障害者向け施設は多く参入があり充足しているが、重度の障害者向け施設が足りていない状況で、需給のバランスが悪いため。
- 特に日中サービス支援型グループホームにおいて充足がみられる。事業者側はニーズ調査をせずにとんどん参入してきており、先行して開設した後に利用者を募るという状況がみられるため。
- 株式会社の参入が多く、開設しても利用者が集まらずにすぐ廃止してしまう事業所が多くみられるため、質を確保するためにも何らかの規制は必要と考えている。
- 事業所の管理者がしっかりしていても、そこで働いているヘルパーの方の知識が足りていない場合がみられるため。
- 民間事業者の進出など、日中サービス支援型が増え続けているため。管理者側も、世話人の確保が追いつかない。専門性が確保できない。少人数でノウハウが継承されない。強度行動障害者一人に振り回される。結果、若い知的や軽度の精神など、本来は在宅で可能な人たちもグループホームに囲い込まれている。市としては、重い人を受け入れられるグループホームのみ増えてほしい。
- グループホームは地域移行の観点で、その地域内で自律的に暮らしていくことを前提としているサービスであると認識している。従って、地域で必要とされるサービス量以上の供給は不要と考える。しかし、近年新規事業者の参入が相次いでおり、特に家賃の安いエリアの空き家を活用した事業者がみられる。空室を埋めるべく、都心部や他地域から利用者を募ることになり、地元居住者が全くいない施設も見られ、居住地特例が使えない点もあり、今後このような事例が増えていくことを懸念している。

見込量の算出方法

1 基本指針における見込量の設定方法（一部抜粋）

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

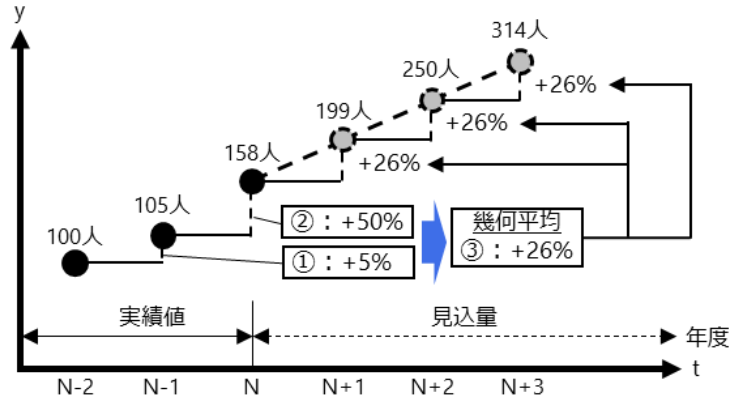
障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。また、令和4年障害者総合支援法等改正法において、指定障害福祉サービス事業者等の指定等について、関係市町村が都道府県知事に対し障害福祉計画又は障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができること等とする仕組みが創設されたことに伴い、地域の事業者と連携、協力して障害者等の支援体制の構築を推進するためには、障害者等のニーズを的確に把握し、市町村障害福祉計画等に位置付けることが重要である。

2 実績値に基づくサービス見込量の推計方法

①過去のサービス量実績値の変化率の平均を用いたサービス見込量推計方法

過去の実績値の変化率を計算し、将来の見込量を算出する。

【参考例】利用者数（人）



②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法

人口当たり利用率 = 現在のサービス利用者数 ÷ 自治体の現在の人口
サービス見込量 = 自治体の将来人口 × 人口当たり利用率

実績値に基づく見込量及びアンケート調査結果を参考としたサービス見込量の検討

手順1 実績値に基づくサービス見込量を算出し、今後の見込量の増減の傾向を判断する。

手順2 「現在のサービス利用」及び「今後3年以内の利用予定」のアンケート結果のクロス集計を行い、今後の見込量の増減の傾向を判断する。

手順3 手順1と手順2で判断した増減傾向を比較し、今後の増減を判断する。その際、手順1と手順2の傾向が相反する場合はその要因を分析する。

以上の検討を踏まえ、その他の調査結果等も参考に、見込量を検討する。

出典) 障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（令和2年3月）

障害福祉サービスの見込量の推計方法

■ 障害福祉サービスの見込量の推計方法（都道府県、単位%、複数回答）

	回答自治体数 (団体)	過去のサービス量 実績の変化率平均	人口当たり 利用率	管内市町村の 見込量を合計	その他
都道府県	47	0.0	0.0	95.7	4.3

■ 障害福祉サービスの見込量の推計方法（市町村、単位%、複数回答）

	回答自治体数 (団体)	過去のサービス量 実績の変化率平均	人口当たり 利用率	その他	未回答
政令市	12	91.7	0.0	8.3	0.0
中核市	43	83.7	4.7	7.0	4.7
10万人以上市町村	111	87.4	1.8	3.6	7.2
5万人以上市町村	138	82.6	1.4	9.4	6.5
5万人未満市町村	438	80.8	2.3	7.8	9.1
合計	742	82.5	2.2	7.4	8.0

出典）厚生労働省令和6年度障害者総合福祉推進事業 障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究報告書

障害福祉サービスの見込量の推計方法

■見込量を設定するにあたり考慮していること（都道府県、単位%、複数回答）

	回答自治 体数 (団体)	人口構成 が似た都 道府県の 伸びの状 況	周辺都道 府県の サービス 利用の伸 びや事業 所数の状 況	管内市町 村のサー ビス利用 の伸びや 事業所数 の状況	アンケー ト調査結 果（住民 のサービ ス利用意 向の動 向）	事業所調 査結果 （管内事 業所の事 業規模の 拡大・縮 小意向）	国の障害 福祉施策 の動向 （基本指 針等）	管内市町 村の障害 福祉施策 に関する 意向	その他
都道府県	47	0.0	0.0	36.2	6.4	6.4	29.8	29.8	34.0

■見込量を設定するにあたり考慮していること（市町村、単位%、複数回答）

	回答自治 体数 (団体)	都道府県 障害福祉 計画にお ける見込 み量	周辺市町 村サービ ス利用の 伸びや事 業所数の 状況	人口構成 が似た市 町村の伸 びの状況	アンケー ト調査結 果（住民 のサービ ス利用意 向の動 向）	事業所調 査結果 （管内事 業所の事 業規模の 拡大・縮 小意向）	国の障害 福祉施策 の動向 （基本指 針等）	都道府県 の障害福 祉施策の 動向	その他
政令市	12	—	0.0	0.0	25.0	25.0	41.7	—	50.0
中核市	43	—	16.3	7.0	34.9	23.3	60.5	—	16.3
10万人以 上市町村	111	19.8	17.1	0.9	39.6	32.4	37.8	19.8	12.6
5万人以 上市町村	138	23.2	28.3	8.7	42.0	23.9	34.8	20.3	5.8
5万人未 満市町村	438	24.9	33.8	6.6	34.9	16.7	28.1	17.4	3.2
合計	742	22.0	28.7	6.1	36.8	20.9	32.9	17.0	6.6

（出典）厚生労働省令和6年度障害者総合福祉推進事業 障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究報告書

第 6 期障害福祉計画の見込量と実績について

2025. 7.15時点

訪問系サービス

種類	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	7,382,400 時間	7,128,435 時間	96.6 %	7,700,023 時間	7,584,453 時間	98.5 %	8,040,206 時間	7,914,067 時間	98.4 %
	261,461 人	244,235 人	93.4 %	271,504 人	253,876 人	93.5 %	282,237 人	262,497 人	93.0 %

日中活動系サービス

種類	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
生活介護	5,877,037 人日分	5,931,147 人日分	100.9 %	5,899,797 人日分	6,109,391 人日分	103.6 %	6,125,697 人日分	5,852,083 人日分	95.5 %
	305,166 人	294,496 人	96.5 %	312,605 人	299,489 人	95.8 %	319,624 人	303,058 人	94.8 %
自立訓練（機能訓練）（※）	62,631 人日分	26,570 人日分	42.4 %	66,973 人日分	29,215 人日分	43.6 %	72,112 人日分	26,169 人日分	36.3 %
	4,721 人	2,067 人	43.8 %	5,060 人	2,274 人	44.9 %	5,415 人	2,212 人	40.8 %
自立訓練（生活訓練）（※）	249,590 人日分	209,724 人日分	84.0 %	263,279 人日分	218,170 人日分	82.9 %	277,531 人日分	210,729 人日分	75.9 %
	16,357 人	13,674 人	83.6 %	17,311 人	14,314 人	82.7 %	18,286 人	14,818 人	81.0 %
就労移行支援	651,630 人日分	613,050 人日分	94.1 %	692,698 人日分	628,788 人日分	90.8 %	734,133 人日分	602,920 人日分	82.1 %
	40,676 人	34,836 人	85.6 %	43,194 人	35,749 人	82.8 %	45,815 人	36,275 人	79.2 %
就労継続支援（A 型）	1,529,854 人日分	1,591,394 人日分	104.0 %	1,597,815 人日分	1,696,893 人日分	106.2 %	1,670,611 人日分	1,723,454 人日分	103.2 %
	79,940 人	79,592 人	99.6 %	83,713 人	84,453 人	100.9 %	87,760 人	90,106 人	102.7 %
就労継続支援（B 型）	5,066,937 人日分	5,386,448 人日分	106.3 %	5,289,532 人日分	5,897,060 人日分	111.5 %	5,518,891 人日分	5,898,595 人日分	106.9 %
	297,782 人	304,949 人	102.4 %	311,713 人	328,726 人	105.5 %	326,156 人	352,862 人	108.2 %
就労定着支援	17,520 人	14,544 人	83.0 %	20,999 人	15,735 人	74.9 %	25,272 人	17,364 人	68.7 %
療養介護	21,351 人	20,947 人	98.1 %	21,604 人	21,033 人	97.4 %	21,869 人	21,072 人	96.4 %
短期入所（福祉型、医療型）	408,931 人日分	303,015 人日分	74.1 %	428,789 人日分	370,959 人日分	86.5 %	449,293 人日分	397,282 人日分	88.4 %
	66,733 人	40,407 人	60.6 %	70,480 人	52,645 人	74.7 %	74,202 人	59,522 人	80.2 %

（※）一部自治体の数値は、機能訓練と生活訓練との和

居住系サービス

種類	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
自立生活援助	2,701 人	1,279 人	47.4 %	3,164 人	1,292 人	40.8 %	3,733 人	1,198 人	32.1 %
共同生活援助	147,031 人	156,688 人	106.6 %	155,808 人	171,651 人	110.2 %	164,940 人	187,497 人	113.7 %
施設入所支援	127,141 人	125,653 人	98.8 %	126,573 人	124,357 人	98.2 %	125,558 人	123,245 人	98.2 %

相談支援

種類	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
計画相談支援	374,065 人	238,152 人	63.7 %	398,101 人	252,287 人	63.4 %	423,441 人	262,298 人	61.9 %
地域移行支援	2,670 人	490 人	18.4 %	3,142 人	643 人	20.5 %	3,722 人	670 人	18.0 %
地域定着支援	5,917 人	4,050 人	68.4 %	6,721 人	4,137 人	61.6 %	7,641 人	4,415 人	57.8 %

第 6 期障害福祉計画における見込量と実績の対比（都道府県別）

2025. 7.15時点

※見込量は令和 5 年度分。実績値は令和 5 年度末（令和 6 年 3 月）の国保連データを使用。（単位：人）

	訪問系				日中活動系						居住系						日中活動系											
	居宅介護、重度訪問介護、 同行援護、行動援護、 重度障害者等包括支援				療養介護			生活介護			施設入所支援			共同生活援助			就労移行支援			就労継続支援（A型）			就労継続支援（B型）			就労定着支援		
	利用者数		割合 (実績/見込量)	見込量（利用者数）		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)	利用者数		割合 (実績/見込量)				
見込量	実績	見込量		実績	見込量		実績	見込量		実績	見込量		実績	見込量		実績	見込量		実績	見込量		実績						
北海道	14,188	11,954	84%	1,103	1,254	114%	17,343	17,722	102%	8,139	8,884	109%	13,568	15,744	116%	1,661	1,354	82%	4,848	5,041	104%	23,382	25,835	110%	895	614	69%	北海道
青森県	2,689	2,391	89%	290	267	92%	4,481	4,417	99%	2,358	2,353	100%	2,286	2,244	98%	290	244	84%	1,779	1,307	73%	4,554	4,617	101%	212	62	29%	青森県
岩手県	1,806	1,669	92%	365	362	99%	3,842	3,693	96%	2,009	1,990	99%	2,190	2,270	104%	361	162	45%	766	715	93%	4,864	4,803	99%	137	84	61%	岩手県
宮城県	3,440	3,397	99%	441	391	89%	5,141	4,931	96%	1,838	1,746	95%	3,032	3,482	115%	915	761	83%	1,095	1,305	119%	6,293	6,714	107%	412	424	103%	宮城県
秋田県	1,235	1,292	105%	279	268	96%	4,051	3,757	93%	2,340	2,291	98%	1,375	1,390	101%	138	77	56%	338	373	110%	2,992	3,096	103%	102	18	18%	秋田県
山形県	1,541	1,321	86%	210	195	93%	2,936	2,755	94%	1,407	1,434	102%	1,636	1,660	101%	316	181	57%	703	587	83%	3,552	3,506	99%	131	73	56%	山形県
福島県	3,436	2,496	73%	343	314	92%	5,497	4,465	81%	1,996	1,991	100%	2,605	2,562	98%	594	365	61%	608	715	118%	6,791	5,768	85%	191	101	53%	福島県
茨城県	3,328	2,894	87%	357	324	91%	7,429	7,046	95%	3,411	3,357	98%	4,017	4,814	120%	1,220	780	64%	2,364	2,435	103%	6,908	7,622	110%	337	157	47%	茨城県
栃木県	3,400	2,986	88%	278	250	90%	5,282	5,191	98%	2,089	2,027	97%	2,670	3,346	125%	420	317	75%	1,925	2,059	107%	4,390	4,898	112%	200	121	61%	栃木県
群馬県	2,709	2,678	99%	339	337	99%	4,669	4,551	97%	2,397	2,327	97%	2,669	3,335	125%	573	403	70%	849	916	108%	3,672	4,254	116%	178	119	67%	群馬県
埼玉県	12,152	11,383	94%	783	724	92%	14,974	13,655	91%	5,410	5,265	97%	6,986	8,534	122%	3,441	2,743	80%	3,175	2,726	86%	13,241	13,051	99%	1,339	1,360	102%	埼玉県
千葉県	10,140	9,207	91%	486	453	93%	13,456	12,616	94%	4,124	4,095	99%	7,786	8,988	115%	2,690	2,239	83%	3,693	3,293	89%	9,133	10,392	114%	2,259	1,329	59%	千葉県
東京都	22,913	23,645	103%	1,365	1,399	102%	23,563	23,442	99%	8,943	8,503	95%	14,416	15,971	111%	5,309	4,703	89%	1,857	2,066	111%	24,560	25,349	103%	3,659	2,559	70%	東京都
神奈川県	20,007	16,495	82%	848	850	100%	20,412	19,506	96%	4,795	4,632	97%	11,955	13,140	110%	3,629	3,324	92%	2,342	2,097	90%	14,002	15,806	113%	2,647	1,940	73%	神奈川県
新潟県	3,408	3,120	92%	547	550	101%	5,451	5,027	92%	2,501	2,425	97%	2,483	2,697	109%	850	640	75%	825	892	108%	6,528	6,881	105%	363	335	92%	新潟県
富山県	1,012	940	93%	304	294	97%	2,734	2,580	94%	1,297	1,308	101%	1,015	1,084	107%	222	157	71%	1,434	1,309	91%	2,480	2,632	106%	125	57	46%	富山県
石川県	1,528	1,435	94%	329	312	95%	2,878	2,808	98%	1,570	1,549	99%	1,657	1,806	109%	276	246	89%	1,337	1,263	94%	3,287	3,342	102%	151	95	63%	石川県
福井県	1,272	1,158	91%	164	163	99%	2,488	2,313	93%	1,704	1,236	73%	1,325	1,085	82%	229	159	69%	1,312	1,103	84%	2,683	2,877	107%	76	44	58%	福井県
山梨県	1,623	1,476	91%	136	130	96%	2,280	2,203	97%	1,075	1,035	96%	825	914	111%	198	109	55%	522	449	86%	2,365	2,536	107%	99	59	60%	山梨県
長野県	4,086	3,660	90%	412	390	95%	5,579	5,137	92%	2,169	2,146	99%	3,238	3,316	102%	592	375	63%	1,032	1,207	117%	6,500	6,444	99%	218	162	74%	長野県
岐阜県	2,596	2,276	88%	223	211	95%	5,189	4,928	95%	2,284	2,217	97%	1,783	2,203	124%	524	322	61%	2,916	2,697	92%	4,329	5,020	116%	265	150	57%	岐阜県
静岡県	4,890	4,731	97%	508	467	92%	7,931	7,630	96%	3,336	3,347	100%	3,171	4,036	127%	1,259	873	69%	2,291	2,769	121%	9,130	9,777	107%	1,308	491	38%	静岡県
愛知県	18,347	18,014	98%	749	669	89%	16,283	15,918	98%	3,948	3,819	97%	8,208	10,204	124%	3,022	2,747	91%	5,690	6,906	121%	15,221	17,629	116%	1,847	1,412	76%	愛知県
三重県	2,979	2,874	96%	253	247	98%	4,663	4,546	97%	1,647	1,647	100%	2,080	2,385	115%	409	270	66%	1,687	1,627	96%	4,698	4,860	103%	163	127	78%	三重県
滋賀県	4,834	3,999	83%	289	267	92%	3,364	3,258	97%	940	906	96%	1,634	1,842	113%	600	389	65%	854	976	114%	3,930	4,119	105%	270	159	59%	滋賀県
京都府	9,379	9,332	99%	440	394	90%	7,166	6,432	90%	2,338	2,256	96%	2,268	2,499	110%	800	717	90%	1,779	1,938	109%	6,626	7,471	113%	306	354	116%	京都府
大阪府	42,628	42,384	99%	1,065	1,029	97%	25,044	23,541	94%	4,669	4,553	98%	12,422	14,376	116%	4,838	3,910	81%	7,407	8,964	121%	21,769	30,627	141%	2,102	1,602	76%	大阪府
兵庫県	15,617	13,290	85%	937	969	103%	12,974	12,602	97%	5,184	5,213	101%	4,604	5,815	126%	1,490	1,356	91%	3,438	4,176	121%	15,680	16,648	106%	957	604	63%	兵庫県
奈良県	5,387	4,821	89%	233	227	97%	4,823	4,270	89%	1,405	1,282	91%	1,314	1,665	127%	443	326	74%	1,409	1,199	85%	2,489	3,174	128%	108	123	114%	奈良県
和歌山県	2,895	3,004	104%	276	243	88%	3,451	2,600	75%	1,233	1,125	91%	1,467	1,720	117%	168	152	90%	1,233	879	71%	4,406	3,543	80%	77	29	38%	和歌山県
鳥取県	1,412	1,174	83%	156	134	86%	1,851	1,744	94%	960	912	95%	870	913	105%	109	50	46%	450	503	112%	3,084	2,956	96%	37	17	46%	鳥取県
島根県	1,625	1,466	90%	310	305	98%	2,603	2,382	92%	1,243	1,220	98%	1,452	1,365	94%	168	92	55%	501	436	87%	2,890	2,914	101%	117	38	32%	島根県
岡山県	4,746	3,951	83%	473	470	99%	4,735	4,404	93%	2,131	2,049	96%	2,283	2,442	107%	604	514	85%	2,848	2,381	84%	4,954	5,401	109%	522	256	49%	岡山県
広島県	6,335	6,002	95%	685	637	93%	6,948	6,716	97%	2,979	2,913	98%	2,856	3,056	107%	701	715	102%	1,649	1,665	101%	7,805	8,154	104%	442	405	92%	広島県
山口県	1,633	1,473	90%	275	276	100%	3,904	3,831	98%	2,143	2,243	105%	1,570	1,658	106%	336	173	51%	632	774	122%	3,720	4,074	110%	171	114	67%	山口県
徳島県	2,547	2,539	100%	310	290	94%	2,684	2,375	88%	1,488	1,445	97%	813	813	100%	310	97	31%	843	676	80%	1,786	1,870	105%	99	38	38%	徳島県
香川県	1,869	1,891	101%	278	261	94%	2,227	2,098	94%	1,010	976	97%	901	1,063	118%	183	151	83%	375	436	116%	2,362	2,502	106%	76	70	92%	香川県
愛媛県	3,376	3,339	99%	274	243	89%	3,971	3,906	98%	2,067	2,029	98%	1,644	1,934	118%	300	208	69%	1,542	1,710	111%	4,411	4,944	112%	202	111	55%	愛媛県
高知県	1,145	1,091	95%	282	268	95%	2,121	2,079	98%	1,274	1,258	99%	1,259	1,259	100%	124	56	45%	334	333	100%	2,321	2,433	105%	88	66	75%	高知県
福岡県	12,437	11,709	94%	1,207	1,144	95%	13,428	12,770	95%	6,270	6,159	98%	7,598	8,901	117%	2,523	1,919	76%	5,987	6,547	109%	13,804	15,403	112%	1,261	822	65%	福岡県
佐賀県	1,521	1,217	80%	360	355	99%	2,274	2,176	96%	1																		

第2期障害児福祉計画の見込量と実績について

2025. 7.15時点

障害児通所支援									
種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
児童発達支援	1,086,303 人日分	1,259,142 人日分	115.9 %	1,165,590 人日分	1,455,950 人日分	124.9 %	1,248,109 人日分	1,543,834 人日分	123.7 %
	139,379 人	156,166 人	112.0 %	148,895 人	174,811 人	117.4 %	158,813 人	194,099 人	122.2 %
医療型児童発達支援	19,714 人日分	12,266 人日分	62.2 %	20,598 人日分	11,853 人日分	57.5 %	22,149 人日分	10,501 人日分	47.4 %
	2,630 人	1,810 人	68.8 %	2,751 人	1,759 人	63.9 %	2,999 人	1,715 人	57.2 %
放課後等デイサービス	3,322,661 人日分	3,332,024 人日分	100.3 %	3,597,870 人日分	3,888,056 人日分	108.1 %	3,886,423 人日分	3,996,556 人日分	102.8 %
	284,879 人	276,793 人	97.2 %	307,667 人	313,314 人	101.8 %	331,258 人	345,741 人	104.4 %
保育所等訪問支援	16,117 人日分	15,801 人日分	98.0 %	18,993 人日分	24,923 人日分	131.2 %	22,581 人日分	31,837 人日分	141.0 %
	10,420 人	10,434 人	100.1 %	12,258 人	16,248 人	132.6 %	14,519 人	20,700 人	142.6 %
居宅訪問型児童発達支援	5,826 人日分	1,333 人日分	22.9 %	6,789 人日分	1,644 人日分	24.2 %	8,434 人日分	1,615 人日分	19.1 %
	1,808 人	303 人	16.8 %	2,072 人	372 人	18.0 %	2,418 人	385 人	15.9 %

障害児入所支援									
種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
福祉型障害児入所施設	5,692 人	1,398 人	24.6 %	5,719 人	1,339 人	23.4 %	5,746 人	1,299 人	23 %
医療型障害児入所施設	4,232 人	1,821 人	43.0 %	4,290 人	1,792 人	41.8 %	4,345 人	1,762 人	41 %

障害児相談支援									
種類	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
障害児相談支援	135,521 人	90,617 人	66.9 %	148,498 人	100,751 人	67.8 %	162,643 人	108,123 人	66.5 %

第2期障害児福祉計画における見込量と実績の対比

2025. 7.15時点

※見込量は令和5年度分。実績値は令和5年度末（令和6年3月）の国保連データを使用。（単位：人）

	障害児通所支援						
	児童発達支援			放課後等デイサービス			
	利用者数		割合 (実績／ 見込量)	利用者数		割合 (実績／ 見込量)	
	見込量	実績		見込量	実績		
北海道	11,001	12,460	113%	19,171	19,769	103%	北海道
青森県	773	1,204	156%	2,760	2,708	98%	青森県
岩手県	730	928	127%	2,120	2,201	104%	岩手県
宮城県	1,383	1,849	134%	4,424	4,885	110%	宮城県
秋田県	495	562	114%	1,214	1,353	111%	秋田県
山形県	811	957	118%	2,273	2,287	101%	山形県
福島県	2,091	2,382	114%	4,724	4,557	96%	福島県
茨城県	3,001	4,034	134%	5,814	6,728	116%	茨城県
栃木県	2,392	3,098	130%	4,762	5,327	112%	栃木県
群馬県	1,232	2,043	166%	3,929	4,128	105%	群馬県
埼玉県	8,429	10,684	127%	16,577	17,035	103%	埼玉県
千葉県	7,148	10,425	146%	12,769	14,341	112%	千葉県
東京都	16,885	19,621	116%	21,775	24,499	113%	東京都
神奈川県	9,995	13,476	135%	23,849	24,163	101%	神奈川県
新潟県	1,877	1,794	96%	3,678	3,867	105%	新潟県
富山県	787	893	113%	1,704	1,917	113%	富山県
石川県	377	399	106%	2,001	2,209	110%	石川県
福井県	602	678	113%	2,146	1,849	86%	福井県
山梨県	589	640	109%	1,592	1,890	119%	山梨県
長野県	1,409	1,558	111%	4,166	4,685	112%	長野県
岐阜県	3,951	4,038	102%	4,603	5,528	120%	岐阜県
静岡県	4,466	4,877	109%	10,050	10,331	103%	静岡県
愛知県	7,652	10,106	132%	20,055	20,779	104%	愛知県
三重県	2,132	2,629	123%	5,069	4,938	97%	三重県
滋賀県	1,724	1,506	87%	3,996	3,585	90%	滋賀県
京都府	4,235	4,625	109%	6,792	6,910	102%	京都府
大阪府	13,363	16,109	121%	32,413	29,379	91%	大阪府
兵庫県	6,765	8,639	128%	15,683	16,684	106%	兵庫県
奈良県	2,875	3,562	124%	5,628	5,313	94%	奈良県
和歌山県	1,181	1,238	105%	1,989	2,405	121%	和歌山県
鳥取県	272	333	122%	1,069	1,274	119%	鳥取県
島根県	375	363	97%	1,573	1,539	98%	島根県
岡山県	5,108	5,203	102%	6,958	7,506	108%	岡山県
広島県	4,248	5,306	125%	11,408	11,668	102%	広島県
山口県	1,049	1,518	145%	2,563	2,971	116%	山口県
徳島県	1,685	1,694	101%	2,959	2,741	93%	徳島県
香川県	740	1,018	138%	1,645	2,038	124%	香川県
愛媛県	1,772	1,971	111%	3,528	3,772	107%	愛媛県
高知県	446	773	173%	1,308	1,488	114%	高知県
福岡県	5,917	7,833	132%	14,833	17,750	120%	福岡県
佐賀県	1,342	1,668	124%	3,081	3,144	102%	佐賀県
長崎県	1,590	1,987	125%	5,587	4,213	75%	長崎県
熊本県	3,901	4,269	109%	7,993	7,644	96%	熊本県
大分県	1,061	1,728	163%	2,742	3,322	121%	大分県
宮崎県	1,180	1,409	119%	2,693	3,104	115%	宮崎県
鹿児島県	5,429	7,356	136%	6,299	8,185	130%	鹿児島県
沖縄県	2,347	2,656	113%	7,293	7,132	98%	沖縄県
計	158,813	194,099	122%	331,258	345,741	104%	

第 7 期障害福祉計画の見込量について

2025. 3.11時点

訪問系サービス

種類	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
居宅介護	4, 242, 932 時間	- 時間	- %	4, 385, 395 時間	- 時間	- %	4, 535, 318 時間	- 時間	- %
	224, 740 人	- 人	- %	232, 885 人	- 人	- %	241, 364 人	- 人	- %
重度訪問介	4, 185, 768 時間	- 時間	- %	4, 401, 541 時間	- 時間	- %	4, 631, 790 時間	- 時間	- %
	15, 841 人	- 人	- %	16, 551 人	- 人	- %	17, 338 人	- 人	- %
同行援護	605, 682 時間	- 時間	- %	627, 153 時間	- 時間	- %	649, 313 時間	- 時間	- %
	29, 110 人	- 人	- %	30, 036 人	- 人	- %	31, 024 人	- 人	- %
行動援護	395, 966 時間	- 時間	- %	425, 972 時間	- 時間	- %	458, 783 時間	- 時間	- %
	16, 849 人	- 人	- %	18, 147 人	- 人	- %	19, 414 人	- 人	- %
重度障害者等包括支援	- 単位	- 時間	- %	- 単位	- 時間	- %	- 単位	- 時間	- %
	219 人	- 人	- %	230 人	- 人	- %	269 人	- 人	- %

日中活動系サービス

種類	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
生活介護	6, 094, 794 人日分	- 人日分	- %	6, 206, 057 人日分	- 人日分	- %	6, 319, 007 人日分	- 人日分	- %
	316, 913 人	- 人	- %	322, 960 人	- 人	- %	329, 218 人	- 人	- %
自立訓練（機能訓練）（※）	41, 864 人日分	- 人日分	- %	45, 057 人日分	- 人日分	- %	49, 220 人日分	- 人日分	- %
	3, 456 人	- 人	- %	3, 698 人	- 人	- %	3, 982 人	- 人	- %
自立訓練（生活訓練）（※）	282, 568 人日分	- 人日分	- %	304, 837 人日分	- 人日分	- %	330, 136 人日分	- 人日分	- %
	18, 376 人	- 人	- %	19, 740 人	- 人	- %	21, 279 人	- 人	- %
就労移行支援	696, 473 人日分	- 人日分	- %	732, 987 人日分	- 人日分	- %	771, 069 人日分	- 人日分	- %
	42, 651 人	- 人	- %	44, 835 人	- 人	- %	47, 194 人	- 人	- %
就労継続支援（A 型）	1, 818, 578 人日分	- 人日分	- %	1, 899, 559 人日分	- 人日分	- %	2, 014, 447 人日分	- 人日分	- %
	96, 606 人	- 人	- %	101, 965 人	- 人	- %	107, 598 人	- 人	- %
就労継続支援（B 型）	6, 213, 415 人日分	- 人日分	- %	6, 563, 020 人日分	- 人日分	- %	6, 872, 909 人日分	- 人日分	- %
	364, 868 人	- 人	- %	385, 679 人	- 人	- %	415, 871 人	- 人	- %
就労定着支援	20, 102 人	- 人	- %	22, 352 人	- 人	- %	24, 838 人	- 人	- %
療養介護	21, 513 人	- 人	- %	21, 784 人	- 人	- %	22, 069 人	- 人	- %
短期入所（福祉型、医療型）	420, 582 人日分	- 人日分	- %	448, 867 人日分	- 人日分	- %	479, 345 人日分	- 人日分	- %
	66, 778 人	- 人	- %	71, 010 人	- 人	- %	75, 541 人	- 人	- %

（※）一部自治体の数値は、機能訓練と生活訓練との和

居住系サービス

種類	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
自立生活援助	2, 620 人	- 人	- %	2, 925 人	- 人	- %	3, 333 人	- 人	- %
共同生活援助	192, 969 人	- 人	- %	206, 180 人	- 人	- %	220, 073 人	- 人	- %
施設入所支援	123, 512 人	- 人	- %	122, 389 人	- 人	- %	121, 087 人	- 人	- %

相談支援

種類	令和 6 年度			令和 7 年度			令和 8 年度		
	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
計画相談支援	443, 193 人	- 人	- %	467, 033 人	- 人	- %	492, 442 人	- 人	- %
地域移行支援	2, 278 人	- 人	- %	2, 570 人	- 人	- %	2, 945 人	- 人	- %
地域定着支援	5, 805 人	- 人	- %	6, 301 人	- 人	- %	6, 889 人	- 人	- %

第 7 期障害福祉計画における見込量（令和 8 年度の都道府県別利用者数）

2025. 3.11時点

	訪問系					日中活動系		居住系		日中活動系				
	居宅介護	重度訪問介	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援	療養介護	生活介護	施設入所支援	共同生活援助	就労移行支援	就労継続支援 （A 型）	就労継続支援 （B 型）	就労定着支援	
	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	見込量（利用者数）	
北海道	10,337	1,110	933	1,265	12	1,014	17,992	8,241	17,109	1,522	5,250	28,640	713	北海道
青森県	2,507	581	82	67	未設定	287	4,623	2,312	2,548	308	1,641	5,223	147	青森県
岩手県	1,762	76	340	47	0	374	4,037	1,950	2,379	313	824	5,177	127	岩手県
宮城県	3,058	136	364	80	7	414	5,116	1,743	3,939	860	1,642	7,921	453	宮城県
秋田県	1,462	55	93	16	未設定	306	3,988	2,341	1,527	68	516	3,570	9	秋田県
山形県	1,385	62	133	66	5	217	3,023	1,321	1,818	226	659	3,860	119	山形県
福島県	2,560	151	392	104	3	343	4,853	1,923	3,033	796	848	6,822	211	福島県
茨城県	2,876	181	379	123	15	357	7,531	3,342	5,744	1,107	3,164	8,958	326	茨城県
栃木県	2,696	62	508	129	4	265	5,481	2,045	4,175	387	2,765	5,310	185	栃木県
群馬県	2,281	81	447	164	1	346	4,795	2,259	3,704	476	1,081	4,838	128	群馬県
埼玉県	9,145	541	1,527	1,611	23	761	14,469	5,452	10,188	3,507	3,021	15,873	1,977	埼玉県
千葉県	8,440	559	1,203	461	14	483	13,694	4,057	11,479	2,562	4,029	12,709	1,901	千葉県
東京都	19,038	2,374	4,460	1,149	11	1,459	25,209	8,400	18,512	5,806	2,402	37,560	3,286	東京都
神奈川県	15,952	1,526	2,010	2,374	2	960	21,780	4,482	15,124	4,047	2,682	17,465	3,739	神奈川県
新潟県	2,868	121	420	143	7	567	5,486	2,426	3,167	715	1,280	7,823	433	新潟県
富山県	856	36	121	93	6	306	2,692	1,271	1,183	223	1,449	2,871	94	富山県
石川県	1,392	25	165	66	5	322	2,963	1,511	2,026	345	1,498	3,670	143	石川県
福井県	1,079	39	140	43	2	186	2,494	1,648	1,708	253	1,224	3,051	80	福井県
山梨県	1,297	113	115	139	3	141	2,431	1,022	1,005	170	504	2,780	70	山梨県
長野県	3,180	136	363	542	25	421	5,575	2,040	3,627	537	1,690	7,086	276	長野県
岐阜県	2,199	90	267	19	4	228	5,413	2,209	2,374	432	3,046	5,523	236	岐阜県
静岡県	4,517	248	718	218	2	531	8,567	3,219	5,088	1,059	3,326	10,966	623	静岡県
愛知県	16,381	1,445	1,340	1,144	6	692	17,533	3,732	12,369	3,464	7,618	20,754	1,604	愛知県
三重県	2,775	98	348	101	3	291	4,816	1,606	2,620	340	1,931	5,274	193	三重県
滋賀県	3,320	258	352	920	1	298	3,483	915	2,173	720	1,137	4,670	201	滋賀県
京都府	7,499	700	1,031	1,446	6	409	7,763	2,226	3,061	828	2,356	8,051	265	京都府
大阪府	40,933	2,899	3,757	2,224	12	1,088	25,612	4,517	17,912	5,552	11,255	41,434	2,463	大阪府
兵庫県	12,063	878	1,619	448	未設定	1,025	13,394	5,073	6,845	1,661	4,640	19,356	763	兵庫県
奈良県	3,626	146	484	1,086	3	262	5,166	1,360	1,730	574	1,696	3,236	180	奈良県
和歌山県	2,934	63	312	75	3	275	3,593	1,193	1,957	203	1,365	4,717	74	和歌山県
鳥取県	1,101	50	94	93	1	145	1,844	901	985	101	552	3,610	38	鳥取県
島根県	1,501	43	115	53	3	309	2,572	1,203	1,492	167	452	3,179	86	島根県
岡山県	4,334	196	283	197	4	507	4,986	2,056	2,874	754	2,504	6,285	371	岡山県
広島県	6,311	338	562	675	9	672	7,377	2,918	3,867	966	1,708	9,922	569	広島県
山口県	1,270	86	240	15	1	280	3,927	2,053	1,763	248	847	4,289	166	山口県
徳島県	2,123	74	441	238	0	308	2,624	1,455	947	244	929	2,070	86	徳島県
香川県	1,686	75	417	62	1	281	2,300	954	1,154	191	445	281	86	香川県
愛媛県	2,855	94	568	89	1	253	4,191	1,984	2,174	309	1,875	5,463	193	愛媛県
高知県	1,086	71	16	140	0	266	2,172	1,259	1,366	80	362	2,502	77	高知県
福岡県	10,851	406	1,473	264	20	1,196	13,987	6,008	10,804	2,398	8,901	18,076	1,067	福岡県
佐賀県	1,269	44	187	165	0	360	2,297	1,266	2,350	284	1,314	4,078	56	佐賀県
長崎県	2,285	147	400	144	11	547	4,938	2,174	3,732	295	1,323	6,699	54	長崎県
熊本県	3,993	177	378	76	9	738	5,527	2,622	3,808	452	3,378	5,565	258	熊本県
大分県	2,038	113	334	219	18	354	3,073	1,789	2,604	244	1,117	6,249	126	大分県
宮崎県	2,060	93	441	28	6	315	3,698	1,544	2,005	593	1,263	3,778	196	宮崎県
鹿児島県	2,775	323	456	79	未設定	473	5,576	2,986	4,124	355	1,771	9,047	125	鹿児島県
沖縄県	3,408	218	196	514	0	437	4,557	2,079	3,900	452	2,318	9,590	265	沖縄県
計	241,364	17,338	31,024	19,414	269	22,069	329,218	121,087	220,073	47,194	107,598	415,871	24,838	

第3期障害児福祉計画の見込量について

2025.4.25時点

障害児通所支援		令和6年度			令和7年度			令和8年度		
種類		見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
児童発達支援		1,606,964 人日分	- 人日分	- %	1,747,079 人日分	- 人日分	- %	2,001,302 人日分	- 人日分	- %
		191,984 人	- 人	- %	207,650 人	- 人	- %	229,798 人	- 人	- %
放課後等デイサービス		4,486,576 人日分	- 人日分	- %	4,846,790 人日分	- 人日分	- %	5,230,233 人日分	- 人日分	- %
		383,915 人	- 人	- %	414,220 人	- 人	- %	446,845 人	- 人	- %
保育所等訪問支援		42,261 人日分	- 人日分	- %	52,506 人日分	- 人日分	- %	67,220 人日分	- 人日分	- %
		26,069 人	- 人	- %	31,857 人	- 人	- %	40,055 人	- 人	- %
居宅訪問型児童発達支援		5,293 人日分	- 人日分	- %	5,915 人日分	- 人日分	- %	6,719 人日分	- 人日分	- %
		960 人	- 人	- %	1,064 人	- 人	- %	1,218 人	- 人	- %

障害児入所支援		令和6年度			令和7年度			令和8年度		
種類		見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
福祉型障害児入所施設		5,915 人	- 人	- %	5,923 人	- 人	- %	5,938 人	- 人	- %
医療型障害児入所施設		6,448 人	- 人	- %	6,454 人	- 人	- %	6,460 人	- 人	- %

障害児相談支援		令和6年度			令和7年度			令和8年度		
種類		見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量	見込量	実績	実績／見込量
障害児相談支援		197,268 人	- 人	- %	216,616 人	- 人	- %	236,322 人	- 人	- %

第3期障害児福祉計画における見込量

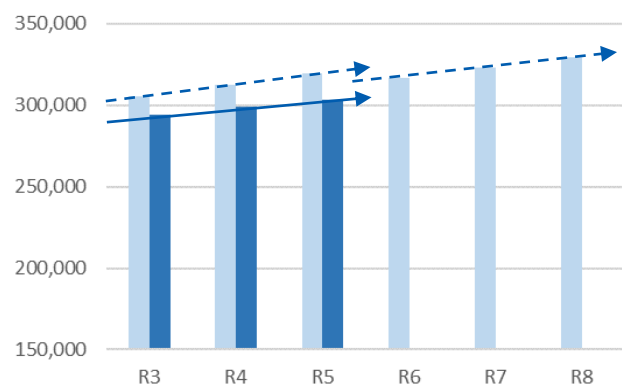
2025.4.25時点

	障害児通所支援						
	児童発達支援			放課後等デイサービス			
	見込量（利用児数）			見込量（利用児数）			
	R6	R7	R8	R6	R7	R8	
北海道	13,044	13,680	14,338	21,244	22,157	22,962	北海道
青森県	1,011	1,087	1,178	3,425	3,615	3,822	青森県
岩手県	864	901	942	2,611	2,791	2,979	岩手県
宮城県	1,862	2,060	2,279	5,251	5,674	6,129	宮城県
秋田県	591	674	768	1,604	1,828	2,084	秋田県
山形県	962	1,043	1,133	2,477	2,631	2,789	山形県
福島県	2,802	3,097	3,518	5,058	5,485	5,954	福島県
茨城県	4,167	4,565	5,005	7,509	8,237	9,052	茨城県
栃木県	2,824	3,077	3,358	5,773	6,196	6,647	栃木県
群馬県	2,067	2,224	2,395	4,327	4,591	4,867	群馬県
埼玉県	10,819	12,138	13,648	19,777	21,718	24,401	埼玉県
千葉県	10,388	11,548	18,411	15,369	16,849	18,411	千葉県
東京都	16,283	17,135	17,984	21,670	22,705	23,779	東京都
神奈川県	14,066	15,090	16,192	28,927	31,400	34,051	神奈川県
新潟県	2,025	2,179	2,350	4,889	5,324	5,802	新潟県
富山県	916	971	1,030	2,022	2,137	2,258	富山県
石川県	320	330	342	2,385	2,581	2,793	石川県
福井県	635	679	725	1,910	2,000	2,076	福井県
山梨県	564	594	626	2,090	2,232	2,394	山梨県
長野県	1,504	1,610	1,727	5,035	5,465	5,937	長野県
岐阜県	4,270	4,403	4,542	5,930	6,293	6,647	岐阜県
静岡県	5,370	5,887	6,418	10,954	11,568	12,174	静岡県
愛知県	9,932	10,847	11,869	22,379	24,095	25,922	愛知県
三重県	2,336	2,473	2,599	5,330	5,722	6,124	三重県
滋賀県	1,630	1,698	1,756	3,691	3,961	4,234	滋賀県
京都府	4,565	4,773	4,997	7,408	7,842	8,300	京都府
大阪府	16,570	18,484	20,585	36,628	40,408	44,573	大阪府
兵庫県	8,200	8,789	9,410	18,325	19,860	21,449	兵庫県
奈良県	3,199	3,874	4,121	6,339	6,228	5,998	奈良県
和歌山県	1,066	1,098	1,131	2,487	2,674	2,870	和歌山県
鳥取県	321	336	349	1,311	1,377	1,444	鳥取県
島根県	384	394	406	1,707	1,761	1,804	島根県
岡山県	5,299	5,559	5,848	8,546	9,412	10,408	岡山県
広島県	5,851	6,393	7,004	12,874	13,609	14,335	広島県
山口県	1,369	1,434	1,501	3,139	3,348	3,575	山口県
徳島県	1,769	1,823	1,873	3,282	3,444	3,603	徳島県
香川県	990	1,097	1,204	2,002	2,096	2,192	香川県
愛媛県	1,896	1,984	2,070	4,654	4,917	5,187	愛媛県
高知県	675	727	785	1,763	1,912	2,074	高知県
福岡県	8,644	9,564	10,542	19,745	22,259	24,942	福岡県
佐賀県	2,027	2,263	2,544	3,858	4,274	4,735	佐賀県
長崎県	1,983	2,187	2,401	5,439	5,910	6,422	長崎県
熊本県	3,953	4,208	4,484	8,794	9,371	9,955	熊本県
大分県	1,512	1,636	1,761	3,594	3,930	4,273	大分県
宮崎県	1,329	1,408	1,491	3,389	3,673	3,964	宮崎県
鹿児島県	6,198	6,452	6,716	8,807	9,652	10,578	鹿児島県
沖縄県	2,932	3,177	3,442	8,187	9,008	9,876	沖縄県
計	191,984	207,650	229,798	383,915	414,220	446,845	

第6期（見込量＋実績）と第7期（見込量）について

参考

生活介護（人）

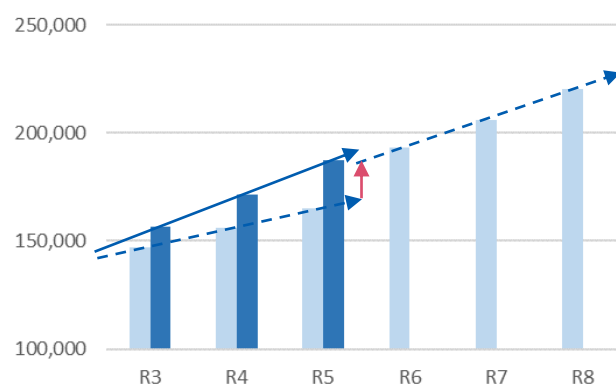


■見込量 ■実績

R 5 見込量 319,624人 ⇒ R 6 見込量 316,913人
伸び率：-0.8%

R 5 実績 303,058人 ⇒ R 6 見込量 316,913人
伸び率：4.6%

共同生活援助（人）

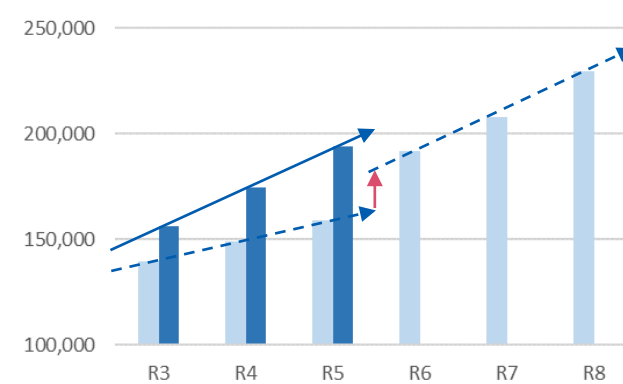


■見込量 ■実績

R 5 見込量 164,940人 ⇒ R 6 見込量 192,969人
伸び率：17.0%

R 5 実績 187,497人 ⇒ R 6 見込量 192,969人
伸び率：2.9%

児童発達支援（人）

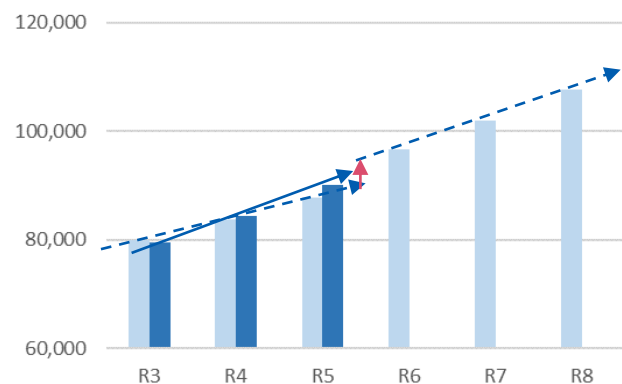


■見込量 ■実績

R 5 見込量 158,813人 ⇒ R 6 見込量 191,984人
伸び率：20.9%

R 5 実績 194,099人 ⇒ R 6 見込量 191,984人
伸び率：-1.1%

就労継続支援A型（人）

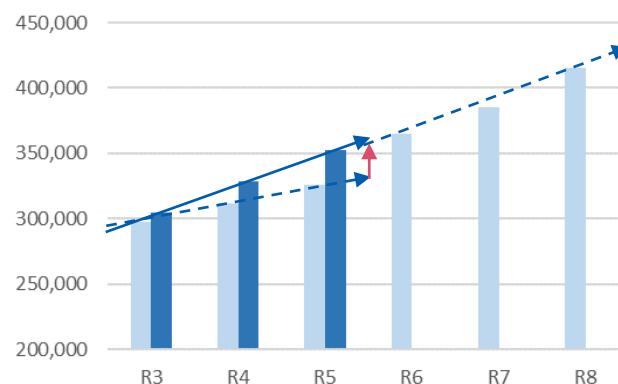


■見込量 ■実績

R 5 見込量 87,760人 ⇒ R 6 見込量 96,606人
伸び率：10.1%

R 5 実績 90,106人 ⇒ R 6 見込量 96,606人
伸び率：7.2%

就労継続支援B型（人）

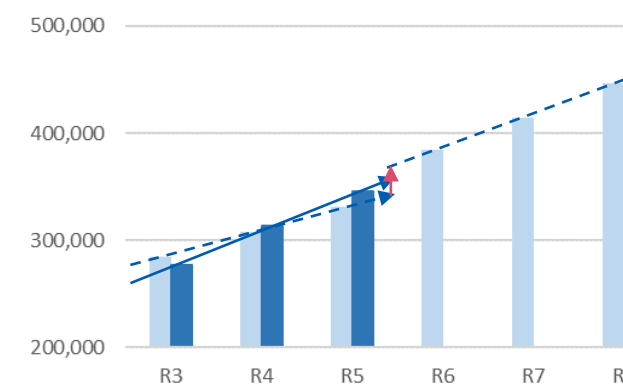


■見込量 ■実績

R 5 見込量 326,156人 ⇒ R 6 見込量 364,868人
伸び率：11.9%

R 5 実績 352,862人 ⇒ R 6 見込量 364,868人
伸び率：3.4%

放課後等デイサービス（人）



■見込量 ■実績

R 5 見込量 331,258人 ⇒ R 6 見込量 383,915人
伸び率：15.9%

R 5 実績 345,741人 ⇒ R 6 見込量 383,915人
伸び率：11.0%

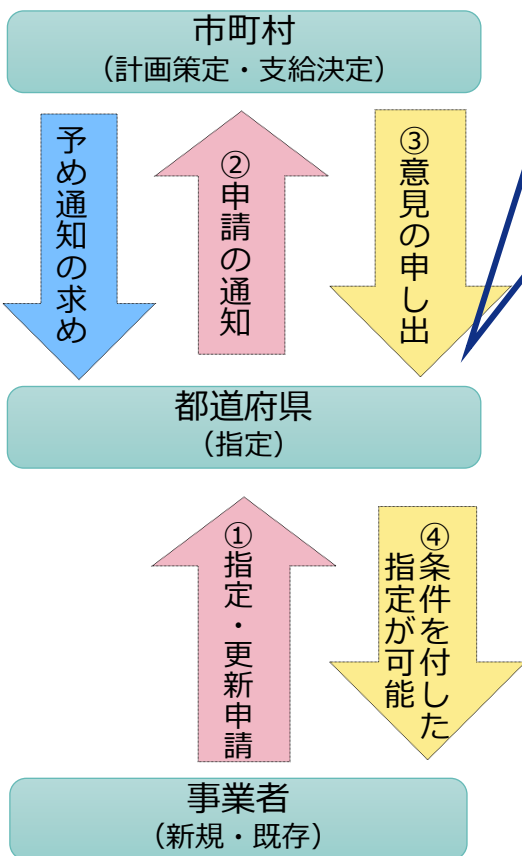
3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度について

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和6年4月から、**
 - ・ **市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること**
 - ・ **都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。**

スキーム



想定される条件（例）

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、**事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること**
- (2) 市町村の計画に**中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること**
- (3) **サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること**
- (4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること**

制度の活用について

- **都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。**
- **指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。**
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・ 制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・ 市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①**主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

① 通知の求めの具体的内容

- (1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
 - ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
 - ・ 通知の対象となる区域及び期間
 - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
 - ・ 利用者の推定数
（※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。）
 - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

② 意見の申出の具体的内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 令和6年4月の制度施行からおよそ半年が経過した時点でのアンケート調査。
- 市町村において制度が十分認知されておらず、活用が進んでいない状況がある。

■意見申出制度の認知度（単位：％）

	回答自治体 数（団体）	知っている	知らない	未回答
事業者指定権限のない 一般市町村	643	50.5	41.8	7.6

■都道府県が事業者指定する際の通知の求めの有無（単位：％）

	回答自治 体数（団 体）	既に求めている	求めていないが、今 後求めることを予定 している	求めておらず、今後 も求める予定はない	未回答
事業者指定権限の ない一般市町村	643	10.3	17.6	59.3	12.9

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 都道府県が事業者指定する際の意見申出の有無（事業者指定権限の無い自治体で、都道府県に対してあらかじめ市町村へ通知するよう求めている自治体のみ、複数回答）（単位：％）

	回答自治体数（団体）	今まで通知は無い	通知はあったが、意見申出はしていない	通知があり、意見申出を行った
事業者指定権限のない一般市町村	66	33.3	43.9	12.1

- 都道府県が事業者指定する際に通知があったものの、意見申出を行わなかった理由（事業者指定権限の無い自治体で、事業者指定に際して都道府県から通知はあったが意見申出はしていないと回答した自治体のみ、複数回答）（単位：％）

	回答自治体数（団体）	福祉計画のサービス見込量を超過していないため	特段留意すべき事項がないため	その他
事業者指定権限のない一般市町村	29	27.6	58.6	17.2

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

- 都道府県が事業者指定する際に通知があり、意見申出を行った内容
(事業者指定権限の無い自治体で、事業者指定に際して都道府県から通知があり意見申出を行ったと回答した自治体のみ、複数回答) (単位: 団体)

	回答自治体 (数)	サービス提供地域の変更を 求めること	定員の制限を求め ること	定員の追加を求め ること	中重度者や特定の障害 種別の障害児者の受入 体制を進めること	近隣の市町村への事業 所の設置に対し、自市 町村の障害児者に対 してもサービスを提供 すること	地域の事業者のネット ワークや協議会に連 携・協力又は参加する こと	その他
事業者指定権限のない 一般市町村	8	0	0	0	4	0	3	3

意見申出制度の運用フロー

令和7年3月障害保健福祉関係
主管課長会議資料

地域のニーズ
に即したサー
ビス提供体制
確保のため、
積極的に検討
いただきたい



市町村



都道府県

管内市町村に対
して、予め通知を
求めるかを明示的に
照会



事業所

予め通知
の求め

予め通知の求め
(通知届出書の提出)

①

通知の求め
をするか照会

②

計画に記載されたニ
ーズに基づき意見の
内容を検討
⇒計画の記載内容も
よく検討いただきたい

【A県の例】

・県からの「意見通知書」の送付連絡後
14日以内に意見申出書を提出。

【B県の例】

・指定（更新）予定日の前々月の15日頃
までに、意見申出書を提出

【A県の例】

・事業所より指定申請の事前協議（通常指定の3ヶ月以上前に実施）がなされたら、該当の市町村に意見照会通知書を発出。

【B県の例】

・指定予定日の3ヶ月前の15日頃を目処に、新規については事業計画書及び運営規程の概要を、更新については更新事業所一覧を、対象市町村に発出。

指定
手続き

意見申出書の提出

②

意見照会通知書の発出
(意見の有無を確認)

③

①

指定・更新の
手続きを開始

【A県の例】

・指定通知書発出前に事業者へ事前に付与する予定の条件を伝達

計画に基づく意見である
かなど、意見を勘案の上
で必要な条件を付与

条件を付与した上で
指定・更新

条件に反した事業者に対
しては勧告及び指定取消
しを行うことができる

サービス
提供・継続

サービスの提供・継続

市町村からの意見申出

根拠となる福祉計画書の記載

都道府県が付した条件

事例 1

特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。
(短期入所)

重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。

医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。

事例 2

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。(共同生活援助)

県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。

事例 3

就労移行支援や就労継続支援 A 型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。
(就労継続支援 B 型)

通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます

障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。

事例 4

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
(児童発達支援)

障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実を図っていきます。

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。

事例 5

市の(自立支援)協議会に参加すること。
(各サービス)

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、(略)、サービスの提供体制の整備に努めます。
※共同生活援助の場合

市の(自立支援)協議会に参加すること。

意見照会通知書

意見 照 会 通 知 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(届出者) ○○県知事 ○○ ○○

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。
意見がある場合は、通知の日から〇日以内に「意見申出書」により意見の申出をしてください。

障害福祉サービスの種類		多機能・共生型 実施の有無	
申請者	フリガナ		
	名称		
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名
	代表者の住所	(郵便番号 -)	
	代表者の生年月日	年 月 日	
事業指定 業へ指定 者の更新 の更新 事を業受け 所よう情と す報る	主たる	フリガナ	
		名称	
	従たる	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)
		フリガナ	
	従たる	名称	
		事業所(施設)の所在地	(郵便番号 -)
	指定(指定の更新)申請をする事業の開始(更新)予定年月日		利用者の推定数 ^{※2}
	運営規程	事業の目的および運営の方針	
		従業者の職種、人数および職務の内容	
		営業日および営業時間	
利用対象市町ごとの利用定員			

2 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所（併設事業所において行うものに限ります。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限ります。

（参考）様式例

意見申出書

意見申出書

文書番号
令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）〇〇県知事 〇〇 〇〇

（届出者）〇〇市長 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）における意見の申出について次のとおり提出します。

対象となる障害福祉サービスの種類 条件を付すことを求める理由 （障害福祉計画の該当部分を合わせて記載）	
求める条件の内容	
その他必要な事項	

- 注1 意見照会通知書の通知の日から〇日以内に当該意見申出書を提出してください。
2 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

4 サービスの質の確保に係る取組 について

適正な事業所指定に向けた取組

サービスの質の確保・向上のため、事業所指定の適切な運用に向けた取組も進める必要がある。事業所指定に係るサービス横断的な取組のほか、個別のサービスについても指定の適切な運用に資するガイドラインの作成などの取組を進めている。

1 サービス横断的な取組

(1) 指定事務に係る運用の実態把握と適正化

- 支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査。
- 令和7年度は、当該調査結果を踏まえつつ、各自治体の指定事務の運用状況等について更なる調査を行った上で、事業所指定の在り方について検討し、自治体の指定事務に資するガイドライン案をまとめる調査研究を実施予定。

(2) 意見申出制度の積極的な活用

- 令和7年3月の関係課長会議や事務連絡において、運用フロー例や活用事例、意見申出の際に用いる様式例を示して積極的な活用を促進。

2 個別サービスに係る取組

(1) 共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助における支援の質の確保等のため、令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成（今後、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定）。
- 令和7年度は、調査研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- 更に、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、令和7年度調査研究において、運営法人における内部牽制の在り方等も併せて検討する予定。

(2) 就労継続支援における支援の質の確保

- 令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、自治体による指定事務の実態把握を実施。
- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

(3) 障害児支援における支援の質の確保

- 支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインを改訂し、周知している（令和6年7月）。
- 令和6年度報酬改定において、児童発達支援・放課後等デイサービス等では総合的な支援の提供を基準で求めるとともに、事業所の提供する支援を可視化するため、支援プログラムの作成及び公表を求めている（令和7年4月から未公表減算あり）。
- 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、令和6年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催し、令和9年度以降の実施を見据え、全国共通の枠組みでの研修体系の構築に向けて検討をすすめているところ。

障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

調査研究概要

- 支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査（自治体に対するアンケート調査及びヒアリング調査）。

主な調査結果

- サービス事業者の指定の際の対応（自治体）
指定基準を満たしていれば、原則指定を行う：89.7%
基準を満たしていても指定しないことがある：4.8%
未回答：5.5%
- 事業所指定について、「基準は満たしているものの指定すべきでないと感じることがある」と回答した自治体：
全27自治体中21自治体
- 基準は満たしているものの指定すべきでないと感じた事例（一部）
 - ・ 福祉事業を営んでこなかった事業者や営利目的で参入する事業者において、障害福祉の知識や理解が不足している事業者がいる。
 - ・ グループホームや就労系サービスにおいて、営利目的で全国展開しているような事業者で、あまり良い噂を聞かないような事業者であっても、申請書類はしっかり揃っているため指定せざるを得ない実態がある。
- 意見申出制度の認知度（一般市町村）
知っている：50.5%、知らない：41.8%、未回答：7.6%

報告書まとめ

- 支給決定基準の策定や、支給決定プロセスにおける、市町村審査会や（自立支援）協議会の活用など第三者機関の活用が、地域差の是正に資する。
- 事業者指定の在り方については、サービスの質に懸念を持つ自治体が多い。事業者の運営体制や制度理解が十分でないと感じている場合であっても、指定基準をクリアした申請書類が揃っていれば事業者の指定をせざるを得ず、一部の審査業務が形骸化してしまっている。
- 障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量の推計方法において、過去のサービス量実績の伸びにとどまらず、障害福祉データベース等も活用しながら、地域の実情を踏まえた見込量の設定の仕方を検討する必要。
- 現在は総量規制の対象となっていない共同生活援助において、事業者参入が増加し、軽度者向け施設が充足する一方で中重度向け施設は不足するとともに、過剰な供給が新たな需要を生んでいる現状がある。持続可能な障害福祉サービス提供のために、総量規制の実施方針について議論を深める必要。
 - ・ 市町村において意見申出制度が十分認知されておらず、活用が進んでいない。活用を促進していくために、意見申出の活用手順や活用事例の周知が有効ではないか。

共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「グループホームにおける障害者の特性に応じた支援内容や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、来年度以降、ガイドラインの策定や資格要件・研修の導入等により具体化していく」ことが検討の方向性として盛り込まれた。
- 今後の議論に向けて、共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。
- また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

ガイドライン（案）の概要

- 共同生活援助は様々な障害者が多様な暮らしを営んでいるが、運営する事業者が利用者に対して質の高い支援を提供するために、その運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準として基本的な事項を指定基準（＊）に沿って作成したもの。

<目次>

第1章	障害者福祉の基本理念	(基本理念、虐待の防止、意思決定支援)
第2章	共同生活援助の全体像	(人員基準、運営規程、緊急時等の対応、業務管理体制の整備、苦情解決等)
第3章	共同生活援助の提供すべき支援の内容	(共同生活援助における支援と連携すべき関係機関、具体的な支援の内容等)
第4章	支援の質の向上のための取組	(事業者における取組、地域との連携)
別添1	共同生活援助ガイドライン（案）自己チェックシート	
別添2	共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等	
別添3	参考資料一覧	

今後（予定）

- 令和7年度障害者総合福祉推進事業の「共同生活援助における運営の適正化に向けた研究」において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- また、調査研究により作成されたガイドライン（案）について、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定。

＊指定基準（基準第210条の5第5項）において、「共同生活援助事業者はその提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。ガイドラインに基づいた自己評価を事業所内で共有したり自治体による集団指導や研修等において活用することや、指定共同生活援助事業者が自ら開催する地域連携推進会議において自己評価の内容を報告し、会議の構成員から客観的な助言をうけること等で支援の改善につなげていく。

自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究

(令和6年度障害者総合福祉推進事業)

概要

- 自治体における就労継続支援事業の指定業務や経営改善計画に基づく指導状況等の実態を把握し、新規指定や既存事業所に対する指導等を行う際の観点について検討を行い、参考となる優良事例の周知を行うことを目的。(自治体に対するアンケート・ヒアリング調査、有識者会議等における検討を実施)

報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
 - ・ 新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
 - ・ 指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
 - ・ 新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
 - ・ 指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

今後（予定）

- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
 - 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
 - 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本**としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせる**など、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。
※1 本人支援の**5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)**の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、**5領域の視点を網羅した支援**
※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに**加え**、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援**

児童発達支援の内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を楽しみ、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援
--	---	---	--

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)**、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備、具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練、事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドライン（概要版①）

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加（令和4年度）。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供（こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 合理的配慮の提供（社会的なバリアを取り除くための対話・検討）
- 家族支援の提供（家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進（一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組）
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築）

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（**本人支援**）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（**家族支援**）を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との並行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（**移行支援**）を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援（**地域支援・地域連携**）していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握（※1）し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援（※2）を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援（※3）を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧に支援を行っていくことが重要。**
- ※1 本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を4つの基本活動を組合せて提供する。 日常生活の充実と自立支援のための活動 多様な遊びや体験活動 地域交流の活動 こどもが主体的に参画できる活動	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援
---	---	---	---

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用することもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)**、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行って**関係機関との連携**

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

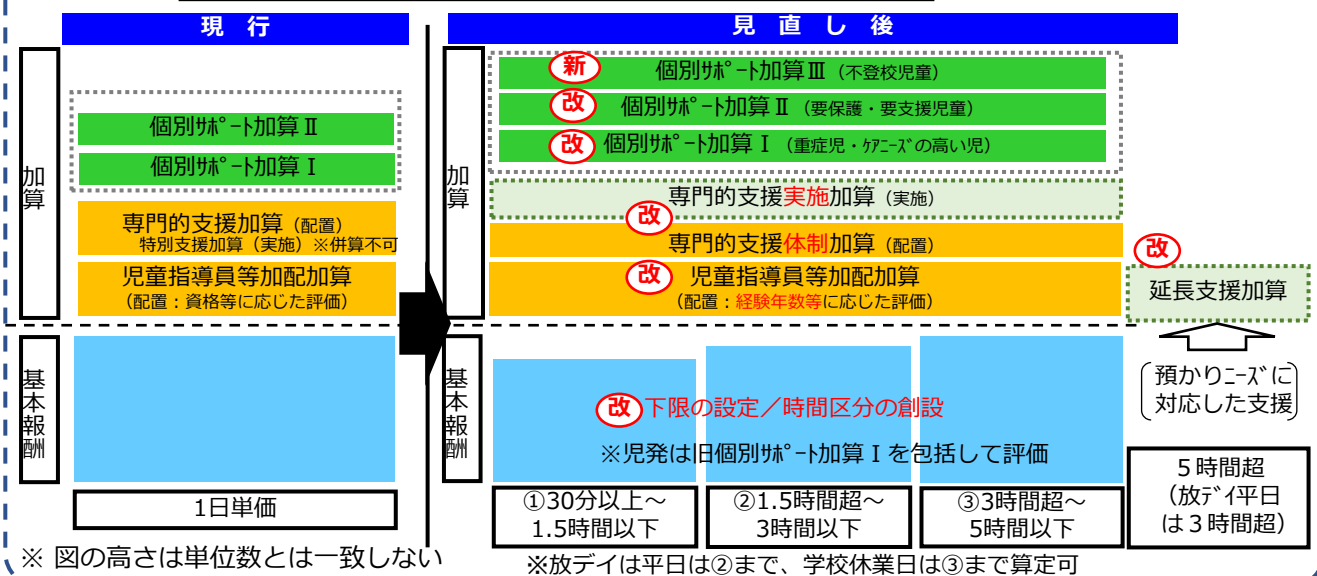
①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援プログラム**の作成・公表を求め《運営基準》とともに、**未実施減算**を設ける
- **児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- **専門的支援加算及び特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- **基本報酬**について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- **自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

【現行】	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員等を配置	49～123単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日
↓		
【改定後】	児童指導員等を配置	
	常勤専従・経験5年以上	75～187単位/日
	常勤専従・経験5年未満	59～152単位/日
	常勤換算・経験5年以上	49～123単位/日
	常勤換算・経験5年未満	43～107単位/日
	その他の従業者を配置	36～90単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】	○専門的支援加算	
	理学療法士等を配置	75～187単位/日
	児童指導員を配置	49～123単位/日
	○特別支援加算	54単位/回
↓		
【改定後】	○専門的支援体制加算	49～123単位/日
	専門的支援 実施 加算	150単位/回
	(原則月4回まで。利用日数等に応じて最大6回まで)	
	※体制加算: 理学療法士等を配置	(放デイは2回～6回まで)
	実施加算: 専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。

これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

- 障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の見直しを行う。

現状

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。**
※指針において、おおむね3年に1回の実施を求めている
※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）
- 介護保険分野のように**運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。**
※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和6年12月）
- **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（67.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する業務管理体制の検査が十分に行えていない。**
※2以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。
- **事業者向けの研修が効果的に行われていない。**
※参加率が低い（36.4%）
※オンライン講義のみ、例年1月頃に実施

見直しの方向性

（都道府県等が実施する運営指導・監査について）

- **運営指導の実施を重点化する。**
・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**3年に1回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。
※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ
- 令和7年度中に**障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成する。**
- 研修の実施方法を見直す。
・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について）

- **大規模な運営法人に対する検査を強化する。**
・2年に1回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入
・100事業所以上の法人（24法人）は2年に1回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。
・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
- 研修の実施方法を見直す。
・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる。**
・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

5 主な論点

地域差の是正・指定の在り方に係る主な論点

1 地域差の是正に向けた対応について

- 地域差の現状を踏まえた上で、下記の「2 サービス見込み量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について」「3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について」も併せて、地域差の是正にあたり、どのような対応が必要となるか。

2 サービス見込量と事業者指定（いわゆる総量規制等）の在り方について

- 総量規制は、障害福祉サービス等の供給が地域のニーズに対して過剰なものとならないよう設けられている仕組みであるが、現在は本制度の対象にはなっていないが、サービス供給量の伸びが大きく、多くの都道府県において見込み量を超えた供給量となっている共同生活援助（グループホーム）に係る総量規制の取扱いについて、どのように考えるか。
- 見込み量の設定は本制度の実施を判断するにあたって重要な指標となるが、地域差の是正の観点も踏まえ、どのように設定すべきか。
- 事業者の指定権限を有する自治体（都道府県、政令市、中核市、事業者指定権限を有する一般市町村）において、実際に総量規制を実施している自治体は1割程度にとどまる。本制度は障害福祉計画の実効性の確保に資するものであるが、地域差是正の観点も踏まえ、その活用を促進することについてどのように考えるか。

3 指定に当たっての市町村からの意見申出制度の在り方について

- 市町村が障害福祉計画に記載した地域のニーズに即したサービス提供体制の確保が図られるよう、本制度の活用促進に向けて、運用フロー例や活用事例、様式例などを示したところ。更なる制度の活用促進に向けて、どのような方策が考えられるか。

4 サービスの質の確保のための方策について

- 障害福祉サービスの実績や経験の少ない事業者が増えていることなどが指摘される中、そのような事業者のサービスの質をどのように担保するか。
- 都道府県等が実施する運営指導・監査について、令和7年度からの見直しの状況も踏まえた上で、さらにどのような取組をするべきか。